法科大学院認証評価

自　己　評　価　書

明治大学大学院法務研究科法務専攻

平成２０年６月

明　治　大　学

目　　次

Ⅰ　対象法科大学院の現況および特徴

１　現況

（１）法科大学院（研究科・専攻）名

明治大学大学院法務研究科法務専攻

（２）所在地

東京都千代田区

（３）学生数および教員数

学生数：517 名

教員数：専任 43 名（うち実務家教員 13 名）

２　特徴

（１）沿革と理念

明治大学は，現在（2008 年 5 月 1 日），法学部をはじめとする９学部，法科大学院を含む 11 大学院研究科を擁するわが国有数の総合大学である。その発祥は，明治 14 年（1881 年）に，創立された明治法律学校に遡り，「権利自由」「独立自治」を建学の精神としている。この建学の精神の下，創立以来 120 有余年，質実剛健，新しい知の創造，時代の要請をモットーとし，それに応える人材の育成に努め，すでに 40 万人を超える卒業生を社会に送り出し，わが国の発展に大きく貢献してきた。

明治大学は，その発祥の由来からして，法学教育にとくに力を入れ，現在でいう司法試験に全国で一，二を争う数の合格者を輩出し続け，明治・大正・昭和戦前期の法曹界において，明治大学出身法曹は一大勢力を形成していた。この伝統の一端は，今日にも引き継がれている。

特筆すべきは，明治大学が女性法曹育成のパイオニアであることである。昭和初期に女子部（旧女子短期大学の前身）を創設し，ここから多くの著名な女性法曹を生み出し，女性の社会進出や活動領域の拡大に大きく貢献してきた。

本法科大学院は，このような明治法律学校以来の伝統を承継しつつ，司法制度改革審議会の意見書（2001 年）の構想に忠実に，司法試験および司法研修制度と有機的に連携した「プロセスとしての法曹養成制度」の中核として，2004 年 4 月に開設された。

本法科大学院の理念は，建学の精神である「権利自由」，「独立自治」を掲げつつ，21 世紀の日本社会を担うにふさわしい法曹の養成を目指している。すなわち，幅広い教養，豊かな人間性および高い倫理観を備え，法律問題の解決に当たっては，深い専門的知識に基づく柔軟で創造的な思考によって妥当な解決を導くことができる法曹である。

（２）特徴

本法科大学院は，東京都千代田区に校舎を持つ都心型大学であり，一学年の入学定員を 200 名とする大規模校である（2008 年５月１日現在の学生数は517 名）。入学定員のうち 100 名を「未修者コース」（３年修了），100 名を「既修者コース」（２年修了）に当てている。この区分を厳格に守り，丁寧な入学試験を行っているのは，多様なバックグランドを持つ優秀な人材を数多く法曹界に送りたいと願うからである。

カリキュラムの点では，実定法科目を中心とすることは当然のことながら，学生の視野を広げるために基礎法学（法哲学，法史学，法社会学，比較法）や隣接分野（政治，経済，公共政策，立法）についても多くの科目を配置し，さらに，法曹倫理，模擬裁判，法曹実務演習などの科目によって，法曹としての心構えを修得させるようにしている。また，21 世紀の法曹は専門分野に強くなければならないとの考えから，企業法務，知的財産，ジェンダー，環境，医事生命倫理の５分野を特に重視し，重点的な科目配置をし，学生にもこれらの分野を重視した履修イメージを提示している。

教授陣に多彩な人材を擁していることも，本法科大学院の特徴である。まず専任および特任教員には，その分野の一流の研究者と経験豊かな実務家が名を連ねている。実務家教員としては，弁護士（裁判官，検察官出身者を含む）のほか，創設以来，現職の裁判官・検察官・行政官をいわゆる派遣法に基づく教員として受け入れてきた。

教育方法について言えば，これらの教員が，科目によって多少の差異はあるものの，研究者教員と実務家教員との密接な連携と周到な準備の下に，科目ごとの「チームによる教育」を目指している。学生は，講義形式の授業は原則として 50 人，演習形式では約 20 人ずつのクラスに編成されて授業を受講する。一般的にいえば，授業を担当する教員もこれに参加する学生もきわめて熱心である。教員が教壇から発する熱気と学生から教壇に向かって押し寄せる熱気とが渦巻き，教室は張りつめた緊張感に満たされている，というのが，本法科大学院を視察した多くの方の指摘するところである。教員と学生との間には，日常的に濃密な学問的人間関係が形成されている。

Ⅱ　目的

１　本法科大学院の目的

本法科大学院学則第２条は，「明治大学法科大学院は，法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観および創造的な思考力を涵養するとともに，幅広い教養と専門的な法知識を教授し，並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより，社会的，国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする。」と謳っている。

この目的は，明治法律学校の建学の精神に立ち返り，21 世紀の法曹は「豊かな人間性」，「高い倫理観」および「幅広い教養」を備えた，人間としても真に優れた法曹であるとともに，「専門的法知識」と「創造的な思考力」によって，単に社会に生起する諸問題の法的側面を切り取って，それについての専門的意見を述べるだけ（legal opinion teller）でなく，法的側面を含めてその問題全体を検討し，妥当な解決を導く者（all-purpose problem solver）でなければならない，との本法科大学院の設立の理念に基づくものである。

２　養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとしている法曹像は，上述した意味での「21 世紀の日本社会を担う法曹」である。本法科大学院では，学生が理解しやすいようにやや具体的に「養成したい法曹イメージ」を五つのパターンで示している。すなわち，「人権を尊重し『個』を大切にする法曹」，「批判的精神をもって社会秩序を探求し，人類発展に貢献する法曹」，「男女共同参画社会の形成に貢献する法曹」，「専門分野に強い法曹」，「アジア諸国において活躍する法曹」である。

（1）「人権を尊重し『個』を大切にする法曹」

明治大学の建学の精神である「権利自由」，「独立自治」は，そのまま現在にも通用する理念である。本法科大学院は，社会全体の利益の名において構成員である個人一人ひとりの基本的人権やその多様な個性が犠牲にされ，無視されることにないように，これを尊重する法曹を育成したい。

（2）「批判的精神をもって社会秩序を探求し，人類発展に貢献する法曹」

日本は，明治維新後僅かな期間に急速に近代化を果たしたが，その挙げ句に無謀な第二次大戦に突入し，この歴史の回転を法曹といえども阻止することができなかった。その深刻な過去の反省に立って，本法科大学院は，いかなる権力に対しても常に批判的精神を持しつつあるべき社会秩序の樹立を求め，人類の発展という導きの星に向かって歩み続ける法曹を育成したい。

（3）「男女共同参画社会の形成に貢献する法曹」

明治大学は，女性法曹を数多く世に送り出した伝統と実績を持つ。しかし，現在の日本が完全に男女の平等が実現し，女性が社会において男性と完全に平等な地位と権利を享受しているかといえば，そうではない。本法科大学院は，この現実を直視し，女性か男性かを問わず法曹として，社会のあらゆる面で男女の実質的平等が実現し，社会が要請する活動に男女が共同して参画できる社会を実現するように努力する法曹を育成したい。

（4）「専門分野に強い法曹」

21 世紀は，より高度な専門性が問われる時代である。そこで，本法科大学院は，法律のあらゆる分野について広く浅い知識を持つオールラウンド型の法曹（generalist）ではなく，本法科大学院がその歴史と現在の状況からとくに重視する「企業法務」，「知的財産」，「環境」，「ジェンダー」，「医事生命倫理」の５分野の一つまたは二つについて深い知識を有し，その分野で活躍できる専門法曹（specialist）を育成したい。

（5）「アジア諸国において活躍する法曹」

法律家の使命は，国境を越えて広く世界の法律家と連携して正義と平和の実現に貢献することである。本法科大学院は，日本が置かれている歴史的・地理的・文化的状況から，まず近隣アジア諸国との緊密な信頼関係を築くことに貢献し，その基盤に立って活躍する法曹を養成したい。

３　理念・目的の公表・周知

本法科大学院では，上述した本法科大学院の理念や目的を，印刷物・ウェブサイト等を用いて対外的にも対内的にも広く公表し，教職員・学生・受験生に広く周知させている。とくに新入生についてはガイダンス等を通じて周知徹底を図っている。

Ⅲ　章ごとの自己評価

第１章　教育目的

１　基準ごとの分析

１－１　教育目的

基準１－１－１
各法科大学院においては，その創意をもって，将来の法曹としての実務に必要な学識およびその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され，その上で厳格な成績評価および修了認定が行われていること。

（基準１－１－１に係る状況）

本法科大学院は，司法試験，司法修習へと続くプロセスとしての法曹養成の中核教育機関として，豊かな人間性，高い倫理観および幅広い教養を備え，法律問題の解決に当たっては柔軟で創造的な思考方法のできる法曹を育成することを目的としている。≪別添資料１の１頁，別添資料３の５頁参照≫

この目的を達するため，カリキュラムの面では，①主として法曹としての実務に必要な学識およびその応用能力を涵養するため，公法系・民事法系・刑事法系の「法律基本科目」を，１年次から３年次にわたって体系的に配置している。同様に，②主として法律実務の基礎的素養を涵養するための「実務基礎科目」，③学生がその希望に応じて多様な実定法の学識を修得するための「展開・先端科目」，さらに，④法曹は実定法の学識だけでは足りず，基礎法学や隣接領域についても幅広い教養・学識が必要であるとの観点から「基礎法学・隣接科目」を，それぞれ１年次から３年次にわたって体系的に配置している。≪別添資料１の 22～42 頁，別添資料２，別添資料３の８～10 頁参照≫

これらの科目の担当者は，いずれも研究実績のある研究者教員および経験豊富な実務家教員であり（第８章参照），これらの教員が理論的かつ実践的な教育を実施している。カリキュラムの中でとくに企業法務，知的財産，ジェンダー，環境，医事生命倫理の５分野に重点を置き，専任教員がその教育に当たっているのは，本法科大学院の特徴として，このような専門分野に強い法曹を養成したいとの理念に基づくものである（第２章，第８章参照）。

教育方法について言えば，授業は，講義形式，演習形式，実践形式（法文書作成，模擬裁判など）に応じて，クラスの規模に大小があるものの，基本的には少人数，双方向多方向授業方式で行われ，密度の濃い充実した教育が展開されている。とくに，同一科目を複数の教員が担当する科目においては，教員同士が相互に密接な連携を図りつつ教育に当たる「チームによる教育」の手法がとられ，成果を上げている（第３章参照）。

本法科大学院の成績評価および修了認定は，本法科大学院が定める成績評価基準および進級制度に基づいて，厳格に行われている（第４章参照）。≪別添資料１の 45・50・51 頁参照≫

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』（毎年全学生に配付する冊子）
教育方針・理念１頁，授業科目 22～42 頁，修了要件 45 頁，成績 50 頁，
進級・修了認定に係る異議申立て 51 頁
別添資料２『2008 年度法科大学院シラバス（授業計画）』（毎年全学生に配付する授業内容の冊子）
別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009）』（志願者など外部向けパンフレット）理念５頁，カリキュラムの特色８・９頁，開講科目一覧 10 頁

基準１－１－２
各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準１－１－１に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

（基準１－１－２に係る状況）
（１）教育の目的・理念
本法科大学院学則は，第２条（目的）で，「明治大学法科大学院は，法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観および創造的な思考力を涵養するとともに，幅広い教養と専門的な法知識を教授し，並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより，社会的，国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成することを目的とする。」と規定する。これを敷衍すれば次のとおりである。≪別添資料４の第２条参照≫
（ア）豊かな人間性，高い倫理観および幅広い教養
日本社会が今後さらに事前規制型社会から事後救済型社会へと移行するに伴って，解決を要する紛争が多発することが予想されている。また，行政が国民や住民の「幸福を追求する権利」の実現に十全に奉仕し，企業がその利益をステークホルダーである社会により良く還元するためには，いっそうコンプライアンスを重視し CSR（社会的責任）を自覚する必要がある。そのために必要なことは，「法の支配」が社会の隅々にまで行き渡ることであり，多数の優れた法曹がその推進力として，社会の各分野でその能力を発揮することである。
本法科大学院の教育目的は，人間として真に優れた法曹の育成であり，上記学則が豊かな人間性，高い倫理観および幅広い教養を謳うのも，まさにこのことを目的とするからである。
（イ）専門的法知識と創造的な思考力に基づく問題の解決能力
21 世紀の法曹は，社会に生起する諸問題について，単にその法的側面を切り取ってその専門的意見を述べるだけ（legal opinion teller）では足りず，その問題をあらゆる側面から検討し，妥当な全面的解決をもたらす者（all-purpose problem solver）でなければならない。そのためには，深い専門的法知識を前提としつつも，鋭い洞察力と独創的な思考力によって問題にアプローチできる者でなければならない。このような資質と能力を涵養するためには，単に理論的教育では足りず，理論に裏打ちされた実践的教育が必要である。
本法科大学院は，このような資質と能力を有する法曹を，実践的教育を通じて育成することを目的とする。
（ウ）学生が「自ら学ぶ」ことを前提とする教育
本法科大学院の教育は，学生一人ひとりの学力をプロセス的にフォローし，それを引き上げることを目的とするが，それは「手取り足取り教育」ではない。目指すところは，学生が「自ら学ぶ」ことを大前提としつつ，その潜在的能力を引き出す教育である。本法科大学院の教育は，司法試験の受験対策的な指導とは一線を画するものである。司法

試験の合格はその結果であって，目的ではない。以上のことは，学生にも日常的に周知徹底しているところである。≪別添資料１の１頁，別添資料３の５頁参照≫

（２）養成しようとする法曹像

本法科大学院が育成しようと考える法曹イメージを具体的に言えば，「人権を尊重し『個』を大切にする法曹」，「批判的精神をもって社会秩序を探求し，人類発展に貢献する法曹」，「男女共同参画社会の形成に貢献する法曹」，「５分野にかかわる専門分野に強い法曹」，「アジア諸国において活躍する法曹」である（その詳細については，Ⅱ目的を参照）。

このような本法科大学院の教育の目的や理念，養成しようとする法曹イメージは，要項やパンフレットによって対内的にも対外的にも，明確に示されている。≪別添資料１の１頁，別添資料３の５頁参照≫

（３）カリキュラム等との関係

本法科大学院の掲げる教育の目的・理念は，基準１－１－１に述べたカリキュラムや教育方法と適合的である。すなわち，本法科大学院の教育の目的や理念を達成するために，基準１－１－１のカリキュラムや教育方法が構想され実施されており，逆に，その忠実なる実施によって教育の目的や理念が十分に達成できる関係にある。

特に，本法科大学院は，５つの分野に重点を置き「専門分野に強い法曹」を養成することを標榜している。そのため，本法科大学院では，パンフレット等において履修イメージとして「国際法務に強いビジネス・ロイヤーを目指す人」，「知的財産分野に強い法曹を目指す人」，「社会における人間の権利擁護に向き合う法曹を目指す人」，「環境法に強い法曹を目指す人」，「医事法に強い法曹を目指す人」を例にして，具体的な履修カリキュラムを示すことによって，学生の履修意欲を高めている。≪別添資料３の 36，37 頁参照≫

（４）教育の成果

本自己評価書作成の時点までに修了者を３回出している。

①平成 18 年３月には，平成 16 年４月に入学した法学既修者 101 名中，97 名が修了した（残りの４名は退学または除籍）。そのうち 95 名が平成 18 年の第１回新司法試験を受験し，43 名が合格した（合格者数で全国第６位）。

②平成 19 年３月には，平成 16 年４月入学の法学未修者 90 名および平成 17 年４月入学の法学既修者 106 名合計 196 名中，174 名が修了した（残り 22 名は，退学 15 名，原級留置２名，在学中４名，除籍１名）。平成 19 年の第２回新司法試験は，200 名が受験し，80 名（既修者コース修了者 61 名，未修者コース修了者 19 名）が合格した（合格者数で全国第６位）。

③平成 20 年３月には，既修者コース 94 名，未修者コース 89 名，合計 183 名が修了した。

これらの数字を表にまとめ，各年度の標準修了率（入学者のうち標準修了年限で修了した者の割合）を算出すれば，次のとおりである。

年度	コース	入学者数	標準年限修了者数	修了率（%）
平成 16 年（2004）	既修者	101	97	96.0
	未修者	90	75	83.0
平成 17 年（2005）	既修者	106	99	93.3
	未修者	103	88	85.4
平成 18 年（2006）	既修者	99	92	92.9
	未修者	97	－	－
平成 19 年（2007）	既修者	105	－	－
	未修者	135	－	－
平成 20 年（2008）	既修者	76	－	－
	未修者	102	－	－

以上の結果から，本法科大学院としては，密度の濃い教育，厳格な成績評価・修了認定によって，本法科大学院が理想とする法曹の卵を，法曹養成の次のプロセスへと送り出していると自己評価している。　【解釈指針１－１－２－１】

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』教育方針・理念１頁
別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009）』
理念５頁，履修イメージ 36・37 頁
別添資料４『明治大学法科大学院学則』第２条

資料「司法試験データ」

実施年	出願者	受験者	合格者
平成 18 年（2006）	97	95	43
平成 19 年（2007）	223	200	80
平成 20 年（2008）	298	264	ー

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）カリキュラムについて言えば，本法科大学院の目的・理念に即したカリキュラムが体系的に整備されている点，本法科大学院の特徴として５専門分野に重点を置いたカリキュラム編成が行われている点が挙げられる。

（イ）教員としては，優れた研究教育実績のある研究者教員および実務経験豊富な実務家教員を人数的にも十分に揃えている点，５専門分野には専任教員を配置している点が挙げられる。

（ウ）教育方法としては，これらの教員が熱意に溢れ，密度の濃い充実した授業を展開し，とくに科目によって「チームによる教育」の手法が行われている点，「総合指導」科目および教育補助講師によってきめ細かい学生指導が行われている点が挙げられよう。

（２）改善を要する点

きわめて優秀な学生がいる反面，教員の熱意や授業の程度に対応できない学生が存在する点（同一クラス内の学生の学力・熱意のバラツキ），法科大学院側の指導にもかかわらず，学生は実定法科目中心の履修計画を立て，基礎法学・隣接科目群の履修率が低い点（実定法科目中心主義），学生の履修希望がいくつかの選択科目に集中し，そのため履修者数名の科目から希望者が 50 人を超えるためクラスを分割せざるを得ない科目まで存在し，教員の負担が偏る点（教員の負担の軽重）などが挙げられる。

第２章　教育内容

１　基準ごとの分析

２－１　教育内容

基準２－１－１
　教育課程が，理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ，法曹としての実務に必要な専門的な法知識，思考力，分析力，表現力等を修得させるとともに，豊かな人間性並びに法曹としての責任感および倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準２－１－１に係る状況）
（１）理論的教育と実務的教育の架橋
本法科大学院における理論的教育と実務的教育の「架橋」教育は，まず１年次・２年次において，法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心にした理論的教育を行い，それを基礎として２年次・３年次において，法律実務につなげる一方で，法律実務の観点から法理論を捉え，法理論的教育に反映するという連携教育が重要であると考えて，これを機軸としている。実務基礎科目では，弁護士・裁判官（以下，経験者を含む)・検察官（以下，経験者を含む）の法曹三者によるオムニバス方式によっているが，各法曹実務の観点に立っての法理論的教育への反映をも狙いとしている。

実務基礎科目としては,「法曹倫理」,「事実と証明Ⅰ（民事)」,「事実と証明Ⅱ（刑事)」の必修科目のほか，弁護士・企業法務・裁判官経験者を担当者とするエクスターンシップとローヤリングを合わせた「法曹実務演習」，弁護士・裁判官・検察官を担当者とする「模擬裁判（民事)」,「模擬裁判（刑事)」，裁判官・検察官・弁護士・外国法事務弁護士を担当者とする「民事法文書作成」,「刑事法文書作成」,「企業法務文書作成」，裁判官経験者を担当者とする「法情報調査」の科目を設置している。これらの授業を通して，法曹に必要とされるスキルが養成される。

法曹としての使命・責任の自覚，法曹倫理という法曹に必要なマインドに関しては，講義科目・演習科目において具体的な事例を検討するにあたって常に意識されているところであるが，とりわけ，カリキュラムとして開設しているオムニバス方式の「法曹倫理」において，弁護士・裁判官・検察官のそれぞれの立場における使命・責任と倫理を学ばせている。

展開・先端科目群に,「企業関係法務」,「知的財産関係法務」,「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」,「医事・生命倫理関係法務」の５分野の専門法曹を養成する科目を重点的に開設している。これらの科目では，研究者教員と第一線で活躍している実務家教員との共同による授業を実施して，理論的教育と実務的教育の架橋に努めている。≪別添資料１，別添資料３，別添資料 101 参照≫

このことから，本法科大学院では,「専門法曹養成研究教育センター」を付置し，その中に「知的財産」,「ジェンダー」,「環境」,「医事・生命倫理」の４セクションを置くこととし，2006 年３月に「明治大学法科大学院専門法曹養成研究教育センター設置要綱」

を定めた（別添資料 102)。すでに環境法セクションでは，研究所を設置し，本格的な活動に入っている。また，知的財産においても，知的財産法センターを設置するとともに，2004 年６月から，日本音楽著作権協会（JASRAC）による寄附講座として公開講座を開講しており（５年目として今年度も開講），その成果は，すでに本法科大学院（知的財産と法リサーチセンター）発行の『著作権制度概説および音楽著作権』（2006 年３月，総 478 頁），『映像コンテンツと諸課題』（2007 年３月，総頁 482 頁）として刊行されており，法科大学院における「知的財産と法Ⅱ」の講義においても活用されている。

専門法曹養成研究教育センターの４セクションにおいては，それぞれの部門における理論的教育と実務的教育の架橋を図るために，まず，関係資料の収集・整理をし，学生の授業の準備・復習に役立たせることにしている。次に，質問やリサーチペーパー執筆のために訪れた学生に対して個別的指導を実施している。環境法セクションには既に研究補助者（RA）１名を配置しているが，今後，他のセクションにおいても RA 等を採用し，教育研究の指導の補助に当たらせたいと考えている。なお，知的財産と法リサーチセンターについては，寄附講座に伴う公開講座を本法科大学院の学生も受講しており（毎年約 10 名），好評を得ている。受講生には上記の刊行物が配布されており，理論と実務を架橋する最先端の教材となっているが，単位認定までは至っていない。

（２）法学部教育との連携

本法科大学院は，法曹養成に特化した法学教育を実施しているが，法学部教育とは，このことを基準として棲み分けを行うことが必要になる。

本学法学部では「コース制」が採られている。コース制は，学生が法律科目を履修する上で，数多い授業科目の中から自分の学習目標に応じて必要な科目を選択できるように配慮したものであるが，そのコースの一つとして「法曹コース」が設置されている。この「法曹コース」は，法曹として相応しい創造的な思考力と豊かな人間性および高い倫理観を涵養し，「法」の規律の対象である「人間」についての幅広くかつ高度な理解を前提とした上で，法曹実務家となるのに必要な基礎的な能力を養成することを目的としたコースである（「法学部便覧」より引用）。「法曹コース科目群」は，コース専門法律科目，コース展開・先端科目，基礎法科目，外国法科目に分けられている。≪別添資料５参照≫

本法科大学院は，本学における既存の法学部や大学院法学研究科から独立した別個の組織として設置されている。上記の法学部における法曹コースの教育目的は，あくまでも法曹実務家になるのに必要な基礎的な能力の養成であるのに対して，本法科大学院の教育目的は，法曹となるためのより高度な理論的・実務的な教育の実施である。本法科大学院の教育は，その目的の面においても組織の面においても，法学部教育とは明確に異なっている。

本学法学部との連携が必要な事項につき連絡・協議するため，執行部を中心にして，年数回，連絡協議会を開催している。また，本学法学部の授業担当については，本法科大学院と本学法学部の各科目担当者間で毎年協議しながら，決定している。なお，このことは，当然のことながら，本学法学部の意見に拘束されるものではなく，また，入学に関しての本学法学部出身者に対する優遇措置に結びつくものではない。

【解釈指針２－１－１－１】

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009)』
別添資料５『2008 年度法学部便覧』
別添資料 101「2008 年度明治大学法科大学院開講科目一覧」
別添資料 102「明治大学法科大学院専門法曹養成教育センター設置要綱」

基準２－１－２
次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。
（１）法律基本科目
（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
（２）法律実務基礎科目
（法曹としての技能および責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
（３）基礎法学・隣接科目
（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
（４）展開・先端科目
（応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。）

（基準２－１－２に係る状況）
（１）法律基本科目
憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法の分野について，いずれもそれぞれ講義・演習科目を必修科目として開設している。法律基本科目の体系的知識の修得と，それを自在に活用できるまでの深い理解に到達することができるように，段階を踏みながら，また，理論と実務の架橋を図りながら，指導している。なお，初めて行政法や民事訴訟法・刑事訴訟法の学習を始める学生向けに，「行政法基礎」（未修１年夏期集中，既修２年４月土曜集中）と「訴訟法基礎」（１年春期集中）を選択科目として開設している。

法律基本科目については，そのほかに各法「展開演習」を３年前期・後期に選択科目として開設している。これは，１年次・２年次で修得した知識を基礎にして，判例や事例問題を多角的に検討し,思考力･応用力等の養成を図ることを目的としたものである。また，各法「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を１～３年を対象に開設している（履修可能学年は指定）が，これは「現代社会において生起するさまざまな法的紛争を理解し，解決できる能力を養成するために，まず，基本的な法知識と基本的な法思考方法を修得させ，次いで，それを基礎にして，問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図る。担当教員の専門領域を中心に，法情報調査や判例評釈・研究論文の書き方の指導，さらには進路指導など，多方面にわたり総合的に指導する。この目的を達成するために，履修学生を 20 名程度にしぼり，学生の理解度に応じて個別的に対応する」という趣旨の科目である。

必修科目として開講しているのは，以下の科目である。民事訴訟法と刑事訴訟法の講義科目は２年次配当であるが，それ以外は講義科目は１年次配当であり，演習科目はすべて２年次配当である。

①憲法については，講義科目の「憲法（統治)」,「憲法（人権)」，演習科目の「憲法演習」を開設している。

②行政法については，講義科目の「行政法応用」，演習科目の「行政法演習」を開設している。

③民法については，講義科目の「民法（総則・契約)」,「民法（財産権)」,「民法（損害賠償法)」,「家族法」，演習科目の「民法演習Ⅰ」,「民法演習Ⅱ」を開設している。

④商法については，講義科目の「商法Ⅰ」,「商法Ⅱ」，演習科目の「商法演習」を開設している。

⑤民事訴訟法については，講義科目の「民事訴訟法」，演習科目の「民事訴訟法演習」を開設している。

⑥刑法については，講義科目の「刑法Ⅰ」,「刑法Ⅱ」，演習科目の「刑法演習」を開設している。

⑦刑事訴訟法については，講義科目の「刑事訴訟法」，演習科目の「刑事訴訟法演習」を開設している。　【解釈指針２－１－２－１】

（２）法律実務基礎科目

法曹としての実務に必要な専門的知識，思考力，分析力，表現力等を修得させるために，必修科目として「法曹倫理」,「事実と証明Ⅰ（民事)」,「事実と証明Ⅱ（刑事)」を，選択科目として「法情報調査」,「民事法文書作成」,「刑事法文書作成」,「企業法務文書作成」,「模擬裁判（民事)」,「模擬裁判（刑事)」「法曹実務演習（エクスターンシップ・ローヤリング)」を開設し，法実務実践教育を行っている。担当教員は，弁護士・裁判官経験者・検察官・外国法事務弁護士の実務家教員を中心に構成されている。法律基本科目などの理解を前提にして，法理論教育と法実務教育が適切に連携できるように配慮している。　【解釈指針２－１－２－２】

（３）基礎法学・隣接科目

法の構造，法思想，法の役割，法の歴史などの基礎法学，世界的視野での法制度比較，経済，政治，公共政策などの隣接科学を学び，広い視野を持った法曹を養成することを意図した科目群である。このために,「法と裁判の基礎理論」,「法哲学」,「法社会学」,「日本法史」,「日本近代法史」,「東洋法史」,「西洋法史」,「比較法制度論Ⅰ(アメリカ)」,「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパＡ)」,「比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパＢ)」,「比較法制度論Ⅲ（アジア)」,「法と公共政策」,「法と経済」,「立法と政治」を選択必修科目として開設している。　【解釈指針２－１－２－３】

（４）展開・先端科目

別添資料１で示しているように,「企業実務と法Ⅰ」からはじまり「法学発展講座」に至るまでの 70 を超える科目を，選択必修科目ないし選択科目として開設している。グループ分けをすれば,「企業関係法務」,「知的財産関係法務」,「ジェンダー関係法務」,「環境関係法務」,「医事生命倫理関係法務」の５分野の専門法曹を養成する科目を中心にして,「国際関係法務」,「倒産関係法務」,「租税関係法務」,「経済法関係法務」,「犯罪学・少年法関係法務」,「サイバー法関係法務」などになる。いずれの科目も，現代的な諸問題について深く洞察し，適切に対応できる能力を養成することを意図している。

なお，専門法曹養成のために，2006 年３月に「明治大学法科大学院専門法曹養成研究教育センター設置要綱」を定めており（別添資料 102)，すでに環境法セクションでは研究所を設置し，本格的な活動に入っている。知的財産セクションについても，センターを設置するとともに，毎年度，寄附講座として公開講座を開講している。さらに，今年度からは，新たに保険法寄付講座も開講している。これらの公開講座については，本法

科大学院の学生も受講できる。前述したように，知的財産と法リサーチセンターの公開講座には毎年約 10 名受講しているが，保険法寄付講座は今年度から実施されるため，学生の受講者数はまだ判明していない。理論的教育と実務的教育を架橋するものとして位置づけているが，単位を認定するまでには至っていない。単位を認定するものとしては，保険法寄付講座の一環として，2009 年度から「保険法実務」(２単位，実務家教員担当）の開講を予定している。≪別添資料１の 22～37 頁，別添資料３の 10 頁，別添資料 101 参照≫　【解釈指針２－１－２－４】

（５）その他

以上に示したように,実質的に法律基本科目に当たる授業科目を,法律実務基礎科目,基礎法学・隣接科目，展開・先端科目その他の授業科目として開設することはしていない。　【解釈指針２－１－２－５】

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」

別添資料１『2008年度法科大学院要項』授業科目22～37頁 別添資料３『明治大学法科大学院GUIDE BOOK（2009）』開講科目一覧10頁 別添資料101「2008年度明治大学法科大学院開講科目一覧」 別添資料 102「明治大学法科大学院専門法曹養成教育センター設置要綱」

基準２－１－３
　基準２－１－２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに，学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また，法科大学院の目的に照らして，必修科目，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準２－１－３に係る状況）
（１）法律基本科目
（ア）公法系科目
　必修科目としては，憲法については，講義科目の「憲法（統治)」,「憲法（人権)」，演習科目の「憲法演習」を開設し，行政法については，講義科目である「行政法応用」，演習科目の「行政法演習」を開設している。公法系科目の必修科目単位数は 10 単位である。
　選択科目としては，演習科目の「憲法展開演習」,「行政法展開演習」,「公法系総合指導Ⅰ（憲法)」,「公法系総合指導Ⅱ（憲法)」,「公法系総合指導Ⅰ（行政法)」,「公法系総合指導Ⅱ（行政法)」を開設している。そのほか，講義科目の「行政法基礎」を開設している。

科目名	開講時期	単位数	形式	備考
必修科目				
憲法（統治）	１年前期	2	講義	公法系科目 必修科目は 10 単位
憲法（人権）	１年後期	2	講義	
憲法演習	２年前期	2	演習	
行政法応用	未：１年後期 既：２年前期	2	講義	
行政法演習	２年後期	2	演習	
選択科目				
憲法展開演習	３年前・後期	2	演習	
行政法展開演習	３年前・後期	2	演習	
公法系総合指導Ⅰ（憲法）	１～３年前期	2	演習	担当教員が学年指定する
公法系総合指導Ⅱ（憲法）	１～３年後期	2	演習	
公法系総合指導Ⅰ（行政法）	１～３年前期	2	演習	
公法系総合指導Ⅱ（行政法）	１～３年後期	2	演習	
行政法基礎	未：１年夏期 既：２年４月	1	講義	集中講義科目

（イ）民事系科目
　必修科目としては，民法については，講義科目の「民法（総則・契約)」,「民法（財産権)」,「民法（損害賠償法)」,「家族法」，演習科目の「民法演習Ⅰ」,「民法演習Ⅱ」を開

設している。商法については，講義科目の「商法Ⅰ」,「商法Ⅱ」，演習科目の「商法演習」を開設している。民事訴訟法については，講義科目の「民事訴訟法」，演習科目の「民事訴訟法演習」を開設している。民事系科目の必修科目単位数は 30 単位である。標準は 32 単位になっているが，第４章の基準４－２－１（２）により，24 単位を上回っている。

選択科目としては，演習科目として,「民事法系総合演習」,「民法展開演習」,「商法展開演習」,「民事訴訟法展開演習」,「民事法総合指導Ⅰ（民法)」,「民事法総合指導Ⅱ（民法)」,「民事法総合指導Ⅰ（商法)」,「民事法総合指導Ⅱ（商法)」,「民事法総合指導Ⅰ（民事訴訟法)」,「民事法総合指導Ⅱ（民事訴訟法)」を開設している。そのほか，講義科目として，刑事訴訟法と民事訴訟を合わせた「訴訟法基礎」を開設している。

科目名	開講時期	単位数	形式	備考
必修科目				
民法（総則・契約）	１年前期	4	講義	民事法系科目 必修科目は 30 単位
民法（財産権）	１年後期	4	講義	
民法（損害賠償法）	１年後期	2	講義	
家族法	１年前期	2	講義	
民法演習Ⅰ	２年前期	2	演習	
民法演習Ⅱ	２年後期	2	演習	
商法Ⅰ	１年前期	2	講義	
商法Ⅱ	１年後期	4	講義	
商法演習	２年前期	2	演習	
民事訴訟法	２年前期	4	講義	
民事訴訟法演習	２年後期	2	演習	
選択科目				
民事法系総合演習	３年前期	2	演習	
民法展開演習	３年前・後期	2	演習	
商法展開演習	３年前・後期	2	演習	
民事訴訟法展開演習	３年前・後期	2	演習	
民事法総合指導Ⅰ（民法）	１～３年前期	2	演習	担当教員が学年指定する
民事法総合指導Ⅱ（民法）	１～３年後期	2	演習	
民事法総合指導Ⅰ（商法）	１～３年前期	2	演習	
民事法総合指導Ⅱ（商法）	１～３年後期	2	演習	
民事法総合指導Ⅰ（民事訴訟法）	１～３年前期	2	演習	
民事法総合指導Ⅱ（民事訴訟法）	１～３年後期	2	演習	
訴訟法基礎	１年春期	1	講義	集中講義科目 刑事訴訟法と共同

（ウ）刑事系科目

必修科目としては，刑法については，講義科目の「刑法Ⅰ」,「刑法Ⅱ」，演習科目の「刑法演習」を設置している。刑事訴訟法については，講義科目の「刑事訴訟法」，演習科目の「刑事訴訟法演習」を設置している。刑事系科目の必修科目単位数は 12 単位である。

選択科目としては,「刑法展開演習」,「刑事訴訟法展開演習」,「刑事法総合指導Ⅰ（刑法)」,「刑事法総合指導Ⅱ（刑法)」,「刑事法総合指導Ⅰ（刑事訴訟法)」,「刑事法総合指導Ⅱ（刑事訴訟法)」を開設している。そのほか，講義科目として，民事訴訟法と刑事訴訟法を合わせた「訴訟法基礎」を開設している。　【解釈指針２－１－３－１】

科目名	開講時期	単位数	形式	備考
必修科目				
刑法Ⅰ	１年前期	2	講義	刑事法系科目 必修科目は 12 単位
刑法Ⅱ	１年後期	2	講義	
刑法演習	２年後期	2	演習	
刑事訴訟法	２年前期	4	講義	
刑事訴訟法演習	２年後期	2	演習	
選択科目				
刑法展開演習	３年前・後期	2	演習	
刑事訴訟法展開演習	３年前・後期	2	演習	
民事法総合指導Ⅰ（刑法）	１～３年前期	2	演習	担当教員が学年指定する
民事法総合指導Ⅱ（刑法）	１～３年後期	2	演習	
民事法総合指導Ⅰ（刑事訴訟法）	１～３年前期	2	演習	
民事法総合指導Ⅱ（刑事訴訟法）	１～３年後期	2	演習	
訴訟法基礎	１年春期	1	講義	集中講義科目 民事訴訟法と共同

（２）法律実務基礎科目

（ア）必修科目

解釈指針２－１－３－２の（１）にある必修科目として,「法曹倫理」,「事実と証明Ⅰ（民事)」,「事実と証明Ⅱ（刑事)」を設置している。

（イ）「法曹倫理」科目

解釈指針２－１－３－２の（２）にある「法曹倫理」を３年前期に必修科目として設置している。授業時間割上は「法曹倫理」と「法曹実務演習」が同時併行しているように見えるが，実際には,「法曹実務演習」の前半で守秘義務等の受講を済ませてから法律事務所に行かせるようにしているし,「法曹倫理」の授業の早い段階で弁護士倫理等の学習をさせているから，支障はないものと考える。

なお，法曹倫理については，他の科目，例えば，基礎法学・隣接科目群の中の「法と裁判の基礎理論」などでも，これに留意した授業を実施している。

（ウ）解釈指針２－１－３－２の（３）アにある法情報調査については，選択科目として「法情報調査」を１年夏期（集中科目）に開設しており，これは，内容としては，法情報の基本構造の理解，法情報の存在形態の理解，法情報の利用（引用）についての理解と習得,法情報の検索技法の習得等が中心となっている。全員に対するものとしては，新入生ガイダンスの際に「法情報ガイダンス」として，２時間ほど，２名の教員による講義と「第一法規による法情報検索システムの説明」,「TKC による教育支援システム活用のための説明」を行っている（別添資料 103)。

また，本学に整備されたMIND利用について，本学の情報サービス担当職員による講習会（インターネット講習会）が毎年開催されており，全員が受講している。MINDとは，教育研究利用を主たる目的として本学に整備されたネットワークのことである。

そのほか，講義・演習科目のほとんどの授業において，随時，法情報調査について指導している。例えば，２年前期の必修科目「民法演習Ⅰ」の最初の授業において全員に対し，法情報調査についての指導を行っている（別添資料104)。

同じくイにある法文書作成については，必修科目である「事実と証明Ⅰ（民事)」,「事実と証明Ⅱ（刑事)」において，全員に対して基本的な法文書作成の指導を行っている。

また，選択科目として「民事法文書作成」,「刑事法文書作成」,「企業法務文書作成」を開設している。前二者は弁護士・裁判官・検察官によるオムニバス方式による授業であり，後一者は外国法事務弁護士による授業である。裁判官，検察官および弁護人が作成する民事・刑事の裁判関係文書，企業法務に関する法文書につき，その定型文書作成の意義等の理解を深めることを目的としている。そのほか，同じく選択科目として「模擬裁判（民事)」,「模擬裁判（刑事)」,「法曹実務演習」を開設しており，これらの科目においても法文書作成の指導を行っている（別添資料 105-1，105-2)。ほとんどの学生は，これらの中のいずれか１科目を履修している。

（エ)解釈指針２－１－３－２の(４)アにある模擬裁判については,「模擬裁判(民事)」,「模擬裁判（刑事)」として開講している。これは，弁護士・裁判官・検察官によるオムニバス方式による授業である。民事事件を例にすれば，原告代理人役による訴状作成から裁判官役による判決言渡までを行うものである。学生を原告代理人役,被告代理人役,裁判官役等のグループに分け，それぞれが訴訟方針，審理方針を決定しながら，主体的に訴訟手続を進めるという内容である。

同じくイにあるローヤリングとエにあるエクスターンシップについては,「法曹実務演習（エクスターンシップ・ローヤリング)」として開講している。この科目は，依頼人との面接，相談，説得，交渉など法律実務の基礎的技能を修得させるローヤリングと法律事務所や企業法務部などでのエクスターンシップが主たる内容になっている（別添資料106)。

同じくウにあるクリニックについては，上記の「法曹実務演習」において若干取り上げてはいるが，十分なものとはいえない。明治大学ないし法科大学院付置の法律事務所としての「明治大学ローファーム（仮称)」の設置につき，現在，明大法曹会等関係者と協議しながら検討しているが，これが実現すれば，臨床教育の場として実践教育を実施できるようになる。

これらの科目については，現在のところ，すべて選択科目になっており，必修または選択必修とされていない。

科目名	開講時期	単位数	形式	備考
必修科目				
法曹倫理	３年前期	２	講義	実務基礎科目群 必修科目は６単位
事実と証明Ⅰ（民事）	２年前期	２	講義	
事実と証明Ⅱ（刑事）	２年後期	２	講義	

選択科目				
法情報調査	１年夏期	1	実習	集中科目
民事法文書作成	３年後期	2	実習	
刑事法文書作成	３年後期	2	実習	
企業法務文書作成	３年前期	2	実習	
模擬裁判（民事）	３年後期	2	実習	
模擬裁判（刑事）	３年前期	2	実習	
法曹実務演習（エクスターンシップ・ローヤリング）	３年通年	4	講義 実習	

（オ）解釈指針２－１－３－２の（５）にある公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目および専門的訴訟領域の実務に関する授業科目としては，３年次の「行政法展開演習」の中の分野として「行政訴訟実務」を開設しており，実務家教員（弁護士）が担当しているほか,「明治大学法科大学院専門法曹養成研究教育センター設置要綱」に基づき環境法セクションを設置して，環境法の講義・演習科目と連動させながら指導している。そのほか,「医事・生命倫理と法」,「ジェンダーと法」などの科目においても，訴訟実務を意識した授業を行っている。【解釈指針２－１－３－２】

（３）基礎法学・隣接科目

広い視野を持った法曹を養成するためには,基礎法学･隣接科目の学習が重要である。そのため,「法と裁判の基礎理論」以下 14 科目を開設しており，原則として１年から３年まで履修できるようになっている。これらのうち４単位以上を選択必修としている。

【解釈指針２－１－３－３】

（４）展開・先端科目

企業関係法務，知的財産関係法務，ジェンダー関係法務，環境関係法務，医事生命倫理関係法務の５分野の「専門」法曹を養成するための科目を重点的に設置しており,「企業実務と法Ｉ」からはじまり「法学発展講座」に至るまでの 70 を超える科目を開設している。これらのうち,「企業実務と法Ｉ」から「国際私法総合演習」に至る 54 科目の中から 12 単位以上を選択必修としている。【解釈指針２－１－３－４】

≪別添資料２，別添資料 101 参照≫

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」

別添資料２『2008年度法科大学院シラバス（授業計画）』 別添資料 101「2008 年度明治大学法科大学院開講科目一覧」 別添資料 103「新入生ガイダンス時に配布した「法情報調査」のレジュメ等」 別添資料 104「民法演習学習のポイント」 別添資料 105-1「「模擬裁判（民事）」資料１」 別添資料 105-2「「模擬裁判（民事）」資料２」 別添資料 106「2008 年度 法曹実務演習のシラバス（抜粋）」

基準２－１－４
各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第２１条から第２３条までの規定に照らして適切であること。

（基準２－１－４に係る状況）

本法科大学院においては，講義・演習科目は，授業１単位の学習時間は，授業時間数については毎週１時間（１期 15 時間），自習時間については毎週２時間（１期 30 時間），合計で毎週３時間（１期 45 時間）である（別添資料１の 22 頁）。大学設置基準第 21 条に適合している。

これを具体的に，今年度を例にして説明すると，前期は４月１日から７月 31 日までの期間の計 18 週（授業は４月３日から７月 24 日までの各曜日 15 回，定期試験は７月 25 日から 31 日までの１週間），後期は９月 20 日から２月３日まで（除く，12 月 23 日から１月７日）の期間の計 18 週（授業は９月 20 日から１月 27 日までの各曜日 15 回，定期試験は１月 28 日から２月３日までの１週間），総計 36 週であり，大学設置基準第 22 条および第 23 条に適合している。なお，若干の科目については，定期試験を実施せず，平常点やレポートにより成績評価を行っている。≪別添資料１のⅵ・ⅶ頁，別添資料２，別添資料 107 参照≫

休講となった授業科目については補講を行うが，原則として，同一週もしくは翌週以内に，６・７時限を含めた時間帯に実施している。補講のある週は，講義・演習が集中することにより，教員も学生も大変であるが，この原則を厳守している。≪別添資料１の 42 頁参照≫

資料「休講・補講掲示」

前期　休講に伴う補講のおしらせ（法科大学院）　　　　最終更新日６月 24 日

休講日	曜日	時限	科目	担当教員		補講日	曜日	時限	教室	備考	発表日
7/17	木	3	企業会計法　あクラス	佐藤敏昭	⇒	7/23	水	3	未定		4/1
4/29	火	3	公法系総合指導Ⅰ（行政法）C	猪股弘貴	⇒	未定					4/22
5/1	木	4	民法演習　②クラス	中山知己	⇒	7/23	水	4	310L		4/23
4/29	火	4	企業法務文書作成	鈴木修一	⇒	未定					4/25
5/1	木	5	展開・先端系総合指導Ⅰ（ジェンダー法）	角田由紀子	⇒	7/1	火	6	310K		4/25
5/19	月	2	刑法展開演習	中空壽雅	⇒	7/17	木	3	310L		6/23
5/19	月	4	法曹倫理（講義 a）	金野志保	⇒	7/23	水	4	309E		6/9
5/19	月	5	法曹倫理（講義ｂ）	金野志保	⇒	7/23	水	5	309E		6/9
6/6	金	1	公法系総合指導Ⅰ（憲法）C	高橋和之	⇒	6/26	木	6	309D		6/3
7/14	月	3	日本法史	高塩　博	⇒	7/22	火	6	309H		6/4
6/25	水	3	商法展開演習Ａうｸﾗｽ	藤原俊雄	⇒	7/2	水	6	309D		6/4
6/11	水	3	商法Ⅰ　ａクラス	河内隆史	⇒	7/9	水	6	309A		6/5
7/17	木	3	民事訴訟法Ｃ［Ⅰ］	青山善充	⇒	7/17	木	1	309C		5/10

7/17	木	2	刑事訴訟法展開演習Ｂ	倉科直文	⇒	7/11	金	6	310E		6/4
7/16	水	4	刑事法総合指導Ｉ（刑法）Ｃ	須之内克彦	⇒	7/16	水	6	309D		6/9
6/13	金	5	商法演習⑥	徳本穰	⇒	未定					6/10
7/17	木	3	日本法史	高塩博	⇒	7/22	火	6	309H		6/16
6/17	火	5	消費者法	池本誠司	⇒	7/14	月	6	309C		6/17
7/3	木	4	憲法展開演習Ｃ　あｸﾗｽ	高橋和之	⇒	7/2	水	6	309B	あ・い合同	6/17
7/3	木	5	憲法展開演習Ｃ　いｸﾗｽ	高橋和之	⇒						

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
　　学年歴・授業実施スケジュール　ⅵ・ⅶ頁
　　学習時間 22 頁，休講・補講 42 頁
別添資料２『2008 年度法科大学院シラバス（授業計画）』
別添資料 107「2008 年度法科大学院時間割」

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）理論的教育と実務的教育の架橋について

実務基礎科目群の各科目や基礎法学・隣接科目群の「法と裁判の基礎理論」等において，実務家教員をまじえたオムニバス方式を採用している。両者の架橋については常に意識しており，この４年間で教員間にほぼ定着してきたものと思われる。とりわけ，展開・先端科目群における「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事生命倫理関係法務」の５分野の専門法曹養成科目については，本法科大学院に「専門法曹養成教育研究センター」を付置し，その中に「知的財産」「ジェンダー」「環境」「医事生命倫理」の４セクションを置くこととし，すでに知的財産並びに環境セクションでは，センターまたは研究所を設置し，本格的な活動に入っている。ここでは，理論的教育と実務的教育の架橋それ自体が目的になっている。

また，「行政法展開演習」（３年，前・後期各２単位）の中の一分野として「行政訴訟実務」を開設しており，実務家教員（弁護士）が担当している。これは，憲法・行政法に関係する訴訟について，理論と実務の架橋を強く意識した科目である。

（イ）日本音楽著作権協会（JASRAC）等による寄附講座としての公開講座の開講

上記の点とも関連するが，知的財産については，2004 年度から５年間（今年度は５年目），日本音楽著作権協会（JASRAC）による寄附講座として公開講座を実施しており，今年度も第１回の５月 10 日から 24 回にわたり実施する予定である。講師陣は，本法科大学院の専任教授のほか，文化庁著作権課や著作権研究分野で著名な研究者・弁護士で構成されており，その成果は，すでに本法科大学院発行の『著作権制度概説および音楽著作権』（2006 年３月，総 478 頁）と『映像コンテンツと諸課題』（2007 年３月，総 482 頁）として公表されている。公開講座は，法科大学院の学生も聴講しており，刊行物は，法科大学院における講義においても活用されている。そのほか，同趣旨の寄付講座として，今年度から３年間にわたり，「第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座」を実施する計画であり，今年 12 月 20 日（土）には，「新しい保険法と市民生活」（仮題）と題して，公開シンポジウムを行う予定である。これらの寄付講座は，いずれも理論的教育と実務的教育の架橋を試みると同時に，その成果を広く社会に還元することを意図したものである。

（ウ）基礎法学・隣接科目の充実

本法科大学院では，豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹を育成するために，基礎法学・隣接科目群に多数の科目を配当している。これらのうちから４単位以上を選択必修としている。各科目の内容についても，この趣旨を貫徹できるように配慮している。各科目の学年配当も適切になされているものと考える。

（エ）展開・先端科目の充実

これについても，きわめて多数の科目を開設し，自己の関心と進路に沿って選択できるように配慮している。各科目の学年配当も適切になされているものと考える。

（オ）法学部教育との連携

本学法学部との間で，連携を維持するために年数回，連絡協議会を開催している。この連絡協議会のほか，法分野ごとに関係教員が集まって相談・協議するという体制が出来上がっており，それぞれ順調に運営されている。

また，この連絡協議会には本学大学院法学研究科の執行部も参加している。本法科大学院を修了した者が，将来，研究者を志望したり，より高度の専門知識を修得することを希望することがあるので，その場合の入学・研究体制について協議している。

（２）改善を要する点

（ア）クリニックについて

法曹実務実践科目として「法曹実務演習」（４単位）を開設しているが，そこではエクスターンシップとローヤリングを中心にしており，クリニックについては簡単な説明に終わっている。この点については，本法科大学院設置当初から問題にしてきたところであり，現在,「明治大学ローファーム（仮称)」の設置に向けて，明大法曹会等の関係者と協議しながら検討している。明治大学ローファームでは，学生の法律相談や法曹臨床教育の場として，法曹実践教育を実施する計画である。

（イ）　修了論文（リサーチペーパー）等の作成

２年間ないし３年間在籍して学習・研究をし，修了するわけであるから，特定のテーマについての研究レポート程度のものを成果としてまとめさせることも必要ではないかと考えている。現在のところ，数名の教員が受講生に課して，その成果を年度末に冊子にして刊行しているが,これを一般的に制度化することが今後の課題である。手始めに，今年度からは，各系「総合指導Ⅰ・Ⅱ」の中で，希望する学生に対してリサーチペーパーの作成を指導することにしている。

第３章　教育方法

１　基準ごとの分析

３－１　授業を行う学生数

基準３－１－１
　法科大学院においては，少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ，一の授業科目について同時に授業を行う学生数が，この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準３－１－１に係る状況）
　法科大学院に求められる，少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われるためには，一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていることが肝要であることから，本法科大学院においては，多様な科目の性質および教育課程上の位置づけを配慮し，各科目における教育効果があげられるように，クラスの規模を決定している。未修者である１年次生は，法律学についてまったく知識をもっていないこと，また，２年次生でも，行政法，民事訴訟法，刑事訴訟法などの科目については，十分な法的素養を備えていないことを前提に，初学者に対する体系的な教育を施すため，法律基本科目の場合，講義科目については１クラス 50 人を基準にしてクラス編成を行っている。それに対して，演習クラスについては，双方向的，多方向的に密度の濃い教育を行うため，１クラス 20 人を基準にしてクラス編成を行っている。今年度は,講義科目および演習科目のいずれについても,この基準をほぼ充足しているが,演習科目の場合，クラスによって，人数に若干のバラツキがある。本学では３月 31 日まで入学辞退を認めているが,授業は４月早々に開始されるため（本年度は４月３日），クラス編成の修正が不可能であるためである。この点を改善するには，入学者の確定時期を早めることが必要と考えるが，入学辞退の期限を３月 31 日とするのは大学全体の方針であるため，変更するのは困難であり，クラスによる人数の偏りはある程度やむを得ないと考える。≪別紙２の別紙様式２参照≫　　　　　　【解釈指針３－１－１－１】
　選択科目についてもおおむね定員を遵守しているが，３年次の必修科目が少ないことから，特定の選択科目に履修希望者が殺到することが予想される。そこで，在学生を対象に新学期の前にアンケートをとり，特に希望者の多い各法系の展開演習および実務系科目については対応策を講じており，ほぼ定員の枠内に収めている。上記の授業アンケートや，過年度において履修希望者が殺到し，１クラスの定員を大幅に上回る事態を生じた科目については，あらかじめクラスを増設することにより，対応を図っている。なお，履修者数は再履修している者を含めた人数である。　　　【解釈指針３－１－１－２】
　法科大学院の授業の性質上，他専攻等の学生による履修は認めていない。学則には，従来の学部・大学院等と同様に科目等履修生に係る規定はあるものの，開講後，法科大学院の授業内容や制度趣旨から，科目等履修生の受け入れは必ずしも適当とは考えられないと判断するに至ったため,これまで,科目履修生の受け入れを運用上行っていない。

【解釈指針３－１－１－３】

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」 別紙２（別紙様式２）「学生数の状況」

基準３－１－２
法律基本科目について同時に授業を行う学生数は，５０人を標準とすること。

（基準３－１－２に係る状況）
法律基本科目の場合，講義科目については１クラス 50 人を基準にしてクラス編成を行っている。１年次配当科目は，未修者のみを対象としており，法律学についてまったく知識をもっていないことを前提に，基本的な知識と法的思考能力を備えさせるのに適切な人数として設定したものである。また，２年次生でも，行政法，民事訴訟法，刑事訴訟法などの科目については，未だ十分な法的素養を備えていないことを前提に，初学者に対する体系的な教育を施すのに適切な人数として設定したものである。

今年度の未修者の入学者数は 102 名であり，原級に留まる者 5 名，休学から復学した者１名を加えると，１年次の在籍者は 108 名であり，学生定員を８名上回っている。その結果，必修の講義科目においは，50 人定員のところ，最大でも 7 名超過しているにすぎない(原級者･復学者４名の中には,必修科目の一部を履修済みの者が含まれるため)。

【解釈指針３－１－２－１】

２年次は,未修･既修別にクラス編成を行っていたが,カリキュラム改訂に当たって,未修者と既修者の法的知識および法的思考能力の格差を解消するための手当てを行い,今年度から未修・既修別のクラス編成を原則として廃止した。今年度の既修者の入学者数は 76 名であり，２年次の在籍者は，原級に留まる者０名，休学から復学した者２名を含めて，未修者 131 名，既修者 76 名，合計 207 名である。講義科目は４クラスを設けており，最も人数の多いクラスでも 55 名であり，50 名の基準をほぼ充足している。

３年次の在籍者は，原籍留置者０名，休学から復学した者３名を含めて，未修者 99 名，既修者 103 名，合計 202 名である。必修科目「法曹倫理」のための講義クラスは４クラスを設け,最も人数の多いクラスは 51 名であり,50 名の基準をほぼ充足している。

資料「在籍者数における留年者，休学者，復学者の人数」(2008 年度)　2008.5.1 現在

	未修者コース				既修者コース				在籍者合計
	在籍者	留年	復学	休学	在籍者	留年	復学	休学	
１年生	108	5	1	0	－	–	–	–	108
２年生	131	0	1	0	76	0	1	0	207
３年生	99	0	3	0	103	0	0	0	202
合計	338	5	5	0	179	0	1	0	517

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」

３－２　授業の方法

基準３－２－１

法科大学院における授業は，次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（１）専門的な法知識を確実に修得させるとともに，批判的検討能力，創造的思考力，事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力および法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために，授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

（２）１年間の授業の計画，各授業科目における授業の内容および方法，成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

（３）授業の効果を十分に上げられるよう，授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

（基準３－２－１に係る状況）

（１）授業の形式および方法

本法科大学院の教育課程は，初学者の段階では，基礎的な科目を中心に学習し，３年次になって広い視野のもとで,自分にあった選択科目の履修がすることができるように,カリキュラムが設計されている。すなわち初学者が体系的に法律学を学ぶには，一定のプログラムに従って履修することが効果的であるという考えから，１年次・２年次配当科目はほとんど必修科目とされている。　【解釈指針３－２－１－１】

未修者を対象とする１年次は講義形式による科目が中心であり，専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼を置いている。２年次・３年次は演習形式による科目を中心に構成し,複数の教員が同一科目を担当する。2年次は,判例や学説の読み方,事実の正確な分析と把握，法解釈力の基礎などの育成を主眼とし，3年次は，批判的検討能力，創造的思考力，事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析力および法的議論の能力を修得することを主眼とする。これらの目標を達成できるように，担当教員間で教育内容および授業の進め方について頻繁に検討がされており，改善がはかられている。学生の質問にも丁寧に答えるように努力している。

【解釈指針３－２－１－２】

講義形式では，１クラス 50 名を標準として，体系に則って双方向授業が行われている。演習形式では，１クラス 20 名を標準として，課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向・多方向授業を展開している。特に法律基本科目を中心として，双方向的・多方向的な検討を通じた授業の効率的な進め方について，一層の向上を図るためにＦＤ研修などを通して議論・研究している。「法情報調査」，「法文書作成」「模擬裁判」などの授業は実践形式で行われる。個別指導形式は，公法・民事法・刑事法の「総合指導Ⅰ」，「総合指導Ⅱ」の多くで採られており，学生からの問題提起や疑問に応じた研究・学生指導が行われる。これらの授業形式のなかから，授業科目の性質に応じて，適切な方法が選択されている。当然のことながら個々の学生の習熟度には差があるので，特に「総合指導」では，各学生のレベルに応じた指導を可能にするため，法学未修者のための法律学の基礎的学習から，学術的な研究論文の指導まで，学生の希望に応じた臨機応変な対応をとれるようにしている。教材や関係資料は，レジュメ，

演習教材，判例を素材とした事例集など，担当教員によって作成されたものが少なくなく，これらは法科大学院の教育にとって適切な内容と考える。≪別添資料 108 参照≫

【解釈指針３－２－１－３】

法律実務科目として，クリニックは実施していない。エクスターンシップの実施に際しては，参加学生に対する事前の指導を通じて，法令遵守と守秘義務について適切な指導を行っている。また，本法科大学院の教員と研修先の実務指導者との密接な連絡のもとに，適切な指導監督が行われ，成績評価についての責任体制も確立している。具体的には,派遣先から提出された成績評価をそのまま当該科目の成績評価とするのではなく，派遣先の評価，実務研修終了後に学生に提出させたレポート等により，実務研修の成果を担当教員が評価し，責任者が最終的にこれをとりまとめて成績評価を行う体制としている。研修学生は研修先から報酬を受け取っていない。≪別添資料 109-1，109-2 参照≫

【解釈指針３－２－１－４】

（２）学生に対する授業内容・成績評価方法等の周知

各授業科目の教育目的を効果的に達成するため，少人数による双方向的・多方向的な授業を実施できるように，学年のはじめに詳細なシラバスを配布しており，授業内容および成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。≪別添資料２参照≫

（３）授業時間外における学習支援

各学生は１日に履修する必修科目が２科目以内になるように時間割が設定されており，予習・復習の時間的余裕をもてるように配慮している。また，学生が予習できるように，教材や関係資料を事前に配布する科目がほとんどであり，計画的な学習が可能な態勢をとっている。課題を出す科目も少なくなく，学習成果がこまめにチェックされる。教育補助講師制度を通して，個々の学生の学習レベルや希望に合わせた履修指導の態勢をとっている。教育補助講師は相当数の学生に利用されており，教員に対する日常的な質問や相談とともに，効果的な指導体制をとっていると考える。文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセスによる学業評価システム」を開発し，2007年度に稼働させた。まだ十分とはいえないが，このシステムが本格的に活用されれば，各科目間の有機的関連を踏まえた総合的な指導・学習が可能になると考える。

「プロセス学業評価システム」においては，法科大学院に「学生学習ファイル」用のコンピュータを設置し，法律基本科目（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）について，学生毎に，自主学習状況，出欠状況，課題提出による理解度状況，小テストの成績による当該科目の習熟度状況，各科目の最終成績などを入力し，データベースを構築するとともに，学生が自己の習熟度を的確に把握できるように，「学生学習ファイル」を作成してその内容を紙媒体で当該学生に提供するというものである。これにより，レポート，小テスト，出欠状況などの情報に基づいて，履修中の学生に対して，科目担当教員は教育補助講師に指示して，学習指導をさせ，科目担当教員は，定期試験の結果のみによる成績評価ではなく，レポート，小テスト，出欠状況なども勘案して最終的な成績評価を行うとともに，成績評価に関する学生からの疑義の申立てに適切な対応をすることを可能にしようとするものである。≪別添資料 110 参照≫

授業はアカデミーコモンで実施している。建物は異なるが，学生全員が利用できる自習室を用意し，各自に固定的な座席およびロッカーが与えられている。また，ローライブラリー，法廷教室も備えるとともに，E-ラーニング，インターネット等によるデータベース，明治大学のポータルサイトである Oh-o!Meiji システム等による学習支援態勢も整備されており，学習環境は良好である。さらに学生が自主ゼミを行えるような施設も完備されており，授業時間外における学習を充実させる措置を講じている。≪別添資料１の 80・81 参照）

【解釈指針３－２－１－５】

集中授業はほとんどないが，2008 年度に実施があるのは，４月の土曜日に既修者コース２年生対象の「行政法基礎」を１科目，夏期休暇期間中に未修者コース１年生対象の「行政法基礎」，「法情報調査」を２科目，春期休暇期間中に未修者コース１年生対象の「訴訟法基礎」を１科目である。

科目名	時期	授業時間	試験・評価に係ること
行政法基礎 （未修者）	夏期期間 8/1,2,4,5	１・２限 90 分×７回	８月８日２限に 90 分間の試験
（既修者）	４月土曜　90 分×８回 ４月５・12・19・26 日 各日の２・３限		５月 10 日２限に 90 分間の試験
法情報調査	夏休期間　90 分×７回 ８月７日２～５限 ８月８日３～５限		レポートを講義最終日に提出 （シラバス 284 頁参照）
訴訟法基礎	春休期間	90 分×10 回	－シラバス記載なし－

【解釈指針３－２－１－６】

セメスター制を実現しているが，現在は４月の段階で年間の履修登録をさせ，後期開始時に３科目を限度として，履修の追加および変更を認めているにすぎない。前期科目の成績管理や入学試験など，夏期休業中の業務が繁多であるため，実現にはなお困難が予想されるが，前期の履修の成果を踏まえて履修登録ができるような可能性を探っていきたい。≪別添資料１の vi 頁参照≫

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
　学年歴　vi 頁
　14 号館大学院学生共同研究室利用内規　80・81 頁
　14 号館大学院学生共同研究室ロッカー貸出内規　81 頁
別添資料２『2008 年度法科大学院シラバス（授業計画)』
別添資料 108「教材見本　2008 年度　商法演習第１～５回」
別添資料 109-1「エクスターンシップの流れ　学生用」
別添資料 109-2「エクスターンシップ指導責任者評価作業手順」
別添資料 110「プロセス学業評価システム（概要)」

３－３　履修科目登録単位数の上限

基準３－３－１
　法科大学院における各年次において，学生が履修科目として登録することのできる単位数は，原則として合計３６単位が上限とされていること。
　在学の最終年次においては，４４単位が上限とされていること。

（基準３－３－１に係る状況）

本法科大学院の授業においては，授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるように，履修科目として１年間に登録できる単位数の上限は，36 単位とされている。なお，2007 年度に，２年次の履修制限単位数を 38 単位に変更したが，今年度からは以前の 36 単位に戻した。≪別添資料１の 44 頁，別添資料４の第 13 条・別表１参照≫

【解釈指針３－３－１－１】

また，本法科大学院では，進級制限の制度を採用しており，１年次から２年次への進級要件として，１年次に配当されている必修科目の総単位数（28 単位）の５分の４（23 単位）以上の修得が必要とされ，２年次から３年次への進級要件として，未修者の場合には，１年次に配当されている必修科目のすべての単位および２年次に配当されている必修科目の総単位数（28 単位）の５分の４（23 単位）以上，既修者の場合には，２年次に配当されている必修科目の総単位数（30 単位）の５分の４（24 単位）以上の修得が必要とされている。そのため，最終年次に多数の科目の履修が必要になるという事態は想定しにくく，最終年次についても，特に履修科目登録数の制限を緩和する措置は講じられていない。≪別添資料１の 51・79 頁参照≫

なお，2007 年度は，「公法系総合指導Ⅰ・Ⅱ」，「民事系総合指導Ⅰ・Ⅱ」，「刑事系総合指導Ⅰ・Ⅱ」，「行政法入門」，「訴訟法入門」は修了要件に含まれず，履修制限単位にも含まれなかった。しかし，今年度からは，「行政法入門」，「訴訟法入門」は，それぞれ「行政法基礎」,「訴訟法基礎」という科目に変更となり，各「総合指導」とともに，修了要件に含まれるとともに，履修制限単位にも含まれることとなった。その結果，修了要件や履修制限単位に含まれない科目は存在しないこととなり，各学年ともに履修科目として登録可能な単位数は 36 単位が上限である。

【解釈指針３－３－１－２】

履修科目登録数の上限は，進級が認められた学生についても，原級留置となった学生についても，同様に適用される。すなわち履修登録可能な単位数には，再履修科目の単位数も含まれる。必修科目の単位を修得できなくとも，４～５単位であれば進級することができるが，必修科目はいずれも２単位又は４単位であるため，必修の再履修科目は４単位が限度となる。また，原級留置の学生は，年次配当されている科目しか履修できないため，選択科目を履修することが多いことが考えられる。このような学生に対しては面接を行い，適切な科目の履修選択や自主学習のあり方について指導をしている。

なお，法科大学院学則第 14 条には，教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を，30 単位を超えない範囲で本法科大学院における修得単位とみなすことができる旨の規定があるが，現在までのところその例はない。仮にそのような事例が生じた場合は，当該単位は，

本法科大学院におけるすべての履修単位制限に服すものと解される。≪別添資料４の第14 条参照≫

【解釈指針３－３－１－３】

本法科大学院においては，３年を超える標準修業年限は定めていない。

【解釈指針３－３－１－４】

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
履修制限単位数 44 頁，進級について 51 頁，退学勧告制度について 51 頁
進級および退学勧告に関する細則 79 頁
別添資料４『明治大学法科大学院学則』第 13 条，第 14 条，別表１（履修方法・修了要件）

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）事前に詳細なシラバスを配布しており，授業内容および成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じるとともに，学生が予習できるように，ほとんどの科目において，教材や関係資料を事前に配布し，計画的な学習が可能な態勢をとっている。

（イ）各科目の担当教員は，授業の進め方や教材の開発などについて，頻繁に協議を行っており，チームによる教育を実施することにより，より高度の教育を提供できているものと自負している。また，多くの科目において，授業内容の特色を踏まえた独自の教材開発が授業担当教員によって行われている。

（ウ）少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために，一の授業科目について同時に授業を受ける学生数を適切な規模に維持するように努めている。法律基本科目の場合，講義科目について１クラス 50 人，演習クラスについては１クラス 20 人を基準にしてクラス編成を行っており，これまでほぼその基準を充足してきた。

（エ）履修科目として１年間に登録できる単位数の上限は，36 単位であり，各学生が１日に履修する必修科目が２科目以内になるように，時間割の設定をしており，予習・復習の時間的余裕をもてるように配慮している。さらに教育補助講師制度を通して，個々の学生の学習レベルや希望に合わせた履修指導の態勢をとっている。

（オ）教育補助講師は相当数の学生に利用されており，教員に対する日常的な質問や相談とともに，効果的な指導体制をとっている。

（カ）学生が自主ゼミを行えるような施設も完備されており，授業時間外における学習を充実させる措置を講じている。学生全員が利用できる自習室，ローライブラリー，法廷教室など学習環境は良好である。

（キ）文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセスによる学業評価システム」を開発し，2007 年度には稼働を開始した。このシステムが本格的に機能すれば，各科目間の有機的関連を踏まえた総合的な指導・学習が可能になる。

（２）改善を要する点

セメスター制を実現しているが，現在は４月の段階で年間の履修登録をさせ，後期開始時にある程度の変更を認めているにすぎない。夏期休業中の業務が繁多であるため，実現にはなお困難が予想されるが，前期の履修の成果を踏まえて履修登録ができるような可能性を探っていきたい。

第４章　成績評価および修了認定

1　基準ごとの分析

４－１　成績評価

基準４－１－１
　学修の成果に係る評価（以下,「成績評価」という。）が，学生の能力および資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており，次に掲げるすべての基準を満たしていること。
（１）成績評価の基準が設定され，かつ，学生に周知されていること。
（２)当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
（３）成績評価の結果が，必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
（４）期末試験を実施する場合には，実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準４－１－１に係る状況）
（１）成績評価基準の基本的な考え方とその内容
（ア）基本的な考え方
　本法科大学院においては，学生の能力および資質を性格に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するために，次のような考え方の統一がはかられている。このことは本法科大学院の開校前に行われた教員研修において，各科目担当者から成績評価方法に関するアンケートをとり，それに基づいて，議論したうえでまとめられたものであり，このような考え方に基づいて成績評価が実施されている。
①複数教員が担当する科目については，担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに，全員で成績評価を行い，担当者による不公平の生じないように留意する。
②１回だけの期末試験で評価をするのではなく，課題，中間テスト，授業中の発言，出席状況などを総合的に勘案して成績評価をする。なお，授業回数の 3 分の 1 以上の欠席がある場合には，期末試験の受験資格を与えられないので，翌年再履修をすることとなる。
（イ）成績評価基準の内容
　具体的には，以下のような厳格な成績評価基準が設定されており，各科目の成績評価方法は客観的かつ公正であるように,教員間の検討が行われている(別添資料 111 参照)。
①成績評価基準
成績はＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆで評価し，Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格とし，Ｆを不合格とする（学則第 19 条)。なお，成績の表示について，2006 年度まではＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｆとされていたが，現在はＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆへと全学的に変更が行われている。
②評価区分と評点
Ｓ：100～90　非常によく達成している。

Ａ：89～80　　よく達成している。

Ｂ：79～70　　達成している。

Ｃ：69～60　　目標の最低限は達成しているものの，不十分な点がある。

Ｆ：60 未満　　達成していない。

Ｔ：　　　　　未受験

③成績分布

Ｓ：履修者の 10%以内

Ａ：Ｓを含めて履修者の 35%程度

Ｂ：履修者の 45%程度

Ｃ：履修者の 20%程度

Ｆ：絶対評価によるため，分布の基準を設けない。

④グレード・ポイント（括弧内はポイント）

Ｓ：90～100（４）

Ａ：80～89（３）

Ｂ：70～79（２）

Ｃ：60～69（１）

Ｆ：60 未満（０ポイント）

＊グレード・ポイント・アベレージ（GPA）の計算方法

〔(Ｓ科目の成績×単位数）＋（Ａ科目の成績×単位数）＋・・・〕÷総修得単位数

（ウ）成績評価基準等の周知

上記の成績評価基準・成績分布等は，法科大学院要項において，学生に事前に開示されている。また，各科目の成績評価方法は，シラバスによって事前に学生に明示されているか，または開講時に教員から説明されており，それに従った成績評価が行われている。≪別添資料１の 50 頁，別添資料４の第 19 条参照≫　　【解釈指針４－１－１－１】

（２）成績評価の適合性の確保

成績の発表は，前の学期までの結果に基づき，その後の授業科目を円滑に履修するために行うものであり，前期分は９月中旬に，後期分２月下旬に「成績通知票」が本人に配布される。

成績評価について説明を希望する学生は,所定の期日までに事務室に申し出たうえで,担当教員による説明を求めることができる。これは，教員の出校日等の関係から，学生が直接担当教員に接触するのが困難な場合があるため,事務室から担当教員に連絡の上,学生に説明することとしているものである。

既に履修した科目やこれから履修する科目も含めて，各科目間の有機的な関連を踏まえて，教育するという観点からは，授業科目の教育は成績評価によって完了するのではなく，プロセスによる教育の過程にすぎない。文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「『プロセス』による学業評価システム」を開発し，2007 年度には稼働を開始した。「プロセス」学業評価システムは，各学生の履修する全法律基本科目（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）について，科目相互間の有機的な関連性を前提として，各科目における成績評価自体が法科大学院における一連の教育過程の一環であるととらえたうえで，その後の教育に活用しようとするところ

に特長がある。履修過程における出欠状況，授業中の発言，レポート，小テスト，期末試験などのすべての要素を総合的に勘案する客観的で透明な成績評価を行うとともに，各科目の最終的な成績評価，プロセス情報および教育指導に有益と思われる個人情報をコンピュータに入力して，学生毎に「学習支援カルテ」を作成し，これを学生に提供して，学生の自主学習のサポート，科目間の有機的関連性を踏まえた総合的指導などに活用することを目的とするものである。従来よりも詳細な情報を学生に提供できるようになるとともに，これにより成績評価の透明性も確保することができる。≪別添資料 112 参照≫

筆記試験の採点にあたって，採点の結果を採点表に転記する人員が確保するのが困難なため，匿名性を確保することが難しい。筆記試験の結果は，成績評価基準の一部であり，双方向的・多方向的授業における平常点は，匿名性とは相容れない。成績分布の基準があるので，担当教員間で採点分布のデータを共有した上で，成績評価を行っている。2007 年度からは，プロセス学業評価システムの導入に伴って，各科目ごとに成績評価の要素に関する数式を入れた USB メモリを配布しており，採点結果を入力したものを回収することを試行的に実施している。　【解釈指針４－１－１－２】

（３）学生に対する成績の告知

成績評価の結果については，筆記試験を行った場合には，論点ごとの配点などの成績評価基準および優秀答案または担当教員によるコメントが Oh-o!Meiji システムを通して公表されるか，あるいは資料が配付される。また，成績順位の公表は行っていないが，GPA の点数と成績順位の相関を公表している（別添資料 113)。

【解釈指針４－１－１－３】

（４）期末試験の実施

期末試験の実施にあたっては，担当教員が試験監督に当たり，学生による疑問に備えるとともに，試験期間中は教務等常置委員会委員を中心に待機し，不測の事態に備えている。成績評価のための個々の要素については，初年度は不慣れな点があったため，中間テストの実施をクラス毎に異なる問題で行った科目もあり，学生から不満もあった。しかし，２年目以降は，成績評価方法も確立し，安定的に運用されている。≪別添資料１の 47～50 頁・76～79 頁，別添資料４の第 20 条・第 21 条参照≫

正当な理由により定期試験を受験できなかった者については，追試験を受けることができる（別添資料 116 の第４条，別添資料 117 の第１条)。また，必修科目の単位の認定を受けられなかった者については，授業担当教員の判断により，当該年度内に再試験を受ける機会が提供されることがある（別添資料 116 の第５条，別添資料 118 の第１条)。追試験，再試験，特別試験を実施する場合には，当該試験とは別個の同一レベルの問題を出題する。未修者の１年次前期は，法律学の学習に不慣れなため，必修科目については，従来は一部の総合指導において，個別に教育をしていたが，2008 年度からは，後期において，アカデミックカウンセラー制度の下に再教育をしたうえで再試験を受けさせることとしている（現在まだ実施はされていない）（別添資料 115)。１年次後期，２年次前期および後期の必修科目については，このような態勢はとられていないが，不合格者に対して担当教員による個別指導が行われている。再試験等によっても単位の認定を受けられなかった者は，翌年度に再履修をすることになるが，他の学生と同様の出席要

件が課せられる。なお，選択科目については，再試験は行わない。さらに３年次生については，必修科目はすべて履修したが，修了要件単位数に不足するものについて，４単位を限度して，選択科目を対象とする特別試験の制度が設けられている（別添資料 116 の第５条の２，別添資料 119 の第１条，第２条)。これらの試験においても，定期試験・追試験同様に，試験の実施および成績評価は厳正に行われている。なお，再試験および特別試験においては，単位が認定される場合であっても，Ｃの評価しか受けられない（別添資料 120)。　　　　　　　　　　　　　　　　【解釈指針４－１－１－４】

上記の成績評価基準は厳格に実施されており，各科目の成績評価は担当教員間の協議に基づいて公正に行われている（別添資料 114 参照)。2007 年度は，前期必修科目については，１年次５科目につき 35 名（延べ数)，２年次５科目につき 52 名（延べ数)，３年次１科目につき１名の不合格者がおり，後期必修科目については，１年次３科目につき 30 名（延べ数)，２年次２科目につき６名の不合格者が出たが，再試験により合格となった者がいるため，最終的に１年次２科目につき５名（延べ数）が単位を修得できなかった。また，３年次生で特別試験の対象となった者はいなかった。その結果，１年次２名，２年次１名が進級保留となった。なお，2007 年度末の段階で８名の退学者がいるが，実際上は学業不振や出席不良による者も少なからずいると推察される。

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
　　　　　　試験 47～50 頁，成績 50 頁
　　　　　　法科大学院試験要項，法科大学院追試験実施細則，
　　　　　　法科大学院再試験実施細則，法科大学院特別試験実施細則 76～79 頁
別添資料４『明治大学法科大学院学則』第 19 条～第 21 条
別添資料 111「法科大学院成績評価基準に関する申し合わせ」
別添資料 112「『プロセス』学業評価システム」取扱説明書
別添資料 113「各学年別のＧＰＡ成績と順位の目安について（お知らせ）」
別添資料 114「成績評価分布 2007 年度」
別添資料 115「法科大学院におけるアカデミックカウンセラー制度に関する内規」
別添資料 116「法科大学院試験要項」
別添資料 117「法科大学院追試験実施細則」
別添資料 118「法科大学院再試験実施細則」
別添資料 119「法科大学院特別試験実施細則」
別添資料 120「明治大学法科大学院教務等関係常置委員会（第４回）議事録
　　　　　　（2004 年７月１日開催）

基準４－１－２
　学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに，当該法科大学院における単位を認定する場合には，当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと，かつ，厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準４－１－２に係る状況）
　本法科大学院においては，他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位は，教育上有益と認められれば，教授会の議を経て，30 単位を超えない範囲内で，本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなされることがある（法科大学院学則第 14 条）。また，本法科大学院に入学する前に，本法科大学院を含む法科大学院において，履修した授業科目について修得した単位に関しても，教授会の議を経て，30 単位を超えない範囲内で，本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことを認めている（法科大学院学則第 15 条）。しかしながら，本法科大学院は，社会的，国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を要請することを目的として，法的諸問題を解決するための能力向上に必要な密度の高い教育を施すことに努めており，法科大学院以外の機関における教育は，このような法科大学院に求められる教育とは，その目的を異にしており，その内容と質において，本法科大学院の教育目的に合致するものであるかどうかについては，慎重に検証する必要がある。したがって，法科大学院以外の機関における履修結果をもとに，本法科大学院における単位として認定することは，法科大学院学則第１４条に則って実施することとしているが，現在までのところ実績はない。
　他の法科大学院における履修結果については，その教育目的や内容を共通にするものも少なくないと考えられるため，関連すると思われる科目の授業担当教員による厳格な審査を経て，教授会の議を経て，本法科大学院における単位の認定をすることがある。実際には，2006 年度に成蹊大学法科大学院から本法科大学院に既修者として２年次に入学した学生について，行政法の単位２単位を認定した。本法科大学院においては，既修者の場合には，行政法は２年次配当科目であるが，成蹊大学においては，行政法が１年次に配当されているために，該当科目のシラバスを取り寄せて，担当教員が授業内容を精査した上で，厳格な審査に基づく所見により，教授会の議を経て単位認定が行われたものである。

根拠規程「明治大学法科大学院学則第５条第１項第２号，第１４条，第１５条」
　（標準修業年限等）
第５条　標準修業年限は，３年とする。ただし，次に掲げる者については，２年以上在学すれば足りるものとする。
　(1)　（略）
　(2) 第１５条第１項の規定により本法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第６７条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）

を本法科大学院の授業科目の履修により修得したものとみなされる場合であって当該単位の修得により本法科大学院の教育課程の一部を履修したと認められる者

２　（略）

（他の法科大学院又は大学院における授業科目の履修等）

第１４条　本法科大学院は，教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を，３０単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第１５条　本法科大学院は，教育上有益と認めるときは，教授会の議を経て，学生が本法科大学院に入学する前に法科大学院（本法科大学院を含む。）又は大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことができる単位数は，本法科大学院において修得した単位以外のものについては，前条により本法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

基準４－１－３
　一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し，次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下，「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準４－１－３に係る状況）
本法科大学院では進級制度を設けている。
①１年次から２年次への進級条件としては，１年次に配当されている必修科目の総単位数（28 単位）の５分の４（23 単位）以上の修得が必要とされる（進級および退学勧告に関する細則第２条第１項）。
②２年次から３年次への進級条件としては，未修者コースの場合は，１年次に配当されている必修科目のすべての単位，および２年次に配当されている必修科目の総単位数（28 単位）の５分の４（23 単位）以上の修得が必要であり（同条第２項），既修者コースの場合は，２年次に履修するべき必修科目の総単位数（30 単位）の５分の４（24 単位）以上の修得が必要である（同条第３項）。
進級要件を充足しなかった者は，教授会の議により，原級に留め（同細則第３条第１項），在籍していた学年を繰り返させることになるが，個別に面接を行い，履修指導を行っている。この場合，進級するのに不足する単位に係る授業科目および当該学年で履修することのできる授業科目に限って履修が認められる。同一学年の進級要件を，２年間引き続き充足しなかった者に対しては，退学勧告を行う（同細則第４条第１項）。GPA を基準とする退学勧告については，現在のところ行われていない。
進級制度および退学勧告制度については法科大学院要項において事前に開示されている。≪別添資料１の 51・79 頁参照≫　【解釈指針４－１－３－１】

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
進級 51 頁，退学勧告制度 51 頁
進級および退学勧告に関する細則 79 頁

４－２　修了認定およびその要件

基準４－２－１

法科大学院の修了要件が，次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（１）３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在籍し，９３単位以上を修得していること。

この場合において，次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から，他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を，３０単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。

イ　教育上有益であるとの観点から，当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を，アによる単位と合わせて３０単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案し，１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ　当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下，「法学既修者」という。）に関して，１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し，アとイによる単位と合わせて３０単位（アのなお書きにより３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

（２）次のアからカまでに定める授業科目につき，それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし，３年未満の在学期間での修了を認める場合には，当該法科大学院において，アからウまでに定める授業科目について合計１８単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア　公法系科目　８単位
イ　民事系科目　２４単位
ウ　刑事系科目　１０単位
エ　法律実務基礎科目　６単位
オ　基礎法学・隣接科目　４単位
カ　展開・先端科目　１２単位

（３）法律基本科目以外の科目の単位を，修了要件単位数の３分の１以上修得していること。（基準２－１－３参照。）

（基準４－２－１に係る状況）

（１）修了要件　その１：総単位数

修了要件として，標準修業年限３年（法学既修者については２年）以上在学し，93 単位以上の修得を要求している。そのうち，必修科目 58 単位，選択必修科目 16 単位（基礎法学・隣接科目群４単位，展開・先端科目 12 単位），法律基本科目群以外から 31 単位以上の修得がそれぞれ最低限必要である。≪別添資料１の 45 頁参照≫

（ア）他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位に関して

本法科大学院においては，他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位は，教育上有益と認められれば，教授会の議を経て，30 単位を超えない範囲内で，本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなされることがある旨，規定されている（法科大学院学則第 14 条）。

しかし，法科大学院以外の機関における教育は，このような法科大学院に求められる教育とは，その目的を異にしており，その内容と質において，本法科大学院の教育目的に合致するものであるかどうかについては，慎重に検証する必要がある。したがって，法科大学院以外の機関における履修結果をもとに，本法科大学院における単位として認定することは，原則として行わないこととしており，現在までのところ行っていない。

（イ）本法科大学院に入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位に関して

法科大学院以外の大学院において履修した授業科目についても，本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことは，原則として行わないこととしており，現在までのところ行っていない。

（ウ）法学既修者に関して

１年次に配当される必修科目のうち 26 単位（憲法，民法，刑法，商法）を修得したものとみなしている。≪別添資料１の 45 頁参照≫　　　　　【解釈指針４－２－１－１】

（２）修了要件　その２：法律基本科目

法律基本科目における必修科目およびその単位数は以下のとおりである。

（ア）公法系科目について

「憲法（統治)」,「憲法（人権)」,「憲法演習」,「行政法応用」,「行政法演習」（各２単位）が必修科目とされており，その合計単位数は 10 単位である。

（イ）民事系科目について

「民法（総則・契約)」,「民法（財産権)」,「商法Ⅱ」,「民事訴訟法」（各４単位),「民法（損害賠償法)」,「家族法」,「民法演習Ⅰ」,「民法演習Ⅱ」,「商法Ⅰ」,「商法演習」,「民事訴訟法演習」（各２単位）が必修科目とされており，その合計単位数は 30 単位である。標準は 32 単位になっているが，第４章の基準４－２－１（２）により，24 単位を上回っている。

（ウ）刑事系科目について

「刑法Ⅰ」,「刑法Ⅱ」,「刑法演習」,「刑事訴訟法演習」（各２単位),「刑事訴訟法」（４単位）が必修科目とされており，その合計単位数は 12 単位である。

（エ）法律実務基礎科目について

必修科目として,「法曹倫理」,「事実と証明Ⅰ（民事)」,「事実と証明Ⅱ（刑事)」（各

２単位）を設置しており，その合計単位数は６単位である。

（オ）基礎法学・隣接科目について

「法と裁判の基礎理論」以下 14 科目を開設しており，これらのうち４単位以上を選択必修としている。

（カ）展開・先端科目について

企業関係法務，知的財産関係法務，ジェンダー関係法務，環境関係法務，医事生命倫理関係法務の５分野の「専門」法曹を養成するための科目を重点的に設置しており，「企業実務と法Ｉ」からはじまり「法学発展講座」に至るまでの 70 を超える科目を開設しており，これらのうち，54 科目の中から 12 単位以上を選択必修としている。

（３）修了要件　その３：その他の科目

実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群から 31 単位以上を修得しなければならない。

なお，各科目群の配置については，2007 年度のカリキュラム改正に当たって，授業内容を精査した上で，適正な配置に変更しており，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目に配置されている授業科目に，その実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。　【解釈指針４－２－１－２】

系	本学の必修科目			基準	基準
	科目名	単位数		２－１－３	４－２－１
公法系科目	憲法（統治）	2	10	10 単位	8 単位
	憲法（人権）	2			
	憲法演習	2			
	行政法応用	2			
	行政法演習	2			
民事系科目	民法（総則・契約）	4	30	32 単位	24 単位
	民法（財産権）	4			
	民法（損害賠償法）	2			
	家族法	2			
	民法演習Ｉ	2			
	民法演習Ⅱ	2			
	商法Ｉ	2			
	商法Ⅱ	4			
	商法演習	2			
	民事訴訟法	4			
	民事訴訟法演習	2			
刑事系科目	刑法Ｉ	2	12	12 単位	10 単位
	刑法Ⅱ	2			
	刑法演習	2			
	刑事訴訟法	4			
	刑事訴訟法演習	2			
実務基礎科目	法曹倫理	2	6	6 単位	6 単位
	事実と証明Ｉ（民事）	2			
	事実と証明Ｉ（民事）	2			

系	本学の修了要件	基準 ２－１－３	基準 ４－２－１
基礎法学・隣接科目	選択必修科目として ４単位以上	４単位以上が必修 又は選択必修	４単位
展開・先端科目	選択必修科目から 12 単位以上	12 単位以上が必修又は選択必修	12 単位

（４）修了認定および異議申立制度

以上の修了要件については法科大学院要項において事前に開示されている。

教務等関係常置委員会，執行委員会の議を経て，法科大学院拡大教授会において修了の認定を行う。修了認定に関しては，法科大学院の課程修了が新司法試験の受験資格の一つであることから，異議申立制度を設けている。≪別添資料１の 51 頁参照≫

修了認定基準の内容は適正であり，修了認定の体制・手続も適切に設定されている。また，修了認定基準の事前開示も適切になされていると考える。

なお，2007 年度末の段階で，３年次生３名休学のため修了認定を受けられなかった。

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』
修了要件 45 頁，単位認定 45 頁，修了認定に係る異議申立て 51 頁

４－３　法学既修者の認定

基準４－３－１
　法科大学院が，当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては，法律科目試験の実施，その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準４－３－１に係る状況）
（１）法学既修者の認定
　法学既修者の認定については，入学者選抜の時点で，既修者コースと未修者コースに分けて入学試験を実施し，既修者コースの合格をもって既修者と認定している。
　既修者コースの入学試験では，日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」の６科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）の受験を必須とし，その成績を書類選考の一環として考慮するとともに，本法科大学院の実施する４科目（憲法・民法・刑法・商法）の筆記試験の結果を重視して，選抜している。これは，法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって，法科大学院の入学者選抜における公平性，開放性，多様性の確保の要請に適合するものと考える。≪別添資料１の 45 頁，別添資料３の９頁，別添資料６の１頁参照≫　【解釈指針４－３－１－１】
　上記の筆記試験の実施に当たり，本学出身者と他大学出身者との間で，出題および採点において一切差別を設けておらず，公平に扱っている。論文試験の採点は，匿名性を確保した上で行っており，また，書類審査および面接試験では受験生の出身大学・年齢・性別・社会経験等が明らかになるが，差別的取扱いをしないことを教員間で申し合わせている。　【解釈指針４－３－１－２】
（２）法学既修者の入学後の取扱い
　法学既修者については，入学後は，１年次配当の法学基本科目の必修科目のうち，入学試験の筆記試験科目である憲法・民法・刑法・商法の講義科目，計 26 単位を修得したものとみなし，２年間での修了を認めている。入学試験の筆記試験の対象としていない民事訴訟法・刑事訴訟法については，単位認定せず，２年次配当の必修科目としている。このように法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを入学者選抜において適切に判定したうえで，単位を修得したものとみなすこととしている。≪別添資料１の 45 頁，別添資料３の９頁，別添資料６の１頁参照≫
【解釈指針４－３－１－３】
　既修者コースの入学試験において，受験を必須としている日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」は，信頼性が高く，法学既修者の認定を行ううえで適正な方法である。　【解釈指針４－３－１－４】
　本法科大学院が法学既修者として認定した者については，１年の在学期間の短縮につき，26 単位を修得したものとみなしており，これは適切なものと考える。
【解釈指針４－３－１－５】

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』単位認定 45 頁
別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009)』免除科目９頁
別添資料６『2009 年度明治大学法科大学院入学試験要項』１頁

根拠規程「明治大学法科大学院学則第１６条」
（法学既修者の単位の認定）
第１６条　法学既修者については，教授会の議を経て，本法科大学院における特定の授業科目について，既に単位を修得したものとみなすことができる。
２　前項により修得したものとみなすことができる単位数は，第１４条および前条第1項により本法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）本法科大学院においては，学生の能力および資質を性格に反映する客観的で公正な成績評価方法の設定するため，①複数教員の担当科目については，担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに，全員で成績評価を行い，担当者による不公平の生じないように留意すること，②１回の期末試験だけで評価せずに，課題，中間テスト，授業中の発言，出席状況などを総合的に勘案して成績評価をすることについて，意思統一されている。その成績評価基準・成績評価方法は，いずれも客観的かつ公正なものであり，その内容は，シラバスによって事前に学生に開示されており，透明性も高い。

（イ）成績評価に関して，異議申立制度は設けていないが，成績評価に関する学生からの質問に対しては，教育の一環として，授業担当教員が説明すべきことについて，申し合わせがある。それに対して，修了認定に関しては，法科大学院の課程修了が新司法試験の受験資格の一つであることから，異議申立制度を設けている。また，進級制度および退学勧告制度が設けられており，厳格な成績評価と相俟って，安易に修了させないような措置が講じられている。他方，対象者に対しては，個別面接による指導を行っている。

（２）その他

採点にあたって，匿名性の確保に留意する科目もあるが，多くの科目では，人員の不足もあり，実施されていない。多様な要素を総合的に勘案して，複数教員の協議によって，最終的な成績評価をする科目が少なくなく，それによって成績評価の恣意性は排除できていると考える。

第５章　教育内容等の改善措置

1　基準ごとの分析

５－１　教育内容等の改善措置

基準５－１－１
教育の内容および方法の改善を図るための研修および研究が，組織的かつ継続的に行われていること。

（基準５－１－１に係る状況）
（１）教育の内容および方法の改善
（ア）授業改善のためのアンケートの実施
教育内容の改善に向けて，すべての科目の授業において,「授業改善のためのアンケート」を前・後期各１回実施し，学生のニーズ・要望・評価を踏まえ，これを次年度のシラバス（教育内容）に反映させて，各授業のレベル・アップのために活用している。（別添資料２，別添資料 121，別添資料 122，別添資料 123-1，123-2）。
（イ）FD 研修会の実施
本法科大学院は開設準備段階から現在に至るまで，次のとおり FD 研修会を実施してきた。2006 年度以降は，年２回開催することとし，学内施設を利用の上，10 時から 18 時までのプログラムを作成し，研修会終了後には懇親会を行っている。
＜2003 年度＞

回数	実施日	主な内容
1	11 月 22 日(土) ～24 日(月)	全体会 「法科大学院と教員研修（FD)」(伊藤進委員長) 講演「米国におけるロースクールの教育研究と運営」 （ジョン・マーク・ラムザイヤー氏） 講演「司法研修所修習と法科大学院教育」(加藤新太郎氏) 討議「明治大学法科大学院のアドミッション・ポリシー」 「新司法試験について」(新美育文教授) シラバスと教材開発 分科会 シラバスと教材開発，講義と演習の連携等 オムニバス・実務家担当者間の調整
2	３月７日（日）	入試状況・結果報告 授業に関する事項 ①講義科目と演習科目の授業方法 ②双方向授業と自主学習との一体化授業と方法など ③入学学生の分析と授業方法 ④自主学習の指導方法 ⑤理論と実務の架橋の指導方法

		⑥総合演習（オムニバス方式）の授業方法 成績評価に関する事項 ①成績評価基準に関するアンケート集計結果 ②成績評価方法－講義科目，演習科目，オムニバス，総合指導，評価区分，成績分布，GPA（文部科学省提出の「明治大学法科大学院の基本方針」記載の内容参考） ③試験の有無，実施方法（レポート，小テスト等の実施方法，用紙の統一化，用紙への質問・要望欄の設欄）

＜2004 年度＞

回数	実施日	主な内容
1	5 月 27 日(木)	各分野責任者による報告発表 １年次科目担当者からの報告発表
2	6 月 24 日(木)	期末試験関係について 再試験について
3	9 月 16 日(木)	前期の状況分析と後期に向けての対応について 授業の進め方について 必修科目不合格者に対する対応
4	3 月 17 日(木)	授業評価アンケートの結果について 2004 年度総括　－2004 年度の反省と 2005 年度に向けて－ 演習科目の授業方法

＜2005 年度＞

回数	実施日	主な内容
1	9 月 13 日(火)	教育に関するアンケート集計について 授業改善のためのアンケートについて 日弁連トライアル評価について
2	10 月 27 日(木)	授業改善のためのアンケート 教育に関するアンケート 民事訴訟法チームの教育体制実践例の報告 2007 年度カリキュラム改革に向けて 授業参観制度について
3	2 月 23 日(木)	明治大学法科大学院ＦＤ研修に関する申し合わせについて 学生による授業改善のためのアンケートについて 成績評価関連事項について
4	3 月 12 日(日) ～13 日(月)	分科会 法科大学院の教育理念に沿った授業の進め方について 全体会 分科会報告 「授業改善のためのアンケート」の集計結果の反映のための仕組みづくりについて

		2007 年度カリキュラム改革に向けて －2005 年度の反省と 2006 年度に向けて－ 演習科目の授業方法

＜2006 年度＞

回数	実施日	主な内容
1	9 月 19 日(火)	青山善充教授の民事訴訟法（講義形式）および平田厚教授の民法演習（演習形式）によるモデル授業のビデオ上映と講評
2	3 月 11 日(日)	分科会 「授業評価のためのアンケート」および「教育に関するアンケート」の結果をふまえた 2006 年度各授業の総括と 2007 年度への課題 全体会 分科会報告 レポートの添削問題 成績の厳格化問題 新司法試験結果の分析 セクシャル・ハラスメント問題

＜2007 年度＞

回数	実施日	主な内容
1	9 月 15 日(土)	分科会 「授業評価のためのアンケート」の結果をふまえた 2007 年度前期の総括，新カリキュラムおよび課題への対応 １　３年次の学年進行に伴う総合演習科目の読替えと開講計画 ２　新・総合指導の位置づけ ①Ｆ取得者への１年次総合指導の取扱い～アフターケア～ ②学年配当の検討 ３　選択必修科目の配当年次の明確化 ４　採点基準の公表，講評の義務化 ５　事前作成依頼資料の補足 全体会 分科会での討議内容の紹介，事前依頼資料の発表 教育力を上げるための他大学での取り組みについて 事例１　清水教授（獨協大学） 事例２　浦田教授（一橋大学） 事例３　中山知己教授（桐蔭横浜大学） 授業方法の工夫について（授業相互参観制度） 入学試験関係 その１　過去４年間の入試状況について その２　入学者選抜方法の点検

		①未修者・既修者の人数比 ②未修者の試験における適性試験の評価と配点比重
2	3月15日(土)	分科会 2007年度科目ごとの授業実施状況について 1「授業評価のためのアンケート」および「教育に関するアンケート」の結果をふまえた2007年度総括と2008年度に向けて 2 オフィスアワーの実施方法について(個人別実施予定票提出) 3 選択科目と法律基本科目との事前課題の調整 全体会 分科会での討議内容の紹介 講演「授業のノウハウを共有する－ティップス先生の開発と活用」(名古屋大学高等教育研究センター・中井俊樹氏) 講演「学ぶ君」(名古屋大学法学教育支援システム) 活用法 (講師：愛知学院大学・伊藤英寿氏) 「法曹実務演習」について 授業相互見学に対する所感の発表 授業における学生指導のあり方

（ウ）教員相互間の打合せの徹底

「チームによる教育」との理念から，複数教員が担当する科目については，憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法などの各分野ごとに，原則として毎週相互に会合して意見交換を行い，次週の授業に意見交換の内容を反映させ，毎回の授業が質・量とも高いレベルの基準が確保されるような配慮を行っている。特に，民事訴訟法グループが行っている民事訴訟法演習（合計10クラス）では，この点を徹底させ，15回の全部の回につき，授業の課題を事前に学生に提出させ，その到達度・理解度を踏まえて個別の授業を各教員が準備し，その上で，関係教員が集まって意見交換を行い，教える内容，学生に対する発問・応答，板書内容，時間配分など細かな点についても，事前打合せを行った上で授業を行っている。

（エ）モデル授業のDVD化とFD研修を通じた知見の共有

2006年度においては，モデル授業として，講義科目については民事訴訟法を，演習科目については民法演習のビデオ撮影を行い，これをDVD化し，９月に実施したFDの場において，各教員が視聴した後，ビデオ撮影の対象となった担当の教員から，教材・授業の進め方などについて，どのような点にいかなる工夫を行っているか（学生の授業参加のためマイクを順次回して答えさせる，資料提示装置の利用など）報告していただき，質疑応答を行った。(提供不可能資料１，２）
このDVDは貸出を行い，当日参加できなかった教員についても，情報共有化がなされるよう配慮されている。2007年度もこのDVDの貸出は行われており，授業運営の参考とするために実務家教員に利用されている。

（オ）授業相互見学制度

2007年度以降においては，授業相互見学制度が制度化され，各教員は，前・後期の各１回２週間の期間内に，参考となると思われる授業を相互に見学している。その際，見学者たる教員は，授業を公開した教員に対し，「授業見学所感メモ」の形で，授業の進め方，学生の授業への参加状況，全体的感想などの情報提供を行い，授業を公開した教員のみならず見学者たる教員の相互が共に啓発される方法を制度化し，これを，９月および３月に実施されるFD研修会で，見学者がどのような点が参考になったかを披露し，情報の共有化をはかっている（別添資料124，125，126，127-1，127-2)。

＜2007年度前期（実績）＞

授業科目名	担当教員	見学日	見学希望者
民事法系総合演習Ⅰ	河内隆史	６月６日（水）	平田　厚
家族法	平田　厚	６月７日（木）	鈴木利廣
刑事訴訟法	清水　真	６月８日（金）	手塚　明
知的財産と法Ⅲ	熊谷健一	６月８日（金）	鈴木利廣
商法演習	徳本　穰	６月８日（金）	藤原俊雄
憲法（統治）	高橋和之	６月12日（火）	菅野和夫
民法（総則・契約）	椿久美子	６月13日（水）	三林　宏
民法（総則・契約）	円谷　峻	６月13日（水）	三林　宏
民事訴訟法	青山善充	６月14日（木）	鈴木利廣
国際経済法	間宮　勇	６月15日（金）	川副　令
刑事訴訟法	小林芳郎	６月15日（金）	手塚　明

＜2007年度後期（実績）＞

授業科目名	担当教員	見学日	見学希望者
民法（財産権）	工藤祐巌	11月28日（水）	山﨑雄一郎
医事・生命倫理と法Ⅱ	鈴木利廣	11月29日（木）	江島晶子
民法（損害賠償法）	円谷　峻	11月30日（金）	椿久美子
民法（財産権）	三林　宏	12月３日（月）	椿久美子
民事執行・保全法	淺生重機	12月３日（月）	三林　宏
公法系総合演習Ⅱ（憲法）	高橋和之	12月４日（火）	江島晶子 清野幾久子
民法（財産権）	工藤祐巌	12月５日（水）	椿久美子
民事法系総合演習（商法）	河内隆史	12月５日（水）	三林　宏
憲法（人権）	江島晶子	12月６日（木）	浦田一郎

（カ）新司法試験終了後の意見交換会の実施

修了後も，修了生から本法科大学院の授業について，レベルや方法等含め，意見を聞く会を設け，その意見をとりまとめて教授会で配布するなど，声を生かす工夫をしている（別添資料128-1，128-2)。　【解釈指針５－１－１－１】

（２）教員研究研修関係常置委員会の設置

「教育の内容および方法の改善」を組織的かつ継続的に図るため，改善すべき項目お

よびその方法に関する方針を決定するとともに，改善に関する情報を管理し，改善のための措置を実施する機関として，教員研究研修関係常置委員会が設置されている。

【解釈指針５－１－１－２】

根拠規程「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規　第３条から抜粋」
第３条
（6）教員研究研修関係常置委員会は，法科大学院執行委員を委員長とし，その他専任教員若干名をもって構成し，次に掲げる任務を行う。
ア　教員の研究および研修に関する事項を策定し，教授会に提案する。
イ　研究論叢（法科大学院論叢（仮称））の編集および講演会・研究会を実施する。
ウ　教員研修の実施および教員評価に関する事項について先議議決し，かつ執行する。

＜2007 年度の教員研究研修関係常置委員会活動記録＞

回	開催日	内容
1	4 月 26 日（木）	・2007 年度 FD 研修会の開催について ・授業相互見学の実施について ・授業改善のためのアンケートの集計結果について ・法科大学院論集の募集について ・2007 年度当常置委員会の開催日について
2	5 月 31 日（木）	・法科大学院授業相互見学希望者の調整について ・授業改善のためのアンケートについて
3	6 月 28 日（木）	・「授業改善のためのアンケート」内容の修正について ・2007 年度前期授業相互見学を終えて ・2007 年度 FD 研修会の実施について
4	10 月 4 日（木）	・後期授業相互見学の実施について ・授業改善のためのアンケートの修正について ・法科大学院論集の発行について
5	10 月 25 日（木）	・「明治大学法科大学院 FD 研修に関する申し合わせ（案）」について ・「授業改善のためのアンケート」集計結果について（案） ・法科大学院論集について
6	11 月 29 日（木）	・2007 年度前期教員へのアンケートについて ・「授業改善のためのアンケート」実施要領（案）について ・2007 年度後期授業相互見学実施状況について ・2007 年度第２回 FD 研修会の議題の検討について
7	1 月 10 日（木）	・2007 年度第２回 FD 研修会の議題について ・「授業改善のためのアンケート」実施要領（案）について ・法科大学院授業相互見学による所感について

（３）教育内容等の改善を図るための研修および研究

教員研究研修関係常置委員会は，既に述べたように，「教育の内容および方法の改善」を実現するための措置として，「明治大学法科大学院 FD 研修に関する申合せ」に基づいて，全体が集合して丸１日行う定期的な FD 研修会を年２回（９月および３月）実施しているが，その他，科目単位の FD を頻繁に開催しているほか，以下のような様々な措置を講じている。　【解釈指針５－１－１－３】

「教育の内容および方法の改善」を図るため，他大学で実施している先進的な試みについても，FD 研修と一環として，その大学の担当者を招いて説明を聞く機会を設けている。

2008 年３月に行われた FD 研修会では，主として「教育方法の改善」に焦点をおいた研修として，名古屋大学高等教育センターの中井俊樹教授に，「授業のノウハウを共有するーティップス先生の開発と活用」のテーマで講演していただき，教育方法の知見を持つ機会を設けると共に，「教育内容の充実化」と「教育方法の改善」の両者にかかわる研修として，名古屋大学法科大学院で開発し，2007 年４月から明治大学の法科大学院でも導入された法学教育支援システムである「学ぶ君」について，このシステムの開発に関与された伊藤栄寿氏（現在・愛知学院大学専任講師）から，「学ぶ君」についての，幾つかの有効な活用事例について，具体的な説明を受けた（別添資料 127-2)。

（４）学習指導のあり方についての研修

本法科大学院においては，開校以来，各教員は本法科大学院の教育理念に則った教育を心がけてきたところであるが,「司法試験改革の趣旨に則った法科大学院教員の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のため～」(平成 19 年 12 月 18 日　中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）で提起された問題については，同中間とりまとめが出された時点で，その重要性に鑑み，「今後の学習指導のあり方」として，いち早くＦＤの議題として取り上げ，意見交換をするなどして，法科大学院設立の理念に則った教育のあり方，学習指導のあり方を議論し，教員相互で再確認した（別添資料 127-2)。同報告についても，速やかに全教員に配布した。

（５）ランチョン・ミーティングの開始

今年度から，FD 研修を一層充実させるとともに，教員相互間の情報の共有等を図るために，教授会終了後，様々な実務経験や専門分野をもつ教員の中から，話題提供者を募り，30 分程度の意見交換や情報提供を行える場を新たに設定した。これは半期に３～４回程実施するもので，６月には医療過誤訴訟の第一人者で弁護士でもある・鈴木利廣教授が「皆さんどうしてるの！？総合指導！」とのタイトルで話題提供を行い，意見交換をした。２回目は７月教授会で松本貞夫教授が話題提供者となる。

別添資料 121「授業改善のためのアンケート」実施要領
別添資料 122「授業改善のためのアンケート」用紙
別添資料 123-1「2007 年度前期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
別添資料 123-2「2007 年度後期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
別添資料２『2008 年度法科大学院シラバス（授業計画)』
提供不可能資料１「明治大学法科大学院授業記録　第１巻第１号講義編」(DVD)
提供不可能資料２「明治大学法科大学院授業記録　第１巻第２号演習編」(DVD)
別添資料 124「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」

別添資料 125「法科大学院授業相互見学希望アンケート」
別添資料 126「法科大学院授業相互見学所感メモ」
別添資料 127-1「2007 年度 FD 研修会議事録（第１回）」
別添資料 127-2「2007 年度 FD 研修会議事録（第２回）」
別添資料 128-1「2007 年度新司法試験終了後の意見交換会　記録」
別添資料 128-2「2008 年度新司法試験終了後の意見交換会　記録」

基準５－１－２
　法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，および研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準５－１－２に係る状況）
　実務家教員および研究者教員は，前記基準５－１－１で述べたように，各科目単位であるが，原則として毎週行われる意見交換の場で相互に知見・経験情報を提供しあい，お互いに必要とする知見・経験の確保に努めている。また，それ以外の場面では，主にFD の場を通じて，相互に知見・経験の情報交換が行われてきた。これらに加え，2007 年度以降は，上記「授業相互見学制度」が制度化されたのに伴い，この方面における一層の進展が図られている（別添資料 124）。
　さらには，民法・商法などの分野においては，本法科大学院所属教員のほか，明治大学出身教員・実務家を含む研究会が定期的に開催されており，これらの場を通じても，経験・知見の補充がなされている（民法においては，毎月の第４木曜日に，商法においては，年２回，研究会が実施されている）。　【解釈指針５－１－２－１】

別添資料 124「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

実務家教員および研究者教員は，前記基準５－１－１で述べたように，各科目単位であるが，原則として毎週行われる意見交換の場で相互に知見・経験情報を提供しあう各種の試みとして，第一に，民事訴訟法グループの民事訴訟法演習において実施されている授業方式である，極めて先進的な試みである「チームによる教育」が実践されていること，第二に，授業相互見学制度が 2007 年度から導入・実施されており，研究者教員は実務家教員から学び，実務家教員は研究者教員から相互に学び合う制度ができたこと（その充実化は今後の課題である），第三に，科目によってバラツキはあるが，定期的に研究会の場においても研究者教員・実務家教員の相互啓発の機会が設けられている。

（２）改善を要する点

特にない。

第６章　入学者選抜等

1　基準ごとの分析

６－１　入学者受入

基準６－１－１
公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念および目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準６－１－１に係る状況）
（１）本法科大学院の沿革とアドミッション・ポリシー

本学の歴史は明治 14 年の明治法律学校に始まる。建学の精神は「権利自由」「独立自治」であり，爾来，在野法曹を中心に多数の法曹を輩出してきた。また，昭和初期より我が国で逸早く女性法曹を育成してきた伝統をもつ。本法科大学院は，この歴史と伝統を基礎に，人権を尊重し「個」を大切にする法曹の養成を目標としている。この基本理念に基づき，明治大学法科大学院学則第２条は，その教育目標につき「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観および創造的な思考力を涵養するとともに，幅広い教養と専門的な法知識を教授し，並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより，社会的，国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする」と定める。この教育目標を実現するため，とくに２１世紀の日本を担うにふさわしい専門法曹として「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」「医事・生命倫理」の５分野を中心として，法曹養成教育を展開している。

本法科大学院のアドミッション･ポリシーは，公平性・開放性・多様性の確保を前提としつつ，上記のような建学の理念と教育目標に沿った人材を選抜するため，一次選考（書類選考および筆記試験）と二次選考（面接）の二段階からなる慎重な選考により，多角的な視点から多様な資質を評価するものとしている。とりわけ書類選考および面接においては，社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熱意と意欲，すなわちクールな頭脳と温かいハートを備えた人材を評価するよう努めており,「入学者選抜においては，何よりも正義感にあふれ，批判的精神をもって社会を見つめ，生きものとしての法と格闘する人材を求めています」と謳っている。

以上の趣旨は，本法科大学院のウェブサイト，パンフレット，各種雑誌等においても公表されている。≪別添資料３，別添資料 130 参照≫　【解釈指針６－１－１－２】

＜学内での法科大学院説明会＞
・入試制度や教育に係る説明と質疑応答
・法科大学院パンフレット，入学試験要項を配布

2007 年度

日にち	場所	説明者	参加者数
６月 16 日（土）	駿河台校舎 11 号館	河内隆史教授	約 120 名

	53 番教室	中山幸二教授 中山知己教授 斉木信一（職員）	
7 月 17 日（火）	駿河台校舎リバティタワー 1013 教室 （リバティホール）	河内隆史教授 中山幸二教授 中山知己教授 斉木信一（職員）	約 330 名

2008 年度

日にち	場所	説明者	参加者数
6 月 14 日（土）	駿河台校舎 11 号館 53 番教室	三林宏教授 中山知己教授 斉木信一（職員）	約 115 名
7 月 17 日（木）	駿河台校舎リバティタワー 1013 教室 （リバティホール）	三林宏教授 中山知己教授 斉木信一（職員）	－

＜学外での法科大学院進学相談会＞

・ 個別相談
・ 法科大学院パンフレット，入学試験要項を配布

2007 年度

日にち	場所	対応者	主催
6 月 30 日（土）	福岡・エルガーラ	御子柴博事務長	読売新聞社
	大阪・ハービス OSAKA	斉木信一（職員）	読売新聞社
7 月　7 日（土）	名古屋・マナハウス	河内隆史教授 市川園子（職員）	読売新聞社
7 月　8 日（日）	W セミナー札幌校	中山幸二教授	W セミナー

2008 年度

日にち	場所	対応者	主催
6 月 28 日（土）	大阪・ハービス OSAKA	中山知己教授 石黒賢（職員）	読売新聞社
6 月 29 日（日）	W セミナー札幌校	水口怜子（職員）	W セミナー

資料「明治大学法科大学院アドミッション・ポリシー」

21 世紀の新しい社会を支える法曹をめざす人物

多角的な視点から多様な資質を評価

明治法律学校は創立以来数多くの人材を輩出し，法曹界に一大勢力を形成してきました。日本でいち早く女性法曹の養成に取り組んだことも特筆に値します。こうした歴史と伝統に鑑み，明治大学法科大学院では，人権を尊重し『個』を大切にする法曹の養成を教育目標に掲げています。複雑化した現代社会では，個々人の人間的な軋轢から生ずる紛争もあれば，社会構造の歪みに由来する不正義もあります。こうした中で求められ

るのは，冷静な分析力と社会変革の熱意を秘めた専門法曹です。そのためにクールな頭脳と温かいハートを備えた人材を数多く受け入れ，将来の日本を支える法曹となり得るよう育成したいと考えています。そこで入学者選抜においては，何よりも正義感にあふれ，批判的精神をもって社会を見つめ，生きものとしての法と格闘する人材を求めています。いわゆる偏差値入試に堕することのないよう，多角的な視点から多様な資質を評価していきます。　　　　　（出典：「明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009）７頁」）

（２）入学者選抜システムの検討組織

本法科大学院では，入学者選抜等に関する種々の事項について責任をもって検討する組織として「入試等関係常置委員会」を設置し，各年度の入学者選抜の枠組みと日程，入学試験要項の作成，作問委員と採点委員の配置，筆記試験問題作成の基本方針，採点業務実施体制，書類選考における選考基準，面接試験の基本方針と実施体制，各選考方法の配点，合格発表の方法等について審議決定し，法科大学院教授会に上程している。また，一次選考・二次選考の各合格基準は，法科大学院長を中心とする執行委員会で原案作成し，特任教員（実務家教員）を含む拡大教授会で責任をもって決定している。≪別添資料 129 の第５条第１項第３号参照≫　　　　　　　　　【解釈指針６－１－１－１】

別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009)』
別添資料 129「明治大学法科大学院教授会規程」第５条第１項第３号
別添資料 130「2009 年度受験者向け法科大学院情報（折込)」

基準６－１－２
　入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準６－１－２に係る状況）
基準６－１－１のアドミッション・ポリシーに基づき，本法科大学院においては，第一次試験（書類選考と筆記試験）および第二次試験（面接）により，多面的な観点から入学者を選抜している。具体的には，以下の如くである。

書類選考では，法科大学院適性試験の成績のほか，学部時代の学業成績，社会的活動の実績，本法科大学院の重点領域に関連する資格，本法科大学院および法曹を志望する理由など，多面的な視角から総合的に評価し，前途有為な人材を選抜している（非公開資料)。既修者コース（２年制）を志望する場合は,（財）日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の６科目の成績の提出を必須としている。また，法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して，法律基本科目に関する法的知識の修得度を測定している。未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き，既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いている。

既修者コースの筆記試験では，憲法・民法・刑法・商法の４科目につき論文試験を課し，法的知識の正確性と法的思考の展開力を探っている（これら４科目が入学後の単位免除科目となる)。第一次選考合格者にはさらに面接を実施し，上記４科目を中心に口頭試問を行っている。これら筆記試験と面接で文章表現力と口頭表現力を測りながら，上記の書類選考と合わせできるだけ人間性を見極めるよう努めている。

未修者コースの筆記試験では，法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは，法解釈や判例の知識は問わないが，社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚などは問われる可能性がある。第一次選考合格者にはさらに面接を行う。面接では，社会にアンテナを張っているかどうかを見極める意味で時事的な問題を取り上げたり，思考展開力を問う設問などを用意している。また，本法科大学院を志望する理由とこれまでの職歴や専攻との関連性なども聴いている。

資料「明治大学法科大学院入学者選考方法」
　入学者の選抜は，第一次：書類選考と筆記試験，第二次：面接からなります。
書類選考では，法科大学院適性試験の成績のほか，学部時代の学業成績，社会的活動の実績，本法科大学院の重点領域に関連する資格，法科大学院および法曹を志望する理由など，多面的な視角から総合的に評価し，前途有為な人材を選抜します。既修者コース（２年制）を志望する場合,（財）日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」の成績の提出を必須とします（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の６科目を評価対象とし，行政法は除きます)。また，法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して，法律基本科目に関する法的知識の修得度を測ります。未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き，既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置きます。既修者コースの筆記試験では，憲法・民法・刑法・商法の４科目につき論文試験を

課し，法的知識の正確性と法的思考の展開力を探ります。これら４科目が入学後の単位免除科目となります。第一次選考合格者にはさらに面接を実施し，上記４科目を中心に口頭試問を行います。筆記試験と面接で文章表現力と口頭表現力を測りながら，できるだけ人間性を見極めるよう努めています。

未修者コースの筆記試験では，法律知識を前提としない小論文を課します。ここでは，法解釈や判例の知識は問いませんが社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚などは問われる可能性があります。第一次選考合格者にはさらに面接を行います。面接では。社会にアンテナを張っているかどうかを見極める意味で時事的な問題を取り上げたり，思考展開力を問う設問などを考えています。また，法科大学院を志望する理由とこれまでの職歴や専攻との関連性なども聴くことになるでしょう。

昨年度までの入試では，既修者と未修者それぞれに特徴ある入学者を選抜できたものと考えています。既修者コースでは，ほとんどが法学部卒で従来の司法試験を受験した経験のある者が多く，基礎的な法の知識と理論を修得した者が合格しました。これに対して，未修者コースでは，出身学部も経歴も資格も含め，実に多様な人材が集まりました。社会経験が豊富で，かつ問題意識の高い，意欲ある学生が多いのに驚きました。特に，本学の特色である５分野に対応する有資格者として，医師，薬剤師，公認会計士，弁理士などがおり，法学以外の博士や修士の学位を持つ者も多数見られました。これらの資質の高い人材を２年間または３年間でいかにして一人前の法律家に育てるかが，私たちの課題です。現在，実務と理論の架橋を意識しつつ，学生とともに教員も一緒になって試行錯誤しながら新たな法学教育に取り組んでいるところです。

我々とともに，21 世紀の新しい社会を支える法曹を目指す方をお待ちしております。

（出典：「明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009）」７頁）

別紙２（別紙様式２）「学生数の状況」

非公開資料「第一次書類選考基準」

基準６－１－３
法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して，各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして，入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準６－１－３に係る状況）
本法科大学院の入学者選抜の理念である公平性･開放性･多様性の確保に十分留意し，入学者選抜を実施している。各年度の入試説明会については，予め大学のホームページに日程を掲載し，すべての志願者が参加できるように配慮している。また，過去の入試問題についても法科大学院ウェブサイトに公表し，すべての志願者に公平に情報を提供している。特に，本学法学部出身者の優先枠を設けるなどの優遇措置は一切講じておらず,他大学出身者も同一の選考基準により公平に扱っている。【解釈指針６－１－３－１】
ちなみに，今年度入試における本学出身者の合格者は，既修者コース 38 名，未修者コース 41 名であり，全合格者の 15.9%である。また，入学者における明治大学出身者は，既修者コース 19 名，未修者コース 27 名であり，全入学者の 25.8%であり，自校出身者の割合が著しく多いという事態は生じていない（別紙２の別紙様式２参照）。
本学の学部では，入学後，父母宛に「教育振興協力資金」の募集案内を送っているが，法科大学院を含めた大学院では送らないという扱いになっている。
【解釈指針６－１－３－２】

資料「入学者に占める本学卒業者の割合」

入学年度	入学者数	本学卒数	割合（%）
2004	191	30	15.7
2005	209	50	24.9
2006	196	34	17.4
2007	240	47	19.9
2008	178	46	25.8

別紙２（別紙様式２）「学生数の状況」

基準６－１－４
　入学者選抜に当たっては，法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性および能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準６－１－４に係る状況）
入学者選抜に当たっては，大学入試センター主催の「法科大学院適性試験」と日弁連法務研究財団主催の「法科大学院統一適性試験」のいずれか一方の成績を提出させ，法科大学院における履修の前提として要求される判断力，思考力，分析力，表現力の客観的評価を基本的な基準として用いている。　【解釈指針６－１－４－１】
また，既修者コースについては，日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」の６科目の成績を提出させ，法学的素養の客観的な評価を活用している。
書類専攻に当たっては，2008 年度入試まで，未修者コースと既修者コースとも同じ基準で各種資格，語学検定，国家試験の成績等を考慮していたが，2009 年度入試から，旧司法試験（択一試験および論文試験）の成績や法務研究財団主催の法学検定等の法学の知識を問うものは，未修者コースでは考慮しないこととし（非公開資料），本学ホームページへの掲載をはじめ，志願者にも周知させるよう努めている。≪別添資料６参照≫

非公開資料「第一次書類選考基準」
別添資料６『2009 年度明治大学法科大学院入学試験要項』

基準６－１－５
入学者選抜に当たって，多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準６－１－５に係る状況）
入学者選抜に当たっては，法科大学院適性試験の結果に加え，「志願者調書」（別添資料 131）に，大学の学業成績や社会的活動，社会人については職歴や業務実績，各種の資格等の記載を求め，これに基づいて豊かな社会経験や法曹志望との関連性などを多面的に評価している。

具体的には，社会人や非法学部出身者など多様な経歴を有する者を積極的に受け入れるべく，入学者選抜第一次選考の書類選考において，将来の専門法曹に関連の深い一定の職歴・経験や資格等を考慮要素として重視し，さらに第二次選考の面接において，専門的知識や業績の有無等を確認し,評価するよう努めている。【解釈指針６－１－５－１】【解釈指針６－１－５－２】

その結果，今年度の入学者 178 名中，65 名が社会人（36.5%），出身学部では非法学部が 36 名（20.2%）となり，多様な人材の受け入れが実現できた。なお，本法科大学院では，学部卒業後３年以上の者を社会人とみなしている。【解釈指針６－１－５－３】【解釈指針６－１－５－４】

また，未修者コースと既修者コースの書類選考において，2008 年度入試まで，両コースとも同じ基準で各種資格，語学検定，国家試験の成績等を考慮していたが，2009 年度入試から，旧司法試験（択一試験および論文試験）の成績や法務研究財団主催の法学検定等の法学の知識を問うものは，未修者コースでは考慮しないこととし（非公開資料），本学ホームページへの掲載をはじめ，志願者にも周知させるよう努めている。≪別添資料６参照≫

資料「入学年度別入学者の属性」

入学年度	入学者数	社会人数・割合		法学部卒	非法学部卒
2004	191	127	66.5%	112	79
2005	209	95	45.5%	162	47
2006	196	110	56.1%	149	47
2007	240	89	37.1%	186	54
2008	178	65	36.5%	142	36

別紙２（別紙様式２）「学生数の状況」

別添資料６『2009 年度明治大学法科大学院入学試験要項』
別添資料 131「2009 年度明治大学法科大学院法務研究科法務選考志願者調書」

６－２　収容定員と在籍者数

基準６－２－１
　法科大学院の在籍者数については，収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準６－２－１に係る状況）
本法科大学院の収容定員は 200 名×３年＝600 名，法科大学院開設以来の在籍者数は以下のとおりである。2008 年５月１日現在の在籍者数は 517 名であり，収容定員の範囲内である。≪別紙２の別紙様式２，別添資料 132 参照≫　【解釈指針６－２－１－１】

資料「年度別在籍者数一覧」（各年度５月１日現在）

年度	2004	2005	2006	2007	2008
在籍者数	191	389	480	535	517

別紙２（別紙様式２）「学生数の状況」

別添資料 132「法科大学院　年度ごとの在籍者数，異動者一覧」

基準６－２－２
入学者受入において，所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準６－２－２に係る状況）

各年度の入学者受入れにおいて，200 名の入学定員と著しく乖離しないよう，慎重に入学試験の合格発表を行っている。法科大学院開設以来の各年度の志願者数・合格者数・入学者数は以下のとおりである。

年度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	3,188	447	191
2005	2,589	383	209
2006	1,905	506	196
2007	2,311	520	240
2008	2,419	496	178

（出典：ホームページ公開）

2007 年度は，入学者数が定員を２割超過したため，今年度は，既修者コースの合格者数を控えめにし，各学年の在籍者数が著しく不均衡とならないよう配慮した。

その結果，今年度の入学者数が定員に対して 11.0％不足となったが，各学年の在籍者数が調整され，講義科目と演習科目のクラス編成を円滑に行なうことができた。

【解釈指針６－２－２－１】

別紙２（別紙様式３）「学生数の状況」

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点および今後も維持したい事項

（ア）法科大学院設置の理念に則り，公平性，開放性，多様性を旨とし，多様な観点から志願者を評価し，丁寧な入学者選抜を行っている。特に書類選考においては，大学入試センターまたは法務研究財団の適性試験や法務研究財団既修者試験を活用して客観的な基準を用いるとともに，志願理由や経歴，社会的活動などを考慮して個別的に人間性や個性を評価するよう努めている。

（イ）筆記試験においては，論理的展開力や分析力，思考力を測定し，法科大学院の授業についていけるか，将来有望な法曹となりうるかを探り，さらに面接試験においてより具体的に人間性をみることとしている。これら複合的・重層的な選考により，潜在力を有する有能な人材を受け入れることが相当程度達成できているものと自負している。

（ウ）公平性および開放性の点では，特に本学出身者を優遇することなく，志願者を公平に扱っており，現実の入学者の出身大学も極めて多様な構成となっている。これがまた，多様な経歴をもった学生同士の相互刺激と切磋琢磨を可能にしている。

（２）今後の課題および改善を要する点

（ア）本法科大学院設置の目標の一つに掲げている「アジア諸国において活躍する法曹の養成」という点については，未だ実効性ある枠組みを構築できていない。開校初期の揺籃期を終え，軌道に乗った段階では，アジアからの留学生や研修生等の積極的な受入れを検討していきたい。

（イ）当初の３年間は，現実の入学者数が入学定員とほぼ一致していたが，2007 年度は入学手続率が予測より高く，やや多目の入学者数となった（20.0％超過）。そのため，今年度はとりわけ既修者コースの合格者数を控えめにし，各学年の在籍者数の均衡を図った。今後は，入学定員と乖離しないよう，より慎重に合格者数の決定を行っていきたい。

第７章　学生の支援体制

1　基準ごとの分析

７－１　学習支援

基準７－１－１
学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，また，教育課程上の成果を上げるために，各法科大学院の目的に照らして，履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準７－１－１に係る状況）
（１）導入ガイダンス
本法科大学院では,入学者への教育の導入ガイダンスとして,入学手続者に対しては,入学前にプレガイダンスを行い，本法科大学院の教育の理念，カリキュラムの考え方と概要，授業内容，自主学習の大切さ等に軸をおいて教員が説明して，入学前の学習および適切な履修科目の選択を支援している（別添資料 133)。また，入学後のガイダンスにおいて，教育の理念と目的，カリキュラムの考え方と概要を説明するとともに,「履修モデル」（別添資料３の 36・37 頁）を提示し，さらに適切な科目選択ができるように法律基本７科目別の履修相談会を開催している。これらのことから，教育課程上の成果を上げるために，各自の関心分野や将来の進路希望を踏まえた履修指導の体制が十分にとられているといえる（別添資料 134)。両ガイダンスは，必要に応じて未修者と既修者を分けて実施している。　【解釈指針 7－１－１－１】
（２）法学未修者への履修指導
法学未修者には，法科大学院の学修に関し特段の履修指導が必要とされるところであるので，まず，２月のプレガイダンスにおいて，本法科大学院の教育の理念を伝えるとともに，１年次の前期配当科目である，憲法（統治)，民法，刑法，商法，行政法について,実際に当該科目を担当する教員がそれぞれ,入学時までにいかなる心構えで学修し,どのような本を読んでもらいたいかを具体的に話している。その際質疑の時間も設け，欠席者には当日配布資料を送付している。
新入生ガイダンス（２日間）においては，法科大学院長が本法科大学院の教育の理念を伝えるとともに，理念に係わって，専任教員による講演会を実施している。履修関係については，カリキュラムの概要と考え方を説明するとともに，本法科大学院のパンフレットに記載した理論教育と実務教育との架橋を十分に考慮した「履修モデル」(別添資料３の 36・37 頁）を提示して，各自の関心分野や将来の進路希望を踏まえた適切な科目履修がなされるよう支援している。また，選択科目の履修指導に関しては，各授業担当教員が待機し，他の科目との関連を踏まえて履修すべき科目の相談を行った。このガイダンス時にローライブラリー等の学修関係施設，法情報リサーチに関するガイダンスを行い，自主的に学習する重要さおよびその際助けとなる教育補助講師の制度なども説明している。　【解釈指針 7－１－１－２】
（３）法学既修者への履修指導

本法科大学院では，法学既修者を，法律基礎科目について理解している者としていることから，法学既修者に対する履修指導として，まず，２月のプレガイダンスにおいて，本法科大学院の教育の理念を伝えるとともに，２年次の前期配当科目である，憲法，民法，刑法，商法の演習と両訴訟法の講義について，実際に当該科目を担当する教員がそれぞれ入学時までにいかなる心構えで学修し，どのような本を読んでもらいたいかを具体的に話している。その際質疑の時間も設け，欠席者には当日配布資料を送付している。

新入生ガイダンス（２日間）においては，法科大学院長が本法科大学院の教育の理念・目的を伝えるとともに，理念に係わって本法科大学院の専任の実務家教員による講演会を実施し，理論教育と実務教育の架橋の実例を直接示すことにより，将来の進路志望への動機付けを行った。履修関係については，カリキュラムの概要と考え方を説明するとともに，本法科大学院のパンフレットに記載した理論教育と実務教育との架橋を十分に考慮した「履修モデル」（別添資料３の 36・37 頁）を提示して，各自の関心分野や将来の進路希望を踏まえた適切な科目履修がなされるよう支援している。選択科目については，各授業担当教員が他の科目との関連を踏まえて，事前に履修すべき科目を指示している。このガイダンス時にローライブラリー等の学修施設，法情報リサーチに関するガイダンスを行うとともに，自主的に学習する重要さおよびその際助けとなる教育補助講師の制度なども説明している。　【解釈指針 7－１－１－３】

（４）教育理念・目的とガイダンス

プレガイダンス，新入生ガイダンス両方において，本法科大学院の教育の理念・目的を院長自らが伝えるとともに，新入生ガイダンスにおいては，理念に係わって，本法科大学院の専任の実務家教員による講演会を実施し，理論教育と実務教育の架橋の実例を直接示すことにより，将来の進路志望への動機付けを行いつつ，具体的な履修指導を行った。　【解釈指針７－１－１－４】

（５）入学後の学習指導体制

（ア）学習相談（オフィスアワー）

学習指導に関し，本法科大学院では，制度としてオフィスアワーを設定している。各教員のオフィスアワーの日時および予約の方法は，学期当初に学生に周知されている（別添資料１の 56 頁，別添資料 135）。

（イ）教育補助講師

上記のような学習指導，助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備として，学生の日々の予習復習に関して，一般的な学習の相談，助言を行う者として，科目群ごとにおかれている，弁護士や非常勤講師の資格を持つ教育補助講師の制度があり，現在 11 名が院生自習室のある 14 号館に待機し，相談を受けている（別添資料 136）。

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』　学習相談 56 頁
別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009）』履修イメージ 36・37 頁
別添資料 133「2008 年２月実施プレガイダンス実施報告」
別添資料 134「2008 年度明治大学法科大学院新入生行事日程」（新入生ガイダンス案内）
別添資料 135「2008 年度前期学習相談（オフィスアワー）実施予定一覧表」
別添資料 136「教育補助講師勤務日程表」

基準７－１－２
各法科大学院の目的および教育課程上の成果を実現する上で，教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう，学習相談，助言体制の整備がなされていること。

（基準７－１－２に係る状況）
（１）学習相談・助言体制
このことについては，基準７－１－１において述べた学習相談（オフィスアワー），教育補助講師制度がある（別添資料１の 56 頁参照）。

それに加え，各教員の個別対応としては，それぞれ講義・演習の終了後や昼休みに質問に答え，学生の持つ疑問点の速やかな解消に努めている。具体的には，休憩時間には，各教室では熱心な質問者が教員に殺到するのが現状であるが，これに対し教員は，迅速かつ丁寧に対応し，対応しきれない場合には，昼休みないし放課後（６限），あるいは個人的にオフィスアワーを設定して，質問や専門を生かした発展的問題に答えている。

教員との連絡方法として，メールアドレス一覧表のようなものは公表していないが，学生が事務室に相談にきた場合には，速やかに教員に連絡し，相談に応じられる体制にある。また，専任教員が中心に担当する「総合指導」科目においては，シラバスとおりに授業が進められると同時に，履修者を少人数（原則 20 名以内）に絞ったなかで，教員と学生の信頼関係のもと，通常，学生に教員への連絡先，メールアドレスが伝えられ，学生のどのような学修相談にも，きめ細かに応じられる体制となっている。

【解釈指針７－１－２－１】

（２）コミュニケーション促進
（ア）新入生歓迎懇親会
入学式の後には，立食形式での「新入生歓迎懇親会」を学内で行い，挨拶などは抜きにした親しい雰囲気の下，教員と学生のコミュニケーションを図っている。毎年出席率は大変高く，教員は学生の間を積極的に回り，学生からは，既に行われた授業・演習での質問や，勉強の仕方あるいは学問についてなど，自由で活発な交流が行われている（別添資料 134）。

（イ）ゼミ会合費による補助
コンパなどの，学外でのインフォーマルな教員と学生との交流についても，その有用性を踏まえ，費用補助をして促進している（別添資料 137）。

（ウ）各種アンケートの実施
学生の意見については，年に２回，授業評価アンケート（科目別）の実施を義務づけている（別添資料 121）。また，これと別に，開設以来，例年５月上旬に，法科大学院全般のついてのアンケートを行っている（別添資料 138-1）。

（エ）学生の意見を聴く会の開催
他の学生の直接の声を聞く機会として，年に２回程度，法科大学院長と学生指導関係常置委員会委員が学生有志から直接意見を聞く，「学生の意見を聴く会」を実施し，そこで出された授業や学習についての意見などはその場で答え，あるいは各常置委員会を通

じて検討し，必要に応じ早期の解決等を心がけている（別添資料 139-1～139-3)。

【解釈指針７－１－２－２】

別添資料１『2008 年度法科大学院要項』　教育補助講師制度・学習相談 56 頁
別添資料 134「2008 年度明治大学法科大学院新入生行事日程」(新入生ガイダンス案内)
別添資料 137「ゼミ会合費助成金申請書」
別添資料 121「授業改善のためのアンケート」実施要領
別添資料 138-1「教育に関するアンケート 2008 年５月実施」
別添資料 139-1「学生の意見を聴く会」記録メモ（2007 年６月 21 日）
別添資料 139-2「学生の意見を聴く会」記録メモ（2007 年 11 月 15 日）
別添資料 139-3「学生の意見を聴く会」記録メモ（2008 年６月 19 日）

基準７－１－３
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準７－１－３に係る状況）
（１）教育補助講師制度による教育指導
教育補助講師は，授業担当教員の指導の下で，学生の学習相談などに応ずるもので，本法科大学院では開設以来導入している。今年度は，司法試験合格者，弁護士，他大学の非常勤講師,博士後期課程修了者もしくは同等以上の専門的能力を有する者 11 名が，教育補助講師として指導に当たっている。勤務場所は，教育補助講師室であり，14 号館２階に独立した部屋を確保している。
教育補助業務の具体的内容は，①学生の自主学習指導，②レポート添削補助，③教員の教材作成の補助などである。これらのうち，学生の自主学習指導については，個別の質問に対する対応や自主ゼミでの指導等が主要なものであるが，相当の教育効果をあげている。また，教材作成補助については，担当教員による自主作成教材が膨大な量にのぼるので，この面での作成補助は不可欠なものになっている（別添資料 136)。
なお，教員と教育補助講師との意見交換会を設け，本法科大学院の教育の理念を教育補助講師に伝えるとともに，双方の意見を交換することにより，教員が学生の学修状況を知る助けとし，今後の本法科大学院のよりよい教育・指導へ役立てている（別添資料 140-1，140-2)
（２）TA および RA・その他の人員の確保
プロセス学業評価システム｢学習支援カルテ｣のデータ入出力作業を担当させるため，博士前期課程の学生１名を TA として採用している。TA の業務の具体的内容は，①カードリーダ出席データ取込み作業，②システム取扱いガイダンス補助，③システム教員対応補助，④その他本システムに係る業務補助である。勤務場所は，専門職大学院事務室である。
また，教員の研究を補助する者として，RA を１名採用している。補助業務の具体的内容は，①環境法についての文献情報として，ヨーロッパ，アメリカ，アジアの情報のフォーマット化・ファイル化，ホームページの作成，②諸外国の環境法に関する翻訳作業などである。勤務場所は，専門法曹養成教育研究センター（環境法）である。さらに，資料等教員の教材作成を補助するものとして，14 号館共同研究室に TA を１名置いている（別添資料 141)。　【解釈指針７－１－３－１】

別添資料 136「教育補助講師勤務日程表」
別添資料 140-1「教育補助講師との意見交換会議事録（2007 年 12 月実施)」
別添資料 140-2「教育補助講師との意見交換会議事録（2008 年５月実施)」
別添資料 141「2008 年度 TA・RA 勤務時間表」

７－２　生活支援等

基準７－２－１
　学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言，支援体制の整備に努めていること。

（基準７－２－１に係る状況）
（１）奨学金
学生の経済的支援については，学生支援機構の奨学金（第１種，第２種）を含め，未修者・既修者双方に対し，現在４種類の奨学金が受けられる体制が整えられている（一部重複不可）。
具体的には，学生支援機構の奨学金（第１種），同（第２種），明治大学給費奨学生奨学金（授業料相当分給付）（別添資料 142-1，142-2），明治大学校友会奨学金奨学生（同規程による一定金額給付）（別添資料 143）の４種類であり，明治大学給費奨学生奨学金は，学生支援機構の第１種奨学金との重複はできない規則になっている。
200７年度は，入学者 240 名のうち，奨学金を受けている学生は，学生支援機構の奨学金（第１種）81 名，同（第２種）73 名，明治大学給費奨学生奨学金 14 名（うち１名は途中退学のため受給資格喪失），明治大学校友会奨学金奨学生 12 名であり，経済支援を希望する学生のほぼ 90%が，何らかの奨学金を受け取っている。
各種奨学金奨学生の選定・運用については，各奨学金規定における給付基準に加え，本法科大学院内で選考規程等を定め，それに基づき教授会で決定するなど，公正で厳格な奨学金制度の運用をしている（別添資料 144-1～144-6）。
上記４種以外の奨学金奨学生募集について，募集をすみやかに掲示し，教員が推薦状を書くなどして，院生の奨学金制度利用，獲得の機会拡大に努めている。
なお，第一生命保険相互会社および株式会社損保ジャパンから提供された「第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座」の事業の一環として，３年次学生の成績優秀者 20 名（未修者 10 名・既修者 10 名）を表彰する際に，副賞として「第一生命・損保ジャパン奨学奨励賞」を与えることが決定されている。（今年度から実施。とりあえず３年間。）

【解釈指針７－２－１－１】

（２）各種相談
健康相談，生活相談，各種ハラスメントの相談等については，法科大学院内の学生指導関係常置委員会が担当しており，適宜学内の学生相談室等とも連絡をとって相談にあたっている。

根拠規程「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規　第３条から抜粋」
第３条
（5）学生指導関係常置委員会は，法科大学院執行委員を委員長とし，その他専任教員若干名をもって構成し，次に掲げる任務を行う。
　ア　学生の奨学・賞罰の基準を策定し，拡大教授会に提案する。
　イ　学生の処分について調査し，教授会に提案する。

ウ　学生の育英・奨学・奨励に関する事項および学生生活・課外学生指導，新司法試験指導および修了者フォローアップに関する事項について先議議決し，かつ執行する。
エ　明治大学法曹会との連携にかかわる事項を担当する。

（ア）健康相談
学内に医師が待機する診療所があり，急な場合に診断，治療，投薬を受けられる体制である（別添資料 145)。また，全学生が本学の学生健保に加入している。
（イ）生活相談等
学内には，学生相談室，キャンパスハラスメント相談窓口（多数）が設けられており，本法科大学院生も相談できる体制となっている（別添資料７)。
（ウ）セクシャル・ハラスメント
本学のキャンパスハラスメント対策委員会による冊子「ハラスメントのないキャンパスへ」（別添資料７）が全学的に配布されている。また，法科大学院において特に重要な問題であることを踏まえ，教員に対し，ＦＤで研修を実施した（別添資料 146)。

【解釈指針７－２－１－２】

別添資料７『ハラスメントのないキャンパスへ』
別添資料 142-1「明治大学奨学金規程」
別添資料 142-2「明治大学奨学金の採用に関する基準」
別添資料 143「明治大学校友会奨学金要綱」
別添資料 144-1「法科大学院給費奨学生継続の学業成績基準（既修者コース)」
別添資料 144-2「法科大学院給費奨学生継続の学業成績基準（未修者コース)」
別添資料 144-3「明治大学法科大学院における明治大学校友会奨学金選考内規」
別添資料 144-4「明治大学法科大学院における明治大学校友会奨学金選考内規運用規定」
別添資料 144-5「日本学生支援機構奨学金『推薦・選考基準』（既修者）（未修者）運用についての内規」
別添資料 144-6「日本学生支援機構奨学金　追加補充奨学生選考に関する運用内規」
別添資料 145「学内診療所」
別添資料 146「2006 年度 FD 研修会議事録（第２回)」

７－３　障害のある学生に対する支援

基準７－３－１
　身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設および設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準７－３－１に係る状況）
毎年度，視覚障害者および車椅子使用者等の志願があり，事前の施設実地見学と説明を行った上で受験を認めてきた。身体に障害があり車椅子を要する者については，願書提出前に予め相談に乗り，教室・自習室・図書館・駐車場の確保など，学内の移動可能性を確認するとともに，試験当日の座席においても利便な場所を用意している。
視覚障害のある者については，願書提出前に予め相談に乗り，音声パソコンの活用による講義および演習等の受講可能性を本人に確認するとともに，実際に授業参観を行った。入学試験（筆記試験）では，新司法試験と同様の措置をとり，音声パソコンによる出題と解答を許可し，受験の機会を確保するよう努めている。これまで，2006 年度入試と 2007 年度入試に各１名の全盲志願者があり，上記のような試験体制を取り対応してきたが，結果的には入学者はいなかった。≪別添資料６，別添資料 149 参照≫

【解釈指針７－３－１－１】

特に，視覚障害者については学内の既受入れ学部・研究科の実態調査，さらに法科大学院で視覚障害者の受入れ実績がある慶應義塾大学の訪問調査や中京大学教員へのインタビューを行い，受け入れ体制について準備を行っている。いずれにしても新設の施設が多く，教室・演習室，模擬法廷，ローライブラリー，中央図書館，院生共同研究室とも全館バリアフリー，エレベータ，身障者用多目的トイレ，点字ブロック等の設置，駐車スペースの確保等，対応済みであり，ハード面では特段の問題はない。

【解釈指針７－３－１－２】

なお，最も重要な点は入学後のソフト面にあり，特にサポート体制をいかに構築するかであり，IT 機器の活用による教材の早期提供と周囲に支援を得られるボランティア学生が集まるような体制構築が必要であると考えている。上述のように受け入れ実績のある法科大学院の実態は調査済であり，実際に当該学生が入学してきた場合にしかるべく対応することとしている（過去に，法学部および政治経済学研究科に視覚障害者が入学し，その際の経験は蓄積されている)。≪別添資料 148 参照≫

【解釈指針７－３－１－３】

資料「2009 年度明治大学法科大学院 入学試験要項（表紙裏）　注意事項」
　◎身体の機能に障害があり，受験および修学上特別な配慮を必要とする者は，７月18 日（金）（入学検定料を納入する前）までに必ず専門職大学院グループ（法科大学院）に問い合わせてください。なお，日常生活において，補聴器，松葉杖，車椅子等を使用している場合，試験場の設定等，特別な配慮を必要とするため，必ず申請してください。

別添資料６『 2009 年度明治大学法科大学院入学試験要項』
別添資料 148「身体障害者受入れに係る WG 報告書」
別添資料 149「全盲学生の受験の可否・および入学後の対応に関して」

７－４　職業支援（キャリア支援）

基準７－４－１
　学生支援の一環として，学生がその能力および適性，志望に応じて，主体的に進路を選択できるように，必要な情報の収集・管理・提供，ガイダンス，指導，助言に努めていること。

（基準７－４－１に係る状況）
（１）現在の指導・助言体制
学生数約 500 名の本法科大学院では，毎年多くの修了生を社会に送り出すことから，個々の学生がその能力および適性，志望に応じて，主体的に進路を選択できるように支援体制を整えることにつき，とりわけ重要な問題と捉え，開設２年度目から企業法務部の集まりである「経営法友会」事務局と話し合いの機会をもった。
学内的には，学生指導関係常置委員会が就職支援問題を担当しており，就職・キャリア形成支援事務室等の学内関係部局，学内組織である法制研究所，本大学出身法曹 OB の団体である法曹会（会員数凡そ 1,000 名）との連絡のもと，この問題の検討にあたっている。
現時点では，第３回の修了生を出したばかりのこともあり，専門の相談窓口を設置することはしていないが，実務家教員などを中心とした本学教員や，前述の法制研究所，法曹会のメンバーが，個々の学生からの個別相談にあたっている。
2006 年 12 月に三井物産からの申し出があり，本学内で企業内弁護士の説明会（本学法学部・大学院法学研究科と共催）を開催，2007 年 10 月にも第２回目の説明会を実施した（別添資料 149)。その後，人事院，東京都人事委員会，企業法務部の求人担当者との面談を行い，求人側の要望を聴取するとともに，学生への周知をはかっている。なお，面談の際には就職・キャリア形成支援事務室員の同席を求めて大学としての対応をはかることとしている。
（２）今後の促進体制
今後の課題として,既にある職業支援に役立つ支援システムを活用することに努める。具体的には，すでに本法科大学院が独自に構築し，利用を開始している『プロセス学業評価システム』(2004～2006 年度文科省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」支援事業）のデータを職業相談の際に活用し，個々の学生の能力や適性を適切に把握できる体制を整える。
一方，本法科大学院が中心となって，法科大学院修了生と求人側との法務職マッチング・サイトを立ち上げ，運営するシステム構築を計画し,「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」として 13 大学で共同申請し,採択された（2007～2008 年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」)（別添資料 150)。
既に「ジュリナビ」の名称でサイトを構築した（商標登録済み）（別添資料 151)。２年度目の今年度は，法科大学院協会の「法曹職域問題等検討委員会」とも連携をはかりつつ，2007 年度修了者の登録を開始，2008 年６月１日現在，全国 74 法科大学院のうち 60 校が参加し，2,500 名強の登録がある。新司法試験終了後の５月下旬から試験運用を開始した。
【解釈指針７－４－１－１】

別添資料 149「企業法務説明会　三井物産」掲示
別添資料 150「法科大学院就職・キャリアプランニング支援プラットフォーム」
別添資料 151「ジュリナビ」

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）適切な履修科目の選択を支援するために，入学手続者に対して，入学前の段階でプレガイダンスを行い，カリキュラムの考え方と概要，授業内容，自主学習の要点などを説明している。学生が履修計画を考えるうえで，プレガイダンスは有益だったようであり，かなり成果が上がったと判断している。多くの教員が，入学後の授業への導入がスムーズに行えているという感触をもっている。

（イ）入学前のプレガイダンスから事実上履修指導を開始させており，入学後のガイダンスで，本学の教育理念やカリキュラムの特色および概要を説明するとともに，履修モデルを提示することで，各人の関心分野や将来の進路希望を踏まえた的確な科目履修ができるなど，履修指導は効果的に行われている。

（ウ）履修や学習についての，入学後の履修指導の体制として，制度として専任教員と任意の兼担・兼任教員によるオフィスアワーを導入している。また，学生により身近な相談者として，教育補助講師の制度をつくり，日常的に，随時相談できる体制を整えるとともに，教育における教員と学生の橋渡しとしても活用している。

（エ）診療所，セクシャル・ハラスメントを含めた学生相談室等も，大学の充実した施設を使える体制にある。セクシャル・ハラスメントに関する教員の研修等も積極的に行っている。

（オ）奨学金制度が充実しており，希望者のほぼ全員を満たしている。給付を受けている学生の率も高い。

（２）特色ある取り組み

（ア）在学生アンケートはもちろんとして，修了者にまで視野を広げて，教育支援のあり方や学生のもつ要望を汲み取ることができる体制をとっている。

（イ）学習支援に関し,「『プロセス』学業評価システム」（2004～2006 年度文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プロジェクト）をすでに構築し，利用を開始している。就職に関しても，このシステムを効果的に利用する予定である。

（ウ）３年次の段階で成績優秀な学生を表彰し副賞を与えることで，勉学に対するインセンティブを高めている。

（エ）就職問題に関しては，さらに，本法科大学院が中心となって，就職希望者と就職先とのマッチングのための支援サイトを作成・運営するシステム構築を計画し，2007年度に文部科学省大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）として「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」が採択され，法科大学院全体の取り組みとして 2009 年度からの本格的な運用を目指している。

　法科大学院修了生の就職・キャリアデザインについては,「ジュリナビ」の活用に向けて，日本弁護士連合会，司法研修所，人事院，東京都人事院会，日本経済団体連合会，経営法友会,企業人事部･法務部など関連諸機関の責任者とも意見交換を開始している。

（３）改善を要する点等

（ア）学生との相談・指導のための施設が授業棟であるアカデミーコモン内にない状態であるので，必要な施設の措置のために，今後も交渉を続けて行く必要がある。

（イ）障害のある学生についての支援体制，施設面での受け入れ体制整備につき，入学後のソフト面，特にサポート体制をいかに構築するかが課題である。

（ウ）合格者の就職問題に関し，企業・官庁・自治体等，法曹以外の就職先のさらなる開拓が必要である。

（エ）司法試験不合格者の就職問題について，相談体制やさらなる検討が必要である。

（オ）法科大学院修了者の就職問題は個別法科大学院の問題ではなく，すべての法科大学院の理解・協力，さらに弁護士事務所，各地区弁護士会，企業人事部・法務部，官庁，地方自治体，NPO・NGO 等への働きかけが必要である。

第８章　教員組織

1　基準ごとの分析

８－１　教員の資格と評価

基準８－１－１
研究科および専攻の種類および規模に応じ，教育上必要な教員が置かれていること。

（基準８－１－１に係る状況）
（１）明治大学法科大学院における教員の種別
本法科大学院は，既存の修士および博士課程をもつ明治大学大学院法学研究科とは独立した組織であり（学内正式名称は「明治大学法科大学院」），学生の入学定員は 200 名，収容定員は 600 名である。
この学生を教育するための教員として，本法科大学院には，学内の教員種別として，専任教員，特任教員，客員教員および兼担・兼任教員が存在する（別添資料 152)。
（ア）専任教員
主として博士論文またはそれに準ずる研究上の業績を審査して任用する教員で，原則として，任期の定めがない。専任教員は責任授業コマ数５コマの負担を負い，教授会出席の権利と義務を有する。この意味での本法科大学院の専任教員数は，現在 40 名，そのうち３名は法学部との兼籍教員（[五十音順，以下同じ］猪股弘貴，高橋岩和，松村弓彦)，８名は実務家専任教員（淺生重機，鈴木修一，鈴木利廣，角田由紀子，手塚明，平田厚は無期専任。上田廣一，新庄健二は有期専任）である。
以上の意味での専任教員のほか，次に述べる特任教員のうち，５名の専門職大学院設置基準上のいわゆる「みなし専任教員」（伊藤瑩子，倉科直文，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎）を加えると，本法科大学院の設置基準上の専任教員数は，全部で 45 名となる。しかし，在外研究並びに特別研究により，今年度に授業担当のない者が２名（専任の江島晶子，兼籍の高橋岩和）いることから，専任教員数を 43 名として分析することとする。
（イ）特任教員
本法科大学院では，主として実務上の実績や経験を審査対象とし，教育・研究上の業績をも加味して任用する教員を，「特任教員」と呼ぶ（別添資料 153)。
現在，本法科大学院に所属する特任教員は 12 名で，その全員が実務家教員であるが，上記（ア）のとおり，うち１名（上田廣一）が任期５年の有期専任，１名（新庄健一）が任期３年の有期専任であり，残りの 10 名が特任教員である。これらの１０名の特任教員は，いずれも「１年につき６単位以上の授業科目を担当し，かつ，教育課程の編成その他法科大学院の組織運営について責任を担う教員」であり，専門職大学院設置基準によれば，本法科大学院においては５名までを専任教員の数に算入できることになっている（伊藤瑩子，倉科直文，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎。いわゆるみなし専任)。
そこで，研究期間中の 2 名を除いた専任教員 38 名とみなし専任教員５名を加えると，

本法科大学院の専任教員の数は，上記の通り，43 名となる。

以下の記述で「特任教員」とは，みなし専任教員に算入されない５名の特任教員（明石一秀，金澤秀樹，栗原脩，金野志保，山田勝重）を指す。

（ウ）客員教員

特に優れた実務上の実績を審査して任用する実務家教員。任期は１年（更新は２回まで）。現在，客員教員は１名である（仁田陸郎）。

（エ）兼担教員・兼任教員

どちらも本法科大学院の専任教員ではなく，明治大学の学部や他研究科に所属しつつ本法科大学院の授業を担当する者を「兼担教員」，他大学等に所属しつつ本法科大学院の授業を担当する者を「兼任教員」という。兼担教員・兼任教員は１年ごとに委嘱する。

（２）教員の数と専攻分野

本法科大学院の教員数は，今年度で，任期の定めのない専任教員 36 名，有期専任教員２名，みなし専任教員５名，特任教員 5 名，客員教員 1 名，兼担教員 18 名，兼任教員 24 名，合計 91 名である（別紙２の別紙様式３）。

その主たる専攻分野を，各系別に表示すれば，次のとおりであり，各系別に必要な数の教員が揃っている。特に本法科大学院は，企業法務，知的財産，医事生命倫理，ジェンダー，環境の５分野を重視し，専門分野に強い法曹を育成しようとの方針から，教員の配置も展開・先端系の分野に重点を置いている。

種類		公法系	民事法系	刑事法系	基礎・隣接	展開・先端	合計
専任	専	5	13	6		4	43
	専・他	1				1	
	実		2	3		3	
	実・み		3	2			
兼担			4	2	7	5	18
兼任	特任		3	1		1	30
	客員			1			
	兼任	2	3	3	4	12	
合計		8	28	18	11	26	91

＊一名につき，主な担当科目により一つの系で算出。

（３）教員に関する設置基準上の要件の充足

（ア）専任教員の人数

平成 11 年文部省告示 53 号「専門職大学院に関し必要な事項を定める件」第１条によれば，本法科大学院における設置基準上必要な専任教員数は 40 名である（600÷20×3/4＝40）。

現在，本法科大学院は，任期の定めのない専任教員 36 名（うち６名が実務家教員），任期の定めのある専任教員２名（いずれも実務家教員），みなし専任教員５名（いずれも実務家教員）を合わせて 43 名の専任教員を擁し，上記設置基準を十分にクリアして

いる。

（イ）専任教員の兼籍解消

専門職大学院設置基準附則第２項は，法科大学院の必置専任教授のうち一定数（３分の１）までは，法学部その他の学部の専任教員であってもよく，ただしこの兼籍教員は10年以内に解消すべきものとしている。

2004年４月当初には，本法科大学院と本学法学部の双方に籍を有する兼籍教員は，設置基準上許される上限の13名（教員数40×1/3≧13）であったが，この４年間に計画的に削減してきた結果，現在は３名のみである（猪股弘貴，高橋岩和，松村弓彦）。そのうち，高橋岩和は今年度授業担当がないため，専任教員数43名には含んでいない。

（ウ）実務家教員の割合

設置基準上必要な実務家教員は，本法科大学院の場合，最低８名である（必置専任教員のおおむね２割以上＝40×0.2＝8）。

現在，本法科大学院の専任教員は，有期専任・みなし専任合わせて 43 名，そのうち研究者教員は30名，実務家教員13名である。したがって，設置基準を優に上まわっている。なお，特任教員５名も，全員実務家教員である。

（４）教員の教育上・研究上の業績等の公表

本法科大学院の教員については，その最近５年間の教育上・研究上の業績やその経歴等，その担当する専門分野において理論と実務を架橋する教育を行うに必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を，自己点検・評価報告書，パンフレット，ホームページ等において公表している（別添資料３の 21～33 頁，別添資料８の第３部）。

【解釈指針８－１－１－１】

別紙２（別紙様式３）「教員一覧，教員分類別内訳」

別添資料 152「明治大学教員任用規程」（抜粋） 別添資料 153「明治大学特任教員任用基準」（抜粋） 別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009)』教員一覧 21～33 頁 別添資料８『明治大学法科大学院自己点検・評価報告書　第１号』第３部

基準８－１－２
　基準８－１－１に規定する教員のうち，次の各号のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が，専任教員として専攻ごとに置かれていること。
　（１）専攻分野について，教育上又は研究上の業績を有する者
　（２）専攻分野について，高度の技術・技能を有する者
　（３）専攻分野について，特に優れた知識および経験を有する者

（基準８－１－２に係る状況）
（１）専任教員の各系別配置
　本法科大学院の専任教員 43 名の専攻分野による各系別分布は，次のとおりである。担当科目により複数の系でカウントしたため，延べ人数となっている。

系	合計	専	専・他	実・専	実・み
公法系（憲法，行政法）	8	6	1		1
民事法系（民法，商法，民事訴訟法）	18	13		2	3
刑事法系（刑法，刑事訴訟法）	11	6		3	2
実務基礎科目系	9			5	4
基礎法学・隣接科目系	3	1		2	
展開・先端科目系（実定法各科目）	15	9	1	4	1

（２）専任教員の教育上の指導能力
　本法科大学院の専任教員（合計 43 名）は，研究者教員にあってはその専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者であり，実務家教員にあってはその専攻分野について特に優れた知識･経験を有する者であり,いずれも高度の教育上の指導能力がある，と認められる。これらの教員の教育上または研究上の業績,特に優れた知識および経験，並びに，その専門分野に関する高度の教育上の指導能力の詳細については，別添資料にとおりである（別紙２の別紙様式３，別添資料８の第３部）。
　ここでは担当科目ごとに，教員の氏名と指導能力について，概括的に記述する。
（ア）法律基本科目（公法系）教員
　公法系には，７名の専任教員（うち兼籍１名）および１名の実務家みなし専任教員がいる。
　７名の研究者教員（[五十音順，以下同じ]，憲法では浦田一郎，清野幾久子，高橋和之，行政法では猪俣弘貴，碓井光明，西埜章，柳憲一郎）は，いずれも憲法または行政法の分野において教育上･研究上の業績があり,高度の教育上の指導能力を有している。
　１名の実務家みなし専任教員（倉科直文）は，行政法の分野において，研究上の業績があり，実務上特に優れた知識および経験を有し，高度の教育上の指導能力を有している。
（イ）法律基本科目（民事法系）教員
　民事法系には，15 名の専任教員（うち実務家専任２名）および３名の実務家みなし専

任教員がいる。

13 名の研究者教員（民法では工藤祐巌，椿久美子，円谷峻，中山知己，中村肇，三林宏，商法では泉田栄一，河内隆史，藤原俊雄，松山三和子，民事訴訟法では青山善充，大橋眞弓，中山幸二）は，いずれも民法，商法または民事訴訟法の分野において教育上・研究上の業績があり，高度の教育上の指導能力を有している。

２名の実務家専任教員（淺生重機，平田厚）および３名の実務家みなし専任教員（伊藤瑩子，増田嘉一郎，山﨑雄一郎）は，民法または民事訴訟法の分野において研究上の業績があり，実務上特に優れた知識および経験を有し，高度の教育上の指導能力を有している。

（ウ）法律基本科目（刑事法系）教員

刑事法系には，９名の専任教員（うち実務家専任１名，有期の実務家専任２名）および２名の実務家みなし専任教員がいる。

６名の研究者教員（刑法・刑事訴訟法の川端博，刑法では阿部力也，須之内克彦，津田重憲，刑事訴訟法では清水真，辻脇葉子）は，いずれも刑法または刑事訴訟法の分野において教育上・研究上の業績があり，高度の教育上の指導能力を有している。

１名の実務家専任教員（手塚明），２名の有期の実務家専任教員（上田廣一，新庄健二［派遣検察官］）および２名の実務家みなし専任教員（倉科直文，小林芳郎）は，刑法または刑事訴訟法の分野において研究上の業績があり，実務上特に優れた知識および経験を有し，高度の教育上の指導能力を有している。

（エ）法律実務基礎科目教員

５名の実務家専任教員（上田廣一，新庄健二，鈴木修一，角田由紀子，手塚明）および４名の実務家みなし専任教員（伊藤瑩子，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎）は，いずれも実務上特に優れた知識および経験を有し，高度の教育上の指導能力を有している。

（オ）基礎法学・隣接科目教員

２名の実務家専任教員（鈴木修一，角田由紀子）は，いずれも実務上特に優れた知識および経験を有し，高度の教育上の指導能力を有している。

１名の研究者教員（円谷峻）はドイツ法または EU 法の分野において研究上の業績があり,実務上特に優れた知識および経験を有し,高度の教育上の指導能力を有している。

（カ）展開・先端科目教員

14 名の専任教員（うち兼籍１名，実務家専任４名）および１名の実務家みなし専任教員がいる。

10 名の研究者教員（碓井光明［租税法］，大橋眞弓［倒産法］，河内隆史［金融商品取引法］，熊谷健一［知的財産法］，菅野和夫［労働法］，高橋岩和［経済法］，中山知己［債権回収法Ⅰ］，松村弓彦［環境法］，松本貞夫［金融取引法］，三林宏［債権回収法Ⅱ］，柳憲一郎［環境法］）は，いずれも本法科大学院が特に重点を置く，その担当分野（前記）において教育上・研究上の業績があり，高度の教育上の指導能力を有している。

４名の実務家専任教員（淺生重機［民事執行・保全法２］，鈴木修一［国際取引法］，鈴木利廣［医事法］，角田由紀子［ジェンダー法務］）および１名のみなし実務家専任教員（増田嘉一郎［民事執行・保全法１］）は，いずれも弁護士または外国法事務弁護士で

あるが，本法科大学院が重点を置く，その担当分野（前記）において研究上の業績があり，実務上特に優れた知識および経験を有し，高度の教育上の指導能力を有している。

【解釈指針８－１－２－１】

（３）専任教員の学外での活動

本法科大学院に所属する教員は，実務家教員はもとより，研究者教員も，教授会における事前の承認を経て，その専門的知識を生かした様々な学外での公的活動や社会貢献活動を行っている。これらの活動は，自己点検・評価報告書その他の資料によって，公表されている（別添資料３の 21～33 頁，別添資料８の第３部）。

【解釈指針８－１－２－２】

（４）いわゆる兼籍の解消状況

本法科大学院に置くことが必要な専任教員の数は 40 名であり，本来この専任教員は大学の学部又は他の大学院研究科の専任教員の数に算入すること（いわゆる兼籍）は許されないが，平成 25 年度（2013 年度）までの間，必要専任教員数の３分の１を越えない範囲で兼籍が許され（専門職大学院設置基準第５条第２項，同附則第２項），その数は，本法科大学院の場合は，13 名である（40×1/3≧13）。

本法科大学院発足当初には，兼籍教員は，設置基準上許される上限の 13 名（明治大学法学部との兼籍）いたが，計画的に解消してきた結果，現在は３名（猪股弘貴，高橋岩和，松村弓彦）であり，今後さらに解消していく予定である。そのうち，高橋岩和は今年度授業担当がないため，専任教員数 43 名には含んでいない。

【解釈指針８－１－２－３】【解釈指針８－１－２－４】

別紙２（別紙様式３）「教員一覧，教員分類別内訳」

別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009)』教員一覧 21～33 頁 別添資料８『明治大学法科大学院自己点検・評価報告書　第１号』第３部

基準８－１－３
　教員の採用および昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準８－１－３に係る状況）
本学には，全学共通の「明治大学教員任用規程」(別添資料 152),「明治大学特任教員任用基準」(別添資料 153),「明治大学客員教員任用基準」(別添資料 154）および「明治大学兼任講師任用基準」(別添資料 155）が定められている。それを踏まえて，本法科大学院では,「法科大学院教員の任用，昇格および任用の更新に関する内規」(別添資料 156）を定め，専任教員，特任教員，客員教員および兼任講師の任用および昇格についての基準および手続を明らかにしている。

これによれば，教授会の中に審査委員会を設け，審査委員会において，候補者の研究業績はもとより，教育上の実績や指導能力，実務家教員の場合には実務上の知識や実績をも加味して評価して，本法科大学院の教員として任用又は昇格が適格との結論に達した場合には，これを教授会に報告し，教授会では教授会員の３分の２以上の多数決で可否を決定することになっており，現にそのように運用されている。

別添資料 152「明治大学教員任用規程」(抜粋)
別添資料 153「明治大学特任教員任用基準」(抜粋)
別添資料 154「明治大学客員教員任用基準」(抜粋)
別添資料 155「明治大学兼任講師任用基準」(抜粋)
別添資料 156「法科大学院教員の任用，昇格および任用の更新に関する内規」

８－２　専任教員の配置と構成

基準８－２－１
法科大学院には，専攻ごとに，平成１１年文部省告示第　　１７５号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の１.５倍の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）に，同告示の第２号,別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに,同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１名当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）につき１名の専任教員が置かれていること。

（基準８－２－１に係る状況）

（１）専任教員の配置

本法科大学院は１専攻（法務研究科法務専攻）であり，学生の収容定員は，600 名である。

したがって，平成 15 年文科省告示第 53 号第１条の引用する平成 11 年文部省告示第 175 号によれば，本法科大学院に置くことが必要な専任教員数は，40 名である（600÷15＝40)。ただし，この専任教員の数のおおむね２割に３分の２を乗じて算出される数（小数点以下四捨五入）の範囲内については，専任教員以外の者であっても,「１年に６単位以上の授業科目を担当し，かつ，教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者」（以下，算入要件という）で足りるとされ（平成 15 年文科省告示第 53 号第２条第２項第３項)，その数は，本法科大学院の場合は，５名である（40×0.2×2/3＝5.3≒5)。また，専任教員は，大学の学部又は他の大学院研究科の専任教員の数に算入すること（いわゆる兼籍）はできないが，平成 25 年度までの間，必要専任教員数の３分の１を超えない範囲で兼籍が許され（専門職大学院設置基準第５条第２項，同附則第２項)，その数は，本法科大学院の場合は，13 名である（40×1/3≧13)。

以上の法令を基準として，本法科大学院の教員の現状を検証する。

まず，今年度，本法科大学院の任期の定めのない教員は 36 名である。このほかに，２名の有期専任教員（上田廣一，新庄健二［派遣検察官]）がおり，さらに上記算入要件を満たした 10 名の特任教員のうち５名のみなし専任教員（伊藤瑩子，倉科直文，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎）を含めれば，専任教員の数は 43 名となり，法令上の基準を上回ることになる。なお，在外研究並びに特別研究により，今年度に授業担当のない者が２名（専任の江島晶子，兼籍の高橋岩和）は，専任教員数 43 に含んでいない。

次に，本法科大学院と明治大学法学部の双方に籍を有する兼籍教員は，現在２名（猪股弘貴，松村弓彦）（高橋岩和は在外研究で授業担当がないため算入していない）であり，他の 41 名はすべて本法科大学院（１専攻）においてのみ専任教員として扱われている。兼籍教員は，発足当初は，設置基準上許される上限の 13 名いたが，計画的に解消してきた。今後さらに解消していく予定である。　　　　【解釈指針８－２－１－１】

（２）専任教員の構成

（ア）教授・准教授の別

本法科大学院の専任教員（任期の定めのない教員）36名のうち，教授は34名，准教授は２名である。有期専任教員２名，みなし専任教員５名は，全員教授である。なお，在外研究並びに特別研究により，今年度に授業担当のない者が２名（専任の江島晶子，兼籍の高橋岩和）は，教授である。　【解釈指針８－２－１－２】

（イ）法律基本科目の専任教員（有期専任・みなし専任を含む）

本法科大学院の専任教員（任期の定めのない教員）36名，有期専任教員２名，みなし専任教員５名，合計 43 名のうち，法律基本科目群科目の担当状況は以下のとおりである。

これらの教員は，いずれも当該科目を適切に指導できる高度の指導能力を有する教員である（別紙２の別紙様式４，『教員業績調書』参照）。

	憲法	行政法	民法	商法	民訴法	刑法	刑訴法
専　　任	3	4	7	4	4	5	4
有期専任						2	2
みなし専任		1			3		2
合　計	3	5	7	4	7	7	8

【解釈指針８－２－１－３】

（ウ）法律基本科目における研究者教員の配置

本法科大学院は，入学定員 200 名である。そのことから要請される研究者専任教員（専任教員のうち，専ら実務的側面を担当する教員を除いたもの）の人数と現在数とを比べると，次表のとおりであり，いずれの分野も基準を上まわっている。

系または科目	公法系	刑事法系	民法	商法	民事訴訟法
必要教員数	4	4	4	2	2
現　在　数	7	6	6	4	3

研究者専任教員の氏名は，次のとおり。

公法系（７名）のうち，憲法（３名）＝浦田一郎，清野幾久子，高橋和之。行政法（４名）＝猪股弘貴，碓井光明，西埜章，柳憲一郎。

刑事法系（６名）のうち，刑法・刑事訴訟法（１名）＝川端博。刑法（３名）＝阿部力也，須之内克彦，津田重憲。刑事訴訟法（２名）＝清水真，辻脇葉子。

民事法系のうち，民法（６名）＝工藤祐巌，椿久美子，円谷峻，中山知巳，中村肇，三林宏。商法（４名）＝泉田栄一，河内隆史，藤原俊雄，松山三和子。民事訴訟法（３名）＝青山善充，大橋眞弓，中山幸二。　【解釈指針８－２－１－４】

（エ）教育の理念・目的を実現するための教員の配置

本法科大学院は，企業法務，知的財産，ジェンダー，環境，医事生命倫理の５分野を重視し，専門分野に強い法曹の養成を目指している。そのため，展開・先端科目に属するこれらの科目に，次のとおり，８名の専任教員を配置して教育の充実を図っている。

くりかえし述べるように，本法科大学院に置くことが必要な専任教員数は 40 名であるところ（基準８－２－１），本法科大学院はその数を超えて 43 名の専任教員を配置している（基準８－１－１に係る状況で掲げた表参照）。そのうち，８名を展開・先端科目

群に配置しているのは，本法科大学院の理念を実現するためである。なお，在外研究により,今年度に授業担当のない高橋岩和は,本来であれば企業法務としてカウントする。

専門分野	企業法務	知的財産	環境	ジェンダー	医事 生命倫理
教員数	3	1	2	1	1
教員名	松本貞夫 菅野和夫 鈴木修一	熊谷健一	松村弓彦 柳憲一郎	角田由紀子	鈴木利廣

【解釈指針８－２－１－５】

（３）専任教員の男女比構成

本法科大学院の 43 名の専任教員のうち，女性は７名（伊藤瑩子，大橋眞弓，清野幾久子，辻脇葉子，角田由紀子，椿久美子，松山三和子），その比率は 16.3%である。なお，特別研究により，今年度に授業担当のない江島晶子は女性教員である。

別紙２（別紙様式３）「教員一覧，教員分類別内訳
別紙２（別紙様式４）「科目別専任教員数一覧」
『教員業績調書』

基準８－２－２
専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準８－２－２に係る状況）
（１）専任教員の科目配置のバランス
（ア）法律基礎科目における教員配置
法律基本科目における専任教員（有期専任・みなし専任を含む）の配置は，次表のとおりである。

科目名	憲法	行政法	民法	商法	民訴法	刑法	刑訴法
教員数	3	5	7	4	7	7	8

（イ）基礎法学・隣接科目，展開・先端科目における教員配置
基礎法学・隣接科目，展開・先端科目における専任教員（みなし専任教員を含む）の配置は，次表のとおりである。特に，展開・先端科目については，企業法務，知的財産，ジェンダー，環境，医事生命倫理の５分野の専門法曹養成のための基礎教育を重視する観点から，各分野に少なくとも１名の専任教員を置いている。

基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
３名	15名
角田由紀子（法と裁判の基礎理論），鈴木修一（比較法制度論Ⅰ（アメリカ）），円谷峻（比較法制度論Ⅱ（ヨーロッパＡ））	松本貞夫（企業実務），菅野和夫（労働法），鈴木修一（国際取引法），熊谷健一（知的財産法），鈴木利廣（医事法），角田由紀子（ジェンダー法），松村弓彦（環境法），柳憲一郎（環境法），碓井光明（租税法），大橋眞弓（倒産法），中山知己（債権回収法Ⅰ），三林宏（債権回収法Ⅱ），増田嘉一郎（民事執行・保全法１），淺生重機（民事執行・保全法２），河内隆史（金融商品取引法）

≪別紙２の別紙様式４参照≫【解釈指針８－２－２－１】

（２）専任教員の年齢構成
本法科大学院の専任教員の年齢構成は次のとおりである。これによれば，60歳代の教員が半数を占めている。今後の人事計画では，教員の若返りを図る必要がある。

	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	合計
専任教員	0	18	11	6	1	36
有期専任	0	1	1	0	0	2
みなし専任	1	2	1	0	1	5
合計	1	22	13	7	2	43

【解釈指針８－２－２－２】

別紙２（別紙様式３）「教員一覧，教員分類別内訳
別紙２（別紙様式４）「科目別専任教員数一覧」

８－３　実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準８－３－１
基準８－２－１に規定する専任教員の数のおおむね２割以上は，専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する者であること。

（基準８－３－１に係る状況）
（１）実務家専任教員の数とその担当科目
本法科大学院に置かなければならない専任教員の数は 40 名であり，その２割に当たる８名以上は，おおむね５年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する者であることが要求される。
現在，本法科大学院の実務家専任教員は，有期専任・みなし専任を含めて 13 名であり（淺生重機，鈴木修一，鈴木利廣，角田由紀子，手塚明，平田厚［以上，専任］，上田廣一，新庄健一［以上，有期専任］，伊藤瑩子，倉科直文，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎［以上，みなし専任］）。これらの実務家教員は，いずれも法曹として５年以上の長い実務の経験（18 年以上の者 10 名，13 年以上の者２名）を有し，かつ，高度の実務能力を有する者である。また，これらの者が担当する科目は，主として実務基礎科目や展開・先端科目を中心として，その実務の経験や知識ときわめて関連の深い科目に限られている（別添資料３の 21～33 頁）　【解釈指針８－３－１－１】
（２）実務家専任教員への算入
専門職大学院設置基準によれば，本法科大学院が置かなければならない実務家専任教員８名の３分の２に当たる５名までは，専任教員以外の者を当てることができるとされている。本法科大学院は，上記のとおり，５名の実務家（伊藤瑩子，倉科直文，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎）をみなし専任教員として専任教員の数に算入している。
【解釈指針８－３－１－２】

根拠資料「明治大学法科大学院学則」
（教授会）
第１０条　本法科大学院に，教授会を置く。
２　教授会は，教授会員をもって組織する。
３　本法科大学院の専任教授および専任として任用される特任教授（実務家教員として任用される者に限る。）は，教授会員となる。
４　本法科大学院の専任准教授，専任講師並びに専任として任用される特任准教授および特任講師は，教授会の議決に基づき，教授会員となる。ただし，当該特任准教授および特任講師は，実務家教員として任用される者に限る。
５　教授会員が法人の理事となったときは，その在任中，教授会の議決に加わることができない。
６　専任とみなして任用される特任教員その他教授会員以外の本法科大学院の科目担当教員は，次条第２号から第４号までに規定する事項についての議決に加わることが

できる。

７　その他教授会に関し必要な事項は，別に定める。

（議決事項）

第１１条　教授会は，次の事項を議決する。

(1)　教育および研究に関する事項

(2)　教育課程の編成，変更および実施に関する事項

(3)　入学，留学，休学，復学，退学，再入学および修了等に関する事項

(4)　試験に関する事項

(5)　学生の育英・奨学および賞罰に関する事項

(6)　教員の推薦，進退および兼職に関する事項

(7)　法科大学院長候補者の推薦に関する事項

(8)　特別研究者および在外研究員の推薦に関する事項

(9)　学長から諮問された事項

(10)　理事長から諮問された事項

(11)　教授会の運営に関する事項

(12)　その他必要と認めた事項

別紙２（別紙様式３）「教員一覧」

別添資料３『明治大学法科大学院 GUIDE BOOK（2009)』教員一覧 21～33 頁

基準８－３－２
基準８－３－１に規定する実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも３分の２は，法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準８－３－２に係る状況）
本法科大学院の実務家専任教員（有期専任・みなし専任を含む）13 名は，全員５年以上法曹としての実務の経験（18 年以上の者 11 名，13 年以上の者２名）を有する者である。
≪別紙２の別紙様式３，『教員業績調書』参照≫

＜実務家教員の職種と経験年数＞

実務家専任（８名）		
淺生　重機	裁判官	40 年９カ月
鈴木　修一	企業法務部 ニューヨーク州弁護士 外国法事務弁護士	15 年９カ月 ６年４カ月 13 年
鈴木　利廣	弁護士	32 年１カ月
角田由紀子	弁護士	33 年１カ月
手塚　　明	裁判官 弁護士	７年９カ月 12 年４カ月
平田　　厚	弁護士	18 年１カ月
上田　廣一	検察官 弁護士	37 年９カ月 １年４カ月
新庄　健二	検察官	24 年１カ月
実務家みなし専任（５名）		
伊藤　瑩子	裁判官 海外研究 訟務検事等 弁護士	28 年 11 カ月（通算） ２年１カ月 ６年６カ月 ５年７カ月
倉科　直文	弁護士	34 年１カ月
小林　芳郎	弁護士	42 年１カ月
増田嘉一郎	弁護士	35 年１カ月
山﨑雄一郎	弁護士	13 年１カ月

別紙２（別紙様式３）「教員一覧」
『教員業績調書』

８－４　専任教員の担当授業科目の比率

基準８－４－１
各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については，原則として，専任教員が配置されていること。

（基準８－４－１に係る状況）
本法科大学院では，主要な授業科目として，法律基本科目群の中の必修科目，実務基礎科目群の中の必修科目「法曹倫理」「事実と証明Ｉ（民事）」「事実と証明Ⅱ（刑事）」，展開・先端科目群の中の専門法曹養成の５分野の科目，倒産法，労働法および経済法の各科目を挙げる。

（１）必修科目
「法律基本科目群」および「実務基礎３科目」の専任教員の配置は，今年度は次表（「法律基本科目群における専任教員担当割合」，「実務基礎科目群における専任教員担当割合」）のとおりである。ただし，今年度は，本法科大学院では，憲法の専任教員１名が特別研究中であり，商法の専任教員１名，民事訴訟法の専任教員１名が後期から在外研究中である。

（ア）法律基本科目群
＜法律基本科目群の必修科目における専任教員担当割合＞

分　野	設置クラス数			専任クラス数			専任担当割合	備　考
		講義	演習		講義	演習		
憲　　法	14	4	10	12	2	10	85.7%	特別研究者１名
行　政　法	14	4	10	12	4	8	85.7%	
民　　法	28	8	20	26	8	18	92.9%	
商　　法	14	4	10	12	4	8	85.7%	在外研究員１名
民事訴訟法	14	4	10	13	4	9	92.9%	在外研究員１名
刑　　法	14	4	10	10	4	6	71.4%	
刑事訴訟法	14	4	10	12	4	8	85.7%	

（イ）実務基礎科目群
＜実務基礎科目群における専任教員担当割合＞

分　野	設置クラス数		専任クラス数		専任担当割合	備　考
		授業回数		授業回数		
法曹倫理	4	60	2.4	36	100.0%	オムニバス（専任２名，兼任２名）
事実と証明Ｉ	4	60	2	30	50.0%	
事実と証明Ⅱ	4	60	4	60	100.0%	オムニバス（専任３名）

以上に示したように，本法科大学院において，「教育上主要と認められる授業科目」のうち必修科目である「法律基本７科目」，「実務基礎３科目」については，「事実と証明Ｉ（民事）」を除く全科目で７割以上を専任教員が担当している。「事実と証明Ｉ（民事）」は 50%となっているが，残り 50%にあたる部分は，本学でいう特任教員（派遣裁判官）が担当しており，「１年につき６単位以上の授業科目を担当し，かつ，教育課程の編成そ

の他法科大学院の組織運営について責任を担う教員」であるが，専門職大学院設置基準によれば，本法科大学院においては５名までを専任教員の数に算入できることになっていることから，教員組織調査上，兼任として割合を算出したものである。

なお，オムニバス方式を採用している科目では，本学でいう専任教員または特任教員が，授業科目の教育内容の決定，運営，成績評価等について責任を負っている。

≪別添資料157参照≫【解釈指針８－４－１－１】

（２）本法科大学院が教育上主要と位置づける科目

本法科大学院では，展開・先端科目群において，専門分野に強い法曹の養成を目指し，企業法務，知的財産，ジェンダー，環境，医事生命倫理の５分野を特に充実させるとともに，本法科大学院が養成したい法曹像として，履修イメージをガイドブック中で示した５つのパターン（知的財産分野に強い法曹，社会における人間の権利擁護に向き合う法曹，環境法に強い法曹，医事法に強い法曹，国際法務に強いビジネス・ロイヤー）の履修に欠かせない科目の充実を図っている。これら５分野の科目に加え，特に倒産法，労働法および経済法の各科目の充実にも力を注いでいる。

＜展開・先端科目群中の主要科目における専任教員担当割合＞

分　野	科目名	設置クラス数			専任クラス数			専任担当割合
			講義	演習		講義	演習	
企業法務	企業法務と法Ⅰ～Ⅳ	4	4	0	1	1	0	25.0%
知的財産	知的財産と法Ⅰ～Ⅳ 知的財産法総合演習 展開・先端系総合指導Ⅰ・Ⅱ（知的財産法）	10	4	6	10	4	6	100.0%
ジェンダー	ジェンダーと法Ⅰ～Ⅲ 展開・先端系総合指導Ⅰ・Ⅱ（ジェンダー法）	5	3	2	5	3	2	100.0%
環境	環境と法Ⅰ～Ⅳ 環境法総合演習 展開・先端系総合指導Ⅰ・Ⅱ（環境法）	7	4	3	7	4	3	100.0%
医事生命倫理	医事・生命倫理と法Ⅰ～Ⅲ 展開・先端系総合指導Ⅰ・Ⅱ（医事法）	8	6	2	6	4	2	75.0%
倒産法	倒産法， 倒産法総合演習１・２	7	4	3	4	3	1	57.1%
経済法	経済法，独占禁止手続法，経済法演習，経済法総合演習	4	1	3	4	1	3	0.0%
労働法	労働法，労働法総合演習 展開・先端系総合指導Ⅰ（労働法）	6	2	4	6	2	4	100.0%

≪別添資料158参照≫

展開・先端科目群の科目は選択必修科目または選択科目である。本法科大学院において，「教育上主要と認められる授業科目」のうち「専門法曹養成の５分野科目」とその他

３分野の科目については，８つのうち５つの分野で７割以上を専任教員が担当している。経済法分野が 0%となっているのは，今年度は同分野の専任教員１名が在外研究中のためである。また，企業法務分野は 25%となっているが，残り 75%にあたる部分は本学でいう特任教員が担当しており，上記の「事実と証明Ⅰ（民事)」と同様の事情である。

別添資料157「2008年度必修科目クラス別担当者一覧表」
別添資料158「展開・先端科目群中の５分野およびその他主要科目の担当者一覧」

別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」

８－５　教員の教育研究環境

基準８－５－１
　法科大学院の教員の授業負担は，年度ごとに，適正な範囲内にとどめられていること。

（基準８－５－１に係る状況）
教員の授業負担は，教員一覧（別紙２の別紙様式３）に示すとおりである。法科大学院の授業に伴う負担は，従来の学部・大学院の授業負担と比較すると，授業準備に多大な労力を有するばかりでなく，授業外にも中間テストの実施とそれに対する解答の添削・採点，学期末試験の講評など，極めて重い。
充実した授業実施のために，専任教員の授業負担自体を適正な範囲にとどめていくことが不可欠であり，計画的に兼籍教員の解消を行い，現在の専任教員の授業負担を軽減することが必要である。
（１）～（８）には任期の定めのない専任教員 38 名の担当状況を記し，（９）には任期の定めのある専任教員２名およびみなし専任教員５名の担当状況を記す。

（１）憲法
担当者３名（浦田一郎，清野幾久子，高橋和之）は全員法科大学院専任であり，年間の担当状況は，本学他学部，他大学での担当科目も含め１名は 16 単位，２名が各 24 単位である。なお，今年度は１名（江島晶子）が特別研究者のため授業が免除されている。

（２）行政法
主な担当者３名は法科大学院専任２名（碓井光明，西埜章）と兼籍１名（猪股弘貴）であり，専任者３名の担当状況は，本学他学部，他大学での担当科目も含め１名は 23 単位，２名が各 30 単位である。

（３）民法
担当者７名（工藤祐巖，椿久美子，円谷峻，中村肇，中山知己，平田厚，三林宏）は全員法科大学院専任であり，本学他学部，他大学での担当科目も含め，年間 20～30 単位の範囲内である。本学法学部の教育状況の把握と教員間交流促進を目的に，７名のうち５名は本学法学部の科目を担当している。

（４）商法
担当者４名（泉田栄一，河内隆史，藤原俊雄，松山三和子）は全員法科大学院専任であり，本学他学部，他大学での担当科目も含め，年間 18～24 単位の範囲内である。

（５）民事訴訟法
担当者４名（青山善充，淺生重機，大橋眞弓，中山幸二）は全員法科大学院専任であり，専任者４名は，本学他学部，他大学での担当科目も含め，年間 10～18.5 単位の範囲内である。

（６）刑法
担当者４名（阿部力也，川端博，須之内克彦，津田重憲）は全員法科大学院専任であり，専任者４名は，本学他学部，他大学での担当科目も含め２名は 28 単位，残りの２名は 30 単位ある。

（７）刑事訴訟法

担当者３名（清水真，辻脇葉子，手塚明）は，全員法科大学院専任であり，専任者３名の本学他学部，他大学での担当科目も含め，年間 22.1～28.5 単位の範囲内である。

（８）主に展開・先端科目群科目を担当する者８名は法科大学院専任７名（熊谷健一，菅野和夫，鈴木修一，鈴木利廣，角田由紀子，松本貞夫，柳憲一郎）と兼籍１名（松村弓彦）であり，８名の担当状況は本学他学部，他大学での担当科目も含め，年間 12～30 単位の範囲内である。なお，兼籍者１名（高橋岩和）は在外研究員となっている。

（９）７名の実務家教員は，法科大学院のみの担当で，有期専任２名（上田廣一，新庄健二）は年間 11.8～15.7 単位の範囲内であり，みなし専任教員５名（伊藤瑩子，倉科直文，小林芳郎，増田嘉一郎，山﨑雄一郎）は年間 10～12 単位の範囲内である。

【解釈指針８－５－１－１】

いずれも，年間 30 単位以内の範囲内にとどめられている。兼籍解消に努めた結果，前年度に比して，専任教員，とりわけ法律基本７科目担当者の法学部および大学院法学研究科における担当が激減した。2008 年度当初では，兼籍解消は３名を残すのみであることから，計画的な兼籍解消を目指すとともに，本法科大学院スタッフの充実を図っていく。

別紙２（別紙様式３）「教員一覧，教員分類別内訳」

基準８－５－２
　法科大学院の専任教員には，その教育上，研究上および管理運営上の業績に応じて，数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準８－５－２に係る状況）
本学には，大学全体として特別研究者制度と在外研究員制度があり，法科大学院もその適用を受けることになっている。

特別研究者制度は，専任教員として継続して５年以上勤務した者が，１年以内の一定期間，授業その他の校務を免除され，研究に専念できる制度である。本法科大学院には毎年１名の割当てがあり，これまでの実績としては，2006 年度（松本貞夫），2007 年度（泉田栄一），2008 年度（江島晶子）に各１名がこの制度を利用している。これからの予定としては，2009 年度（川端博，西埜章）に２名の特別研究者が決まっている（別添資料 159)。

在外研究員制度は，専任教員として５年以上勤続した者が，長期（８ヶ月以上１年以内）または短期（３ヶ月以上６ヶ月以内)，海外において研究に専念できる制度である。本法科大学院には毎年長期１名の割当てがあり，これまでの実績としては，2007 年度に１名（津田重憲：長期)，2008 年度に２名（中山幸二：長期，河内隆史：短期）がドイツに留学することになっている。これからの予定としては，2009 年度（清野幾久子：短期）に１名の在外研究員が決まっている（別添資料 160)。

別添資料 159「明治大学特別研究者制度規程」（抜粋）
別添資料 160「明治大学在外研究員制度規程」（抜粋）

基準８－５－３
　法科大学院の専任教員の教育上および研究上の職務を補助するため，必要な資質および能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準８－５－３に係る状況）
法科大学院の専任教員の教育・研究上の補助を行なうため，TA２名（情報検索・収集，教材作成補助およびプロセス学業評価システム「学習支援カルテ」のデータ入出力作業を担当），および RA１名（専門法曹養成研究教育センター）が配置されている（３名はいずれも本学法学研究科学生）。≪別添資料 141 参照≫

また，院生共同研究室内に教育補助講師室を設置し，授業で氷解できない学生の質問に答え，学習相談に乗り，その他様々な形で学生の希望に応じた個別指導をしている教育補助講師 11 名が配置されている。内訳は，弁護士６名，他大学等兼任講師５名である。≪別添資料 136，別添資料 161 参照≫

なお，教育研究に係る情報環境の補助担当者として，駿河台校舎内に２箇所，「サポートデスク」が設置され，学生や教職員との個別対応，さらに現場に駆けつける体制が整備されている。

別添資料 136「教育補助講師勤務日程表」
別添資料 141「2008 年度 TA・RA 勤務時間表」
別添資料 161「法科大学院「教育補助講師」の採用について」

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点および特徴

（ア）優れている点として強調したいのは，教員の質と量の豊かさである。質についていえば，本法科大学院は，発足時から本学法学部所属の教員（13 名。兼籍教員）に加えて，その２倍に達する数の，研究教育実績のある研究者教員および経験豊富な実務家教員を全国から採用することができた。これには，明治法律学校以来の法曹養成校としての伝統と，地の利の良さということも与って力があったように思われる。

量についていえば，研究期間中の専任教員２名を除いて算定した今年度は，学生の収容定員から必要な教員数（40 名）を３名上回る 43 名の専任教員（有期専任，みなし専任を含む。43 名の内訳は，研究者教員 30 名，実務家教員 13 名）が教育に当たっていることも強調しておきたい。

（イ）専門分野に強い法曹の養成を目指す本法科大学院では，重点を置く分野（企業法務，知的財産，ジェンダー，環境，医事生命倫理）に専任の教員を配置している。教育の理念・目的を教員の配置に反映させた措置として，誇るべき特徴である。

（ウ）研究者教員と実務家教員のバランス良い組み合わせも優れた点として挙げられよう。すなわち，法律基本科目（特に講義）および基礎法学・隣接科目の授業については，原則として，研究者教員を当て，実務基礎科目，展開先端科目においては，実務家教員を多く配し，実務との架橋を図っている点である。

（エ）裁判所，検察庁および特許庁から，特任教員として，裁判官，検察官（本学専属）および行政官（行政官については 2006 年度まで）の派遣を得ていることも，特徴の一つである。

（オ）教員の研究環境について，特別研究者制度および在外研究員制度があって活用されていることも挙げておきたい。

（２）改善を要する点

（ア）教員の年齢および男女のバランスが，必ずしも良くない。年齢では，もう少し若い教員も教育に当たる必要があるが，43 名の専任教員の平均年齢は，57.5 歳，最年少者の年齢は 38 歳である。男女の比率では，教員 43 のうち女性教員は，７名（16.7%）で，学生レベルの女子学生比率（在学生 517 名中 137 名＝26.5%）を下回っている点は改善を要する点である。

（イ）教員の授業負担について，解釈指針８－５－１－１に示されている上限に近い単位数を担当する教員が多くいるため，過重負担にならないよう各教員が自重するばかりでなく，兼籍解消を実行するとともに，法科大学院の授業負担を考慮した責任授業コマ数の軽減によって，教員負担の軽減を図らなければならないことは改善を要する点である。

（３）その他

現状の職員数は設置初年度から同じであり，学外資金獲得に伴う関連業務等の増加を

考慮すると増員が望ましい。2007 年 9 月に実施された事務機構改革においても，改善ははかられていない。

第９章　管理運営等

1　基準ごとの分析

９－１　管理運営の独自性

基準９－１－１
法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

（基準９－１－１に係る状況）
（１）運営に関する規則
本法科大学院は，その運営のために，「明治大学法科大学院学則」（以下「学則」という）（別添資料４の第９条・第 10 条・第 11 条），「明治大学法科大学院教授会規程（以下「教授会規程」という）（別添資料 129），および，「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」（以下「常置委員会内規」という）（別添資料 163）を有しており，これらの規則に従って，次のように運営されている。
（２）教授会とその構成，開催
本法科大学院は，最高の意思決定機関として教授会を置き（学則第 10 条第１項），これによってすべての重要事項を決定している。
教授会の構成員は，まず，①専任教員および専任として任用された特任教授（実務家教員として任用された者）である（学則第 10 条第３項）。現在，この範疇の教授会構成員は 40 名である（納谷廣美，川端博，松本貞夫，辻脇葉子，松村弓彦，高橋岩和，江島晶子，泉田栄一，津田重憲，須之内克彦，河内隆史，鈴木修一，中山幸二，猪俣弘貴，青山善充，西埜章，角田由紀子，鈴木利廣，柳憲一郎，松山三和子，三林宏，平田厚，工藤祐巖，菅野和夫，椿久美子，清野幾久子，高橋和之，円谷峻，浅生重機，藤原俊雄，浦田一郎，熊谷健一，中山知己，清水真，手塚明，碓井光明，大橋眞弓，阿部力也，中村肇，新庄健一）。法科大学院の専任教員には，准教授が２名（阿部力也，中村肇）いるが，この２名も，教授会の決定により教授会の構成員とされている。
専任教員に加えて，②専任とみなして任用された特任教員，および，③本法科大学院の科目担当教員（客員教授・兼担教員・兼任教員）も，カリキュラム編成，学生の身分および試験に関する事項（学則第 11 条第２号，第３号，第４号）については，教授会の議決に加わることができるとされている（学則第 10 条第４項。この場合の教授会を拡大教授会といっている）。現在，専任として任用された特任教授は 10 名（小林芳郎，増田嘉一郎，明石一秀，倉科直文，金野志保，山﨑雄一郎，栗原脩，山田勝重，金澤秀樹，伊藤瑩子），科目担当教員は 43 名である。　【解釈指針９－１－１－４】
教授会は，原則として毎月１回，法科大学院長が召集し，法科大学院長が議長を務めて行われる。
（３）教授会の決議事項
教授会は，次の事項を議決する（学則第 11 条）。
①教育および研究に関する事項

②教育課程の編成，変更および実施に関する事項
③入学，留学，休学，復学，退学，再入学および修了等に関する事項
④試験に関する事項
⑤学生の育英･奨学および賞罰に関する事項
⑥教員の推薦，進退および兼職に関する事項
⑦法科大学院長候補者の推薦に関する事項
⑧特別研究者および在外研究員の推薦に関する事項
⑨学長から諮問された事項
⑩理事長から諮問された事項
⑪教授会の運営に関する事項
⑫その他必要と認めた事項　【解釈指針９－１－１－１】

（４）法科大学院長

本法科大学院の校務全般をつかさどるため，任期２年の法科大学院長が置かれる。法科大学院長の選出にあたっては，「明治大学法科大学院長候補者選考内規」（別添資料162）に基づき教授会において決定する。法科大学院長は，教授会を招集し，その議長となる（学則第９条）。法科大学院長は，2004 年４月の発足から 2006 年３月末日まで専任教授である伊藤進，2006 年４月から現在まで専任教授である青山善充である。

【解釈指針９－１－１－２】

（５）常置委員会制度

本法科大学院は，その運営の円滑化を図るため，法科大学院長の下に，常置委員会を置いている（別添資料 163）。常置委員会の任務は，教授会から委託された教授会の決議事項を先議議決し，教授会に報告しその承認を得ることである。その場合，教授会は，いつでも各常置委員会の先議議決を取り消すことができることになっている（教授会規程第 12 条）。

現在置かれている常置委員会とその任務は次の６委員会である（常置委員会内規第２条）。

①人事関係常置委員会：人事計画の策定，教員の採用・昇格の審査，科目担当教員の決定
②教育等関係常置委員会：教育課程の編成･変更，カリキュラムの実施，授業運営，教材・シラバス作成
③入試関係常置委員会：入学者選抜方法・選抜基準の策定，選抜判定資料の作成，各年度の入試計画の策定とその実施
④教務等関係常置委員会：成績評価基準，進級・退学・修了の要件の策定，退学勧告・修了に関する資料の作成，学業成績等の管理･活用，試験に関する事項，休学・進級・復学・再入学留学に関する事項の決定
⑤学生指導関係常置委員会：学生の奨学賞罰の基準の策定，学生処分の調査，育英・奨学・奨励に関する事項・学生生活・課外学生指導・新司法試験指導・修了者フォローアップに関する事項の決定，明大法曹会との連携
⑥教員研究研修関係常置委員会：教員の研究研修に関する事項の決定，法科大学院論集の編集・講演会研究会の実施，教員研修の実施・教員評価に関する事項の決定

このうち，人事関係常置委員会は，法科大学院長を委員長とし，他の常置委員会は，執行委員をもって委員長とする。現在，各常置委員会の委員長は，次のとおりである。教育等関係常置委員会＝西埜章，入試関係常置委員会＝中山知己，教務等関係常置委員会＝三林宏，学生指導関係常置委員会＝清野幾久子，教員研究研修関係常置委員会＝熊谷健一。

各常置委員会の委員の選任は教授会で行う（常置委員会内規第４条)。現在，本法科大学院の専任教員，特任教員は，原則としていずれかの常置委員会に参加してその審議に加わっている。　【解釈指針９－１－１－３】

（６）執行委員制度

法科大学院長および各常置委員会の委員長（執行委員）は，教授会に先立って会合（執行委員会と称している）を開き，各常置委員会から報告された事項を整理し，教授会への上程を決定している。

（７）その他委員会

①認証評価委員会：法科大学院の認証評価に係わる報告書作成のための計画立案および実施

②自己点検・評価委員会：法科大学院の教育研究活動等の状況についての自己点検および評価

③寄付講座運営委員会：JASRAC 寄附講座および第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座の運営

≪別添資料 164 参照≫

別紙２（別紙様式３)「教員一覧，教員分類別内訳」

別添資料４『明治大学法科大学院学則』運営に関する条項：第９条・第 10 条・第 11 条 別添資料 129「明治大学法科大学院教授会規程」 別添資料 162「明治大学法科大学院長候補者選考内規」 別添資料 163「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」 別添資料 164「2008 年度法科大学院運営組織」

基準９－１－２
法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され，職員が適切に置かれていること。

（基準９－１－２に係る状況）

法科大学院に係る事務は，教務サービス部専門職大学院グループがになっている（別添資料 166）。

法科大学院担当として専任職員４名，事務長１名のほかに嘱託職員等２名が配置されるとともに，14 号館共同研究室（教材印刷等）５名や講師控室４名，ローライブラリーに必要な人員が配置されている。学外資金獲得等に伴う庶務関連業務等の増加から増員を要求しているが，実現はしていない。　【解釈指針９－１－２－１】

法科大学院の管理運営を適切に行なうため，職員の資質・能力向上が強く望まれており，OJT により日常的に訓練を行なうとともに，職員研修が「2008 年度職員研修基本計画・職員研修実施要領」（別添資料 165）に基づき実施されている。なお，学外研究会や学会等への参加が求められているが，現時点では一部分にとどまっている。

【解釈指針９－１－２－２】

＜2008 年度法科大学院関係事務担当者一覧＞

教務サービス部　専門職大学院事務室	
専任職員Ａ	事務長。法科大学院と３つの専門職大学院（ガバナンス研究科，グローバルビジネス研究科，会計専門職研究科）の事務に係る統括責任者。
専門職大学院グループ　法科大学院担当	
専任職員Ｂ	教育研究計画，院長関係，教員人事，教授会，執行委員会，３つの常置委員会・３つの委員会，カリキュラム，授業計画，学則・規程・内規，FD 研修会，自己点検・評価，認証評価，外部評価，広報計画，特別講義・ゲスト講師，授業相互見学制度，研究機関誌，授業評価アンケート，第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座，官公庁との連絡，庶務
専任職員Ｃ	教授会，執行委員会，３つの常置委員会，入学試験，適性試験，進学相談会，教材印刷・保管，学籍処理，履修，成績，奨学金，学生窓口指導全般，学位授与，司法試験受験資格確認，修了生関係，就職問題，便覧（法科大学院要項），教育補助講師関連業務，法情報データベース（TKC，LIC 関係），法科大学院関連施設の利用・管理，各種行事等の企画・運営，庶務
専任職員Ｄ	２つの常置委員会，教員人事，時間割，シラバス，指定教科書，中間テスト・定期試験，成績，「プロセス学業評価システム」，ホームページ，広報，JASRAC 寄附講座，プレ･ガイダンス，TA・RA 関連業務，法情報データベース（第一法規，学ぶ君），研究機関誌，授業評価アンケート，アカデミーコモン８～10 階の教室利用管理，各種行事等の企画・運営

専任職員Ｅ	３つの常置委員会，入学試験，適性試験，進学相談会，広報用パンフレット，ホームページ，入学手続，学籍処理，履修，成績，奨学金，学生窓口指導，教材印刷・保管，エクスターンシップ，各種行事等の企画・運営
非常勤職員２名	窓口業務，各種データ・資料作成等の補助業務
専門職大学院グループ　庶務担当	
非常勤職員１名	文書収受，経理，教室管理，消耗品管理等の補助業務
アカデミーコモン講師控室	
非常勤職員４名	教員が授業前に準備をするための控室で，教材の作成依頼注文や受渡しをはじめ，必要な消耗品を提供している。情報機器やコピー機・リソグラフの使用を補助する。湯茶等の休憩室としてのサービスのための整理整頓にもあたる。８:30～22:30 の２交代制勤務。
14 号館共同研究室	
非常勤職員４名	主に授業で使用する教材の作成にあたる。教員の依頼により，資料作成の補助を行う。４つの専門職大学院で共用。９:00～22:00 の２交代制勤務。
学術・社会連携部　図書館事務室　中央図書館グループ　ローライブラリー担当	
専任職員１名 非常勤職員２名	ローライブラリーの配架図書の貸出・返却・予約等を中心に，法科大学院生，法学関係教員の要望に対応している。専任職員は中央図書館レファレンスカウンターと兼務。

別添資料 165「2008 年度職員研修基本計画・職員研修実施要領」
別添資料 166「明治大学事務組織図」

基準９－１－３
　法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準９－１－３に係る状況）
本法科大学院は 2004 年度に設置された。「法科大学院資金収支内訳表」の教育研究経費の推移を見ると，2005 年度 49.7％の増加で，2006 年度は 6.6％と漸増し，2007 年度も増加傾向にある。本法科大学院の教育活動等に充てられている経費が，法科大学院が考える水準の経費に対して十分であるとは言いがたいが，基準９－１－３が求める十分な財政的基盤には達しているものと考える。　【解釈指針９－１－３－１】

＜本法科大学院資金収支内訳表（抜粋）＞　（単位：千円）

科　　目	2004 年度決算	2005 年度決算	2006 年度決算
収入の部			
学生生徒等納付金収入	280,718	547,763	675,593
手数料収入	58,023	64,276	76,819
寄付金収入	10,748	13,558	18,039
補助金収入	174,583	266,554	281,085
資産運用	11,255	17,220	18,926
事業収入	2,644	630	3,415
雑収入	3,562	43,306	46,079
計	541,533	953,307	1,119,956
支出の部			
人件費支出	578,244	742,443	767,942
教育研究経費	118,984	178,067	189,839
管理経費	24,289	34,891	39,077
施設関係支出	166,351	75,264	22,581
設備関係支出	61,782	13,876	11,209
計	949,650	1,044,541	1,030,648

本法科大学院においても学生生徒等納付金収入，手数料収入等の収入を教育活動等の維持および向上を図るために使用することができるよう予算を確保している。≪別添資料 167 参照≫　【解釈指針９－１－３－２】
なお，上記の表中の施設・設備関係支出の主なものは，2004 年度は，法科大学院学生共同研究室の第１期整備，模擬法廷の整備経費他で，2005 年度は，法科大学院学生共同研究室の第２期整備等である。
学部・大学院等における教育研究目的を実践するための具体的な財源確保は，それぞれの教育・研究に関わる中・長期計画を策定し，必要な財源を予算化することから始まる。学部・大学院等は，学長方針に基づき，教育・研究に関する年度計画書を学長に提

出し，学長ヒアリングを通じて必要な財源について説明を行う。学長は，この計画に対し，教学内における調整およびプライオリティを判断し,『学長の教育研究に関する年度計画書』を作成し理事長に提出している。その後，理事会の予算編成方針に基づいて作成・提出された各学部の予定経費要求書（本学では，教育・研究活動の重点的活性化策と教育環境整備充実策を図るため，予定経費を「経常経費」「収入支出関連経費」「政策経費」に区分している。）を理事会が審議し，評議員会の議を経て予算案，すなわち配分予算が決定する。学部･大学院等が教育研究計画に定めた計画を実現するための財源は，このようにして配分された予算に基づいて確保される。

財政上の意見を表明する機会は,「2009 年度学長の『教育・研究年度計画書』作成スケジュール」に記載のとおり７月 17 日・18 日に学長・副学長・教務理事・学務理事等のヒアリングが設定されており，９月下旬には「学校法人明治大学予算管理要領」第４条に基づき,「2009 年度学長の『教育・研究年度計画書』」が理事長に提出され，制度的に担保されている。　【解釈指針９－１－３－３】

資料「2009 年度　学長の『教育・研究年度計画書』作成スケジュール（抜粋)」

７月 17・18 日　学長，教務理事・学務理事ヒアリング

ヒアリングの内容を検討し，理事会への予算編成要望事項を作成し，学長方針に付記する。政策的計画については，学長と教務理事と学務理事で調整する予定。

９月下旬　理事長へ「教育・研究年度計画書」提出

資料「学校法人明治大学予算管理要領（抜粋)」

第４条　学長および高等学校長兼中学校長は，各学校の翌年度の教育・研究に関する年度計画書およびこれに関する長期計画書を作成し，９月末日までに理事長に提出するものとする。

２　教務担当常勤理事は，理事長の指示に基づき，前項により提出された計画書を検討し，学長および学務担当常勤理事と協議して必要な調整を行い，その結果を理事長に報告するものとする。

３　常勤理事は，それぞれ翌年度の所管業務（第１項の年度計画書に記載されているものは除く。）に関する年度計画書を作成し，９月末日までに理事長に提出するものとする。

別添資料 167「法科大学院予算規模」

９－２　自己点検および評価

基準９－２－１
　法科大学院の教育水準の維持向上を図り，当該法科大学院の目的および社会的使命を達成するため，当該法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検および評価を行い，その結果を公表していること。

（基準９－２－１に係る状況）
本法科大学院では，教育水準の維持向上を図り，設置の目的および社会的使命を達成するため，教育活動などの状況について，複数の種類のアンケートを学生に対して実施し，その結果をFD研修会の機会を利用し自ら点検・評価を行い，また，自己点検・評価委員会のもと，自己点検・評価報告書として３年に一度，印刷物を刊行することとしている。

（１）教育水準の維持向上を図る方策

（ア）授業改善に向けて

授業の改善のために，各授業単位で，「授業改善のためのアンケート」を前・後期各１回実施している（別添資料121，122，123-1，123-2）。

このアンケートは，学生のニーズ・要望を把握するのに極めて有用な方法である。このアンケート結果を利用して，各教員に共通する検討すべき課題・問題を洗い出し，これを定期的なFD研修会（毎年度，９月と３月に実施）を中心に，意見交換・検討を行っている。この結果を受け，次年度のシラバスの一部修正を行い，より良い授業運営を行うことに役立てている。

（イ）学習環境の改善に向けて

開設以来毎年度，授業以外の学習環境に関する学生のニーズ・要望に対応するため，学生生活全般，施設・機器・図書などの備品，人的サポート（教育補助講師など教育に関するサポート，事務室による学生サポート）などについて，「教育に関するアンケート」を実施し（別添資料138-1），改善すべき点を洗い出し，この結果をもとに施設・設備・備品や人的サポートなどの向上を図っている（別添資料138-2～138-5）。

（２）自己点検・評価活動とその公表

2007年度には，その第１号となる『明治大学法科大学院2004年度－2006年度 自己点検・評価報告書－草創期の３年－』を刊行した（別添資料８）。

この冊子は，第１部 自己点検・評価の報告，第２部 主要事項に関するデータ集，第３部教員の教育研究活動の３部から構成されているが，明治大学ホームページの法科大学院サイト上では，第１部と本法科大学院の概要について公開している。続いて，2007年度分の自己点検・評価書を本学の全学自己点検・評価委員会に提出するとともに，法ホームページに公開した（別添資料168）。

別添資料８『明治大学法科大学院自己点検・評価報告書　第１号』
別添資料 121「授業改善のためのアンケート」実施要領
別添資料 122「授業改善のためのアンケート」マークシート用紙

別添資料 123-1「2007 年度前期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
別添資料 123-2「2007 年度後期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
別添資料 138-1「教育に関するアンケート 2008 年５月実施」
別添資料 138-2「教育に関するアンケート」の集計結果について
別添資料 138-3「教育に関するアンケート 2008 年５月実施」アンケート結果（未修者 a クラス）
別添資料 138-4「教育に関するアンケート 2008 年５月実施」アンケート結果（未修者 b クラス）
別添資料 138-5「教育に関するアンケート 2008 年５月実施」アンケート結果（既修者）
別添資料 168「明治大学法科大学院自己点検・評価報告書（2007 年度）」

基準９－２－２
自己点検および評価を行うに当たっては，その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに，適当な実施体制が整えられていること。

（基準９－２－２に係る状況）

法科大学院長の下に，法科大学院自己点検・評価委員会が組織されている（別添資料169）。　【解釈指針９－２－２－１】

自己点検・評価委員会は，自己点検および評価のための大項目として，教育目的，教育内容，教育方法，成績評価および修了認定，教育内容等の改善措置，入学者選抜等，学生の支援体制，教員組織，管理運営等，および，施設・設備および図書館等の10項目を設定し，これをさらに細分化する形で，点検および評価の項目を策定した。

自己点検および評価に当たっては，教員研究研修関係常置委員会のもと，次のような方法で学生の意見を聞き，それを教授会にフィードバックして議論した結果を最大限に考慮した。

（１）「授業改善のためのアンケート」

ここでは，各授業の内容・方法に関する事項（10項目），シラバスに関する事項（３項目），各授業の内容・方法・シラバスについての総合評価に関する事項（１項目），教員と学生のコミュニケーションに関する事項（５項目），学生の授業への取組み方に関する事項(５項目),以上の各事項について質問している(別添資料122,123-1,123-2)。

（２）「教育に関するアンケート」

ここでは，学生生活全般，授業，試験，施設・機器・図書などの備品，人的サポート（教育補助講師など教育に関するサポート，事務室による学生サポート）などについて質問している（別添資料138-1）。

別添資料 122「授業改善のためのアンケート」マークシート用紙
別添資料 123-1「2007 年度前期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
別添資料 123-2「2007 年度後期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
別添資料 138-1「教育に関するアンケート 2008 年 5 月実施」
別添資料 169「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」

基準９－２－３
　自己点検および評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために，適当な体制が整えられていること。

（基準９－２－３に係る状況）
本法科大学院には，５年ごとの認証評価に対応するため，2005年度からは認証評価委員会が設けられ，また，毎年度実施される自己点検・評価に対応するため，2006年度からは自己点検・評価委員会が設けられている。そして，自己点検・評価委員会においては，「授業改善のためのアンケート」および「教育に関するアンケート」を通じて，毎年度，各授業単位の課題，憲法・民法などの各法系単位の課題，法科大学院全体の課題を洗い出し，さらなるレベル・アップに必要な情報を継続的に提供している（別添資料169，別添資料170）。【解釈指針９－２－３－１】

各教員は，アンケートの集計結果を踏まえ，各授業科目単位のレベルで改善を要すると判断した事項については，各年度とも，それ以後の各授業の内容・シラバスに教員単位で反映された。また，例えば，憲法演習Ⅰ・Ⅱなど各法系単位（憲法演習科目担当教員全員）に共通する課題については，これに関係する教員が相互に意見交換を行って改善を行うことになる。

これらに加えて，自己点検・評価委員会が，アンケートの集計結果からみて，本法科大学院の教員全体に関わる共通の問題・課題であり，さらなる検討が必要と判断する場合には，教育研究研修関係常置委員会の協力を得て，定期的に実施されるFD研修会の場で，時間をかけて集中的な意見交換・検討がなされ，各種の改善が図られた。2007年度における具体例としては，「教育に関するアンケート」結果に基づいた，TKC・LICのデータベースの導入，ローライブラリの開館期日の長期化，学習相談（オフィスアワー）の実施開始などである。

また，2007年９月に実施されたFD研修会では，①2007年度前期の授業科目を，「分野別の授業のための教員相互の連携（チームによる教育）の実情について」という観点から，各科目単位（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）ごとの配付資料に基づき，その実情の紹介と前期の総括と質疑，②「教育力をあげる他大学の取組」について，他大学から転任された先生方から，配付レジュメに基づき，獨協大学〔清水教授〕・一橋大学〔浦田教授〕・桐蔭横浜大学〔中山知己教授〕の３大学についての参考となる取組と質疑，③前期に実施された「授業相互見学」を行った６名の教員（平田厚教授〔河内隆史教授の「民事法総合演習Ⅰ」を見学〕，鈴木利廣教授〔平田厚教授の「家族法」，熊谷健一教授の「知的財産と法Ⅲ」および青山善充教授の「民事訴訟法」を見学〕，手塚明教授〔清水真教授の「刑事訴訟法」を見学〕，藤原俊雄教授〔徳本穰講師の「商法演習」を見学，），菅野和夫教授〔高橋和之教授の「憲法（統治）」を見学〕，三林宏教授〔椿久美子教授の「民法（総則・契約）」と円谷峻教授「民法（総則・契約）」を見学〕）から，どのような点が参考になったかの所感発表等がなされた（別添資料127-1）。

2008年３月に実施されたFD研修会では，①2007年度に実施された各授業科目を，「分

野別の授業のための教員相互の連携（チームによる教育）の実情について」という観点から，各科目単位（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）ごとの書面資料に基づき，実情の紹介と2007年度の総括と質疑，②「授業のノウハウを共有する－ティプス先生の開発と活用」について，中井俊樹氏（名古屋大学高等教育研究センター）の講演と質疑，③「学ぶ君（名古屋大学法学教育支援システム）活用法」について，伊藤栄寿氏（愛知学院大学）の講演と質疑，④前期に実施された「授業相互見学」を行った５名の教員（江島晶子教授〔高橋和之教授の「公法系総合演習Ⅱ（憲法）」を見学〕，清野幾久子教授〔高橋和之教授の「公法系総合演習Ⅱ（憲法）」を見学〕，浦田一郎教授〔江島晶子教授の「憲法（人権）」を見学〕，椿久美子教授〔三林宏教授および工藤祐巌教授「民法（財産権）」を見学〕，三林宏教授〔河内隆史教授の「民事法系総合演習Ⅱ（商法）」と淺生重機教授の「民事執行・保全法」を見学〕）から，どのような点が参考になったかの所感発表等がなされた（別添資料127-2）。

別添資料 127-1「2007 年度 FD 研修会議事録（第１回）」
別添資料 127-2「2007 年度 FD 研修会議事録（第２回）」
別添資料 169「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」
別添資料 170「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」

基準９－２－４
　自己点検および評価の結果について，当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準９－２－４に係る状況）
本法科大学院の自己点検および評価に対する検証について，2007年度第10回法科大学院教授会において，外部評価委員会の設置を承認した。
2008年３月下旬以降，５名で構成される外部評価委員会（石井紫郎氏〔東京大学名誉教授：日本法制史〕・岩井宜子氏〔専修大学法科大学院教授：刑事訴訟法〕・唐津恵一氏〔新日鐵ソリューションズ法務・知的財産部長〕・ダニエル・フット氏〔東京大学教授・法社会学〕・松尾龍彦氏〔元NHK解説委員〕）を組織し，自己点検および評価について外部者による検証を行っている。
具体的には，外部評価委員に対し，本法科大学院の評価を行うにあたり必要と思われる関係書類を精読の上，必要であれば授業見学を経て，評価書を提出いただくことを依頼した。さらに法科大学院長の同席のもとに座談会を開催し，外部評価委員による評価書と，座談会の記録をまとめた冊子を発行する予定である。（提出不可能資料３）。
【解釈指針９－２－４－１】

提出不可能資料３『明治大学法科大学院外部評価報告書　2008 年度実施』（2008 年７月刊行予定）

９－３　情報の公表

基準９－３－１
　法科大学院における教育活動等の状況について，印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に情報が提供されていること。

（基準９－３－１に係る状況）
毎年度法科大学院パンフレットや入学試験要項を刊行，また，進学説明会（学内・学外）の機会において教員および職員が丁寧な対応をはかっている。また，日刊新聞への掲載，各種雑誌の法科大学院特集への掲載などを活用するとともに，ホームページにおいても各種情報を公開している。

資料「明治大学法科大学院の年間の広報活動状況」（抜粋）

媒体	時期	企画名
新聞	４月	「法科大学院広告特集」（朝日・読売・日本経済）
	５月	「法科大学院ガイド」（朝日）
	６月	「読売　法科大学院特集」
	７月	「法科大学院ガイド」（朝日・読売・日本経済）
	11 月	「法科大学院広告特集」（日本経済）
雑誌	４月	「社会人・学生のための日経大学・大学院ガイド」（日経 BP ムック）
	６月	「法科大学院徹底ガイド」（日経キャリアマガジン）
	６月	「法科大学院入試ガイド」（リクルート）
	８月	「社会人・学生のための大学・大学院選び」（リクルート）
	１月	「日経キャリアマガジン２月号　合格者体験記」
ﾈｯﾄ	年間	「www.mi-gaku.to 自分磨きのための大学院・大学・短大・通信教育発見サイト」
	年間	「日経ネット　大学・大学院ナビ」
	年間	「社会人＆学生のためのリクルート大学・大学院ネット」

資料「雑誌等における明治大学法科大学院の紹介」（抜粋）

法学教室 297 号（2005 年６月）「法科大学院を歩く」 　　青山善充教授（民事訴訟法）と三林宏教授（民法）の演習の授業見学
ロースクール研究２号（2006 年７月）「法科大学院における授業方法の研究」 　　環境法・松村弓彦教授
ロースクール研究８号（2008 年４月）法科大学院 REPORT「明治大学」 　　青山善充法科大学院長　≪別添資料 171≫

別添資料 171「ロースクール研究８号（2008 年４月）法科大学院 REPORT「明治大学」（抜刷）

基準９－３－２
　法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

（基準９－３－２に係る状況）
下記の（１）から（10）の各項目について，基本的には下表にある五種類の媒体において，適宜，公表をしている。いずれも，年度ごとに作成をしているものである。
「パンフレット」は，毎年４月に発行し，主に入学希望者に無料で配布している。
「入学試験要項」は，毎年６月中旬に発行し，入学志願者に無料で配布している。残部は，次年度参考ようとして希望者に配布する。
「ホームページ」では，適宜，情報の更新を行い，最新情報が提供できるようにしている。下記 10 項目については，概要の中で紹介している（別添資料 172)。
「法科大学院要項」および「シラバス」は，在学生へ配付するものである。在学生以外でも希望者は，事務室窓口において閲覧が可能である。また，各授業科目については，学外者でも「Oh-o!Meiji」システムをゲストとして，閲覧することができる。

項　目	パンフレット	入学試験要項	ホームページ	法科大学院要項	シラバス
（1）設置者	○		○	○	
（2）教育上の基本組織	○		○	○	
（3）教員組織	○		○	○	
（4）収容定員および在籍者数	○		○		
（5）入学者選抜	○	○	○		
（6）標準修業年限	○	○	○	○	
（7）教育課程および教育方法	○		○	○	○
（8）成績評価および課程の修了	○		○	○	
（9）学費および奨学金等の学生支援制度	○ 別紙	○	○	○	
（10）修了者の進路および活動状況	○		○		

【解釈指針９－３－２－１】

別添資料 172「明治大学法科大学院概況（2008 年度）」

９－４　情報の保管

基準９－４－１
評価の基礎となる情報について，適宜，調査および収集を行い，適切な方法で保管されていること。

（基準９－４－１に係る状況）
「学校法人明治大学個人情報保護方針」（別添資料173）に基づき，「個人情報の保護に関する規程」，「本学における保有個人データの利用目的について」，「本学における個人データの第三者提供について」，「本学への開示等の請求に係る手続きについて」，「本学における個人情報に関する苦情・不服申し立ての受付窓口について」を遵守し，各種の情報の収集と保管について，法科大学院長の指示に基づき，専門職大学院事務長の責任のもと専門職大学院グループ（法科大学院担当）が行っている。

認証評価の基礎となる文書・資料・各種データ等の情報収集については，上記の諸規程に基づき管理されており，耐火金庫および学内保管スペースに保存されている。

また，廃棄については，認証評価が５年毎に実施されること，および「文書の整理および保存に関する規程」（別添資料174）を勘案し次年度以降に順次廃棄を行なうこととしている。
【解釈指針９－４－１－１】

電磁的記録については大学として高いセキュリティ環境が確保されているが，法科大学院独自のデータについてはインターネットやLANによって他のコンピュータに接続されていないコンピュータによって厳格に管理している。保管されている情報については,求めに応じて速やかに提出できる状態にあり,保管期間は５年間を目安としている。
【解釈指針９－４－１－２】
【解釈指針９－４－１－３】

別添資料 173「学校法人明治大学個人情報保護方針」（抜粋） 別添資料 174「文書の整理および保存に関する規程」（抜粋）

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）外部有識者５名からなる外部評価委員会を組織し，自己点検および評価について外部者による検証を行っている。

（イ)本法科大学院独自の制度と思われる,常置委員会制度は非常によく機能している。常置委員会においては，検討すべき問題を細部に至るまで丹念かつ迅速に検討し，問題点の整理，解決の方向性および解決案の提案などを行っている。

（２）改善を要する点

現在の職員数は，本法科大学院の設置初年度である 2004 年度から同一である。本法科大学院の関連業務量は年度毎に急速に拡大・増加しているため，本来なら当然に増員されてしかるべきであるが，他方，2007 年度に実施された事務機構改革により，大学全体の職員数が大幅に減少されることとなった。

現状では，各職員の大幅なスキル・アップと献身的な時間配分により，全業務量をこなしているのが実情であって，このような状態も今後も継続するには無理があり，本法科大学院の関連業務の全体量を考慮すると，職員数の増加が是非とも望まれる。

第１０章　施設，設備および図書館等

1　基準ごとの分析

１０－１　施設の整備

基準１０－１－１
法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育および研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類，規模，質および数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準１０－１－１に係る状況）
（１）法科大学院の授業は，すべてがアカデミーコモン内の教室，演習室で行われており（別添資料 175），特段の問題はない。また，法情報調査については 12 号館の情報教室で集中授業の形式で開講され，模擬裁判については授業運営状況により 11 号館の模擬法廷教室で行われている。　【解釈指針１０－１－１－１】
（２）専任教員（特任・客員教員を含む）の個人研究室は１名１室が確保されている。非常勤教員については，アカデミーコモン 10 階に講師控室が設置されており，午前８時 30 分から午後 10 時 30 分まで開室され，派遣職員４名が配置されている。授業開始前の授業準備のスペースと個人用貸出しロッカーや印刷機器，六法・辞書，法律関連雑誌等が用意されている。　【解釈指針１０－１－１－２】
（３）教室・演習室に加え，アカデミーコモン９階・10 階にはラウンジがあり，ソファ，椅子，テーブル，コピー機，プリンター，飲料自販機等が用意されており，教員と学生の面談スペースは確保されている（特に，時限間の休み時間が 10 分であるため，１時限，３時限・４時限終了後に授業の質問を受け付ける場合に活用されている。）。学習相談（オフィスアワー）は，昼休み又は６時限に演習室で実施されている。
【解釈指針１０－１－１－３】
（４）法科大学院担当職員の執務スペースは，アカデミーコモン 10 階の専門職大学院事務室（155.48 ㎡）内に確保されている。　【解釈指針１０－１－１－４】
≪別添資料９参照≫
（５）学生の自主学習のスペースは中央図書館（1278 席）およびローライブラリー（45 席）があり，必要な図書・雑誌の閲覧・貸出し，情報検索環境が整っている。いずれもレファレンサーが配置されており，常時，学生に対応することが可能である。さらに，法科大学院学生共同研究室（学生自習室＝机・椅子・ロッカーが確保，情報環境も整備済み）が，14 号館２階・３階に在籍学生数を上回る 550 席用意（固定席）されており，図書館の蔵書データ検索や法情報データベースも自席から検索可能である。
また，本法科大学院修了者についても学習スペースが確保されている（2008 年度は 120 席。新司法試験終了後の「修了生と法科大学院教員との意見交換会」およびアンケートにおいて，利用者からは便宜提供への感謝の言葉が数多く寄せられている）。

法科大学院学生共同研究室の開室時間は，午前７時～午後 11 時であり，年末・年始を除き，日曜日・休日も開室されている。　【解釈指針１０－１－１－５】

（６）図書館およびローライブラリー（利用資格は法科大学院学生・修了生および教員）は，管理については図書館事務室・図書館管理グループに依頼しているが，図書・雑誌等の購入については，図書委員会に法科大学院の専任教員がメンバーとして加わり，教育研究に支障をきたさないよう配慮がされている。

アカデミーコモンの教室・演習室は専門職学位課程の４研究科が共用している（２研究科は，主として夜間開講）が，専門職大学院事務長の一元管理のもと，在籍学生数の多い法科大学院の授業が支障なく行われる環境は確保されている。

【解釈指針１０－１－１－６】

別添資料 175「アカデミーコモン教室設備一覧表」 別添資料９『アカデミーコモン利用の手引き』

１０－２　設備および機器の整備

基準１０－２－１
法科大学院の各施設には，教員による教育および研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で，かつ，技術の発展に対応した設備および機器が整備されていること。

（基準１０－２－１に係る状況）

設立当初から学習に必要な情報環境は確保されており，教室，演習室，法科大学院学生共同研究室，ラウンジにすべて情報コンセントが設置されている。また，共通エリアにおいては，プリンター，コピー機が設置されている。

アカデミーコモン内の教室は，ゼミ教室 15 室のうち８室に，60 名規模の教室５室のうち４室に，100 名から 200 名規模の教室３室すべてに，情報操作卓（プレゼンテーション設備）が設置されている（別添資料 175)。

なお，これらの設備・機器を有効に活用できるよう，サポートデスクが駿河台校舎内に２箇所設けられており，電話１本で担当者が駆けつける体制が整っている。

また，模擬法廷（接見室，証人待合室，和解室，調停室，合議室，準備室を併設）には，DVD／HDD レコーダー２台，カメラ４台，OHC（オーバーヘッドカメラ）の機器が設置されており，２台のビデオプロジェクターに切り替えて投影が可能である（①任意のカメラの映像，②４台のカメラで撮影したものを統合した映像を，例えば，裁判官全景，弁護側全景，検察側全景，調停室，裁判官アップ，弁護側アップ，検察側アップに切り替えて操作可)。講義内容・模擬法廷の授業を収録することにより，繰り返して授業でも利用することができる。

別添資料 175「アカデミーコモン教室設備一覧表」

１０－３　図書館の整備

基準１０－３－１
法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育および研究並びに学生の学習を支援し，かつ促進するために必要な規模および内容の図書館が整備されていること。

（基準１０－３－１に係る状況）

本学は９学部を擁する総合大学であり，駿河台地区・和泉地区・生田地区にそれぞれ図書館を擁するが，洋書を含む法律専門書を多く揃えるのは駿河台校舎の中央図書館である。本法科大学院では，この中央図書館とは別に，特に法律学に特化した法科大学院の専門図書館としてローライブラリーを 2004 年４月の開設時から設置している。主たる設置目的を，法科大学院生の予習・復習に役立つ図書・雑誌・資料（法律関連ソフト等電子媒体（別添資料 177）を含む）を広く収集し，その学修に資することにおいているが，ローライブラリー設置にあたっては，本法科大学院の設立母胎でもある法学部の理解と協力のもと，従来法学部に特化した資料センターであった法学部資料センター所蔵の図書等の寄贈を受けており，過去に遡って幅広い法律専門書も揃えているのが特色である。法情報環境を充実するため，学生・教員とも自宅，共同研究室，教員研究室からもアクセスできる環境を整備している。学生の学習用図書および教員の教育・研究用図書購入についても，図書委員会が設置され制度的に図書整備がはかられている。

設置の場所は，大学の中央図書館に隣接する研究棟地下１階であり，閲覧・事務スペースは，199.46 ㎡，書庫スペースは 79.22 ㎡となっている。施設は，座席数（閲覧席）45 席，パソコン：８台（Word・Excel・PowerPoint・インターネット・外部 DB・CD-ROM サーバー・OPAC 利用可能）。法律関連のデータベースで DVD により提供していたものは 2006 年よりオンライン化し，学外からの利用も可能になっている。

コピー機は２台設置されている。

開室時間は月～金 9:30～21:00，土 9:30～19:00，日・祝 10:00～17:00 となっている。

【解釈指針１０－３－１－１】【解釈指針１０－３－１－４】
【解釈指針１０－３－１－７】

ローライブラリーは，法科大学院生および教員（学内の法学系教員を含む）の専用図書館であるが，大学図書館の一部であり，大学組織上は図書館の管理のもとにあり，大学より毎年予算がつけられている。法律学や情報法学・情報技術の操作に精通した本学の図書館職員１名と業務委託（全員が司書資格を保有）がカウンター業務を行い，法科大学院生の予習・復習に必要な図書・文献・資料の所在や，外部データベースへのアクセス方法等につき，個別にアドバイスを行っている。　【解釈指針１０－３－１－２】
【解釈指針１０－３－１－３】
【解釈指針１０－３－１－５】

2008 年３月現在のローライブラリーの所蔵資料は，図書約 9,500 冊，雑誌タイトル 198 誌（和雑誌 153 誌・洋雑誌 45 誌，うち継続購入タイトル和 37 誌・洋９誌）であり，うち法科大学院のシラバスに掲載された参考文献は 220 冊である。

【解釈指針１０－３－１－４】

なお，ローライブラリーの実際の運営に関して，法科大学院の図書委員（全学委員会）が適宜図書館と話し合いを持ち，現状の把握と改善に努め管理・運営に参画し，また随時，図書・雑誌等の選書等を行っている（別添資料 176)。【解釈指針１０－３－１－５】

法科大学院生の学習環境の充実のための補完的存在として中央図書館がある。中央図書館は，ローライブラリーに隣接し，平日の開館時間は通常 8:30～22:00 とローライブラリーより長くなっており，夜間の利用にも対応している。中央図書館では，法律関連の図書・雑誌とともに外部 DB も提供し，各種データベースの利用等に関する情報検索ガイダンスを主題別に実施している。

法科大学院のローライブラリーと中央図書館との関係であるが，院生の利用の便を考慮し，利用数が多い図書・雑誌については，中央図書館と重複してもローライブラリーで購入し，中央図書館では選定対象外の実務資料や問題集も購入している。

【解釈指針１０－３－１－４】

このように，本法科大学院のローライブラリーは，洋書や専門書を多く備える日本でも有数の大学図書館得ある中央図書館と有機的に連関し，両者一体となって教員の教育研究体制を支えるのに十分なものであり，新刊法律雑誌等の受入，閲覧に供する等の管理状況も専門の司書の指導の下，的確に行われている。加えて，学生の学習上の便宜を図るため，一部の基本書やシラバス掲載本については，複数購入し，また，すべて開架式としている。　【解釈指針１０－３－１－６】

院生のローライブラリーの利用状況については，2007 年度のローライブラリーの開室日は 331 日，入館者数（修了生含む）は 18,462 名，年間の毎日平均利用者 55.78 名，年間貸出冊数（教員・院生・修了生の合計）6,296 冊となっており，修了生の利用も一定の数に達している（別添資料 178)。また，2007 年度から，月末整理日もなくし，さらに開館日を増やし，学生の学習上一層の利便性がはかられた。

資料　開館状況・貸出状況

			中央図書館	ﾛｰﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ※2
開館状況	年間開館総数日数（日）		326	331
	土曜日開館日数（日）		44	46
	休日開館日数※1（日）		56	52
	土曜開館総時間数（時間）		412.5	420.5
	休日開館総時間数（時間）		411.5	377.5
	休暇期間中(学年暦)の開館日数(日)(土日を含む)	夏季(8/1-9/19)	43	37
		冬季(12/25-1/7)	6	6
		春季(2/4-3/31)※3	58	53
館外貸出冊数	館外貸出総冊数（冊）		172,319	6,296
	教職員（冊）		10,892	103
	学生（冊）		135,540	6,138
	学外者（冊）		25,887	55

入館者数（人数）	798,056	18,462
利用学生数（人数）	31,074	535

（※1）祝日の土曜日は祝日開館に含む

（※2）ローライブラリー貸出は図書館資産外の雑誌（消耗品）

（※3）春季の開館には入試期間の開館を含む

別添資料 176「2008 年度・2009 年度図書委員名簿」

別添資料 177「ローライブラリーの利用」

別添資料 178「ローライブラリー入館者統計（2007 年度）（在学生・修了生）」

２　優れた点および改善を要する点等

（１）優れた点

（ア）法科大学院専門の独立のローライブラリーが設置され，相当数の蔵書があり，データベースや通信施設も整っていること，専門の司書が常時相談に応ずる体制であること。院生が利用しやすい体制がとられていること。

（イ）一定の専門書も所蔵され，法科大学院学生の研究にも資すること。また，大学の中央図書館との連絡も良い位置にあること。

（ウ）日曜日も開室し，月末整理日をなくすなど，ほぼ毎日開館しており，利用状況も非常に良好であること。

（エ）手続きをとった修了生の利用も認めており，修了後にもライブラリー機能，研究機能が期待されている施設であること。

（２）改善を要する点等

（ア）ローライブラリーは，中央図書館と隣接するも，法科大学院の授業，演習が行われるアカデミーコモンおよび法科大学院学生共同研究室から多少距離がある。大学全体の施設関係に係わることであり，早期の改善は困難であるが，法科大学院独立棟の建設が長期的課題といえよう。

（イ)法科大学院学生から要望のあった大学入試期間にも開室したが,開室時間の延長，開館日数の増加に対する要望がある。

自己評価書:別添資料一覧　　明治大学法科大学院

資料No.	別添資料名
≪冊子≫	
1	『2008年度法科大学院要項（正誤表あり）
2	『2008年度法科大学院シラバス（授業計画）』（正誤表あり）
3	『明治大学法科大学院GUIDEBOOK（2009）』
4	『明治大学法科大学院学則』
5	『2008年度法学部便覧』
6	『2009年度明治大学法科大学院入学試験要項』
7	『ハラスメントのないキャンパスへ』
8	『明治大学法科大学院自己点検・評価報告書　第1号』（正誤表あり）
9	『アカデミーコモン利用の手引き』
≪その他≫	
101	「2008年度明治大学法科大学院開講科目一覧」
102	「明治大学法科大学院専門法曹養成研究教育センター設置要綱」
103	新入生ガイダンス時に配布した「法情報調査」のレジュメ等
104	「民法演習学習のポイント」
105-1	「「模擬裁判（民事）」資料１」
105-2	「「模擬裁判（民事）」資料２」
106	2008年度 法曹実務演習のシラバス（抜粋）
107	「2008年度法科大学院時間割」
108	「教材見本　2008年度　商法演習第1～5回」
109-1	「エクスターンシップの流れ　学生用」
109-2	「エクスターンシップ指導責任者評価作業手順」
110	「プロセス学業評価システム（概要）」
111	「法科大学院成績評価基準に関する申し合わせ」
112	「『プロセス』学業評価システム」取扱説明書
113	「各学年別のGPA成績と順位の目安について（お知らせ）」
114	「成績評価分布 2007年度」
115	法科大学院におけるアカデミックカウンセラー制度に関する内規
116	法科大学院試験要綱
117	法科大学院追試験実施細則
118	法科大学院再試験実施細則
119	法科大学院特別試験実施細則
120	「明治大学法科大学院教務等関係常置委員会（第４回）議事録（2004年７月１日開催）
121	「授業改善のためのアンケート」実施要領
122	「授業改善のためのアンケート」マークシート用紙
123-1	「2007年度前期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
123-2	「2007年度後期のアンケート集計結果　法科大学院全体」
124	「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」
125	「2008年度法科大学院授業相互見学希望アンケート用紙」
126	「法科大学院授業相互見学所感メモ」
127-1	2007年度FD研修会議事録（第１回）
127-2	2007年度FD研修会議事録（第２回）
128-1	2007年度「新司法試験終了後の意見交換会　記録」
128-2	2008年度「新司法試験終了後の意見交換会　記録」
129	「明治大学法科大学院教授会規程」
130	2009年度受験者向け法科大学院情報（折込）
131	「2009年度明治大学法科大学院法務研究科法務選考志願者調書」
132	「法科大学院　年度毎の在籍者数，異動者一覧」
133	「2008年度プレ・ガイダンス実施報告」
134	「2008年度明治大学法科大学院新入生行事日程」（新入生ガイダンス案内）
135	「2008年度前期学習相談（オフィスアワー）実施予定一覧表」
136	「教育補助講師勤務日程表」
137	「ゼミ会合費助成金申請書」
138-1	「教育に関するアンケート2008年5月実施」
138-2	「教育に関するアンケート」の集計結果について
138-3	「教育に関するアンケート2008年5月実施」アンケート結果（未修者aクラス）
138-4	「教育に関するアンケート2008年5月実施」アンケート結果（未修者bクラス）
138-5	「教育に関するアンケート2008年5月実施」アンケート結果（既修者）

資料No.	別添資料名
139-1	「学生の意見を聴く会」記録メモ(2007年6月21日)
139-2	「学生の意見を聴く会」記録メモ（2007年11月15日）
139-3	「学生の意見を聴く会」記録メモ（2008年6月19日）
140-1	教育補助講師との意見交換会（2007年12月実施）
140-2	教育補助講師との意見交換会（2008年5月実施）
141	2008年度TA・RA勤務時間表
142-1	「明治大学奨学金規程」（抜粋）
142-2	「明治大学奨学金の採用に関する基準」（抜粋）
143	「明治大学校友会奨学金要綱」（抜粋）
144-1	法科大学院給費奨学生継続の学業成績基準（既修者コース）
144-2	法科大学院給費奨学生継続の学業成績基準（未修者コース）
144-3	明治大学法科大学院における明治大学校友会奨学金選考内規
144-4	明治大学法科大学院における明治大学校友会奨学金選考内規運用規程
144-5	日本学生支援機構奨学金『推薦・選考基準』（既修者）（未修者）運用についての内規
144-6	日本学生支援機構奨学金　追加補充奨学生選考に関する運用内規
145	「学内診療所」
146	「2006年度FD研修会議事録（第2回）」
147	「身体障害者受入れに係るWG報告書」
148	「全盲学生の受験の可否・および入学後の対応に関して」
149	「企業法務説明会　三井物産」
150	「法科大学院就職・キャリアプランニング支援プラットフォーム」プログラム申請書
151	ジュリナビ
152	「明治大学教員任用規程」（抜粋）
153	「明治大学特任教員任用基準」（抜粋）
154	「明治大学客員教員任用基準」（抜粋）
155	「明治大学兼任講師任用基準」（抜粋）
156	「法科大学院教員の任用，昇格及び任用の更新に関する内規」
157	「2008年度必修科目クラス別担当者一覧表」
158	「展開・先端科目群中の5分野及びその他主要科目の担当者一覧」
159	「明治大学特別研究者制度規程」（抜粋）
160	「明治大学在外研究員制度規程」（抜粋）
161	「法科大学院「教育補助講師」の採用について」
162	「明治大学法科大学院長候補者選考内規」
163	「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」
164	「2008年度法科大学院運営組織」
165	「2008年度職員研修基本計画・職員研修実施要領」
166	「明治大学事務組織図」
167	「法科大学院予算規模」
168	「明治大学法科大学院自己点検・評価報告書（2007年度）」
169	「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」
170	「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」
171	ロースクール研究第9号抜き刷り　法科大学院REPORT
172	「明治大学法科大学院概況（2008年度）」
173	「学校法人明治大学個人情報保護方針」（抜粋）
174	「文書の整理及び保存に関する規程」（抜粋）
175	「アカデミーコモン教室設備一覧表」
176	「明治大学2008・2009年度図書委員名簿」
177	「ローライブラリーの利用」（概要，データベース）
178	「ローライブラリー入館者統計（2007年度）」

≪訪問調査時閲覧≫

非公開1	「第一次書類選考基準」
提出不可能1	明治大学法科大学院授業記録　第1巻第1号講義編
提出不可能2	明治大学法科大学院授業記録　第1巻第2号演習編
提出不可能3	『明治大学法科大学院外部評価報告書　2008年度実施』（2008年7月刊行予定）